

知れば知るほど



町田市 環境白書 2021 —データ集—



町田市

町田市環境白書は 2012 年に策定された「第二次町田市環境マスタープラン」(以下「環境マスタープラン」)に基づき、環境の状況および施策の実施状況を「活動報告」に、市の環境の現状に関するデータを「データ集」にまとめた 2 分冊となっています。

本書は市の環境の現状に関する 2020 年度のデータを取りまとめています。アンケートは、2020 年の状況を評価するものとして 2021 年 3 月に実施しました。「活動報告」とあわせてご活用ください。

なお、*印のついた用語は、巻末に用語解説をまとめてあります。こちらもご活用ください。

はじめに

私たちは、急激な近代化や高度経済成長を経て、物質的な豊かさと便利さを手に入れましたが、その陰では、世界規模の地球温暖化や、自然環境破壊による生物多様性の喪失などが進行しており、将来の課題として残された環境問題はますます深刻なものとなっています。

町田市においては、2012年4月に第二次町田市環境マスタープランを策定し、「望ましい環境像」である「水とみどりとにぎわいの調和した環境都市 まちだ」の実現に向けた取り組みをスタートしました。

環境白書2021は、この「環境マスタープラン」の2020年度の取り組み状況の紹介とともに、2020年度の町田市の環境の現状や動向をまとめたものとなっています。

また、本書「データ集」は、町田市の環境の現状や環境施策の進捗状況をまとめたもので、市が特に力を入れた取り組みを紹介した「活動報告」と構成を分けて編集しています。

より多くの市民・事業者の方に本書を手にとっていただくことで、市内の環境問題に関心を持ち、環境に配慮した活動につなげていただくことを願っております。

町田市長 石 阪 丈 一

目次

1. 町田市の環境測定結果および統計データ.....	5
1.1. 町田市の気温・降水量の推移.....	5
1.2. 町田市のエネルギー消費量と温室効果ガス排出量の推移.....	6
1.3. 町田市の自動車保有台数と公共交通機関利用者数の推移.....	7
1.4. 町田市の地目別土地利用面積と緑地面積の推移.....	9
1.5. 町田市のごみと資源量の推移.....	10
1.6. 町田市の大気環境.....	12
1.7. 町田市の水環境.....	13
1.8. 町田市の騒音.....	15
2. 2021年度エコ（環境）に関する市民アンケート調査結果.....	16
2.1. 調査の概要.....	16
2.2. 調査結果.....	16
3. 環境マスタープランの目標への達成状況.....	28
4. 基本目標に向けた事業の進捗状況.....	30
4.1. 重点事業.....	30
4.2. その他の施策.....	42
5. 町田市環境基本条例.....	70
6. 参考資料.....	74
6.1. 環境基準.....	74
6.2. 主な関係法等とその解説.....	80
6.3. 用語解説.....	82

1. 町田市の環境測定結果および統計データ

町田市の環境測定結果についてデータを示します。

1.1. 町田市の気温・降水量の推移

表1 気温および猛暑日*、熱帯夜*、降水量の変化

年度/単位	最高 気温	平均 気温	最低 気温	猛暑日 日数	熱帯夜 日数	年降水量 mm
	℃	℃	℃	日/年	日/年	
2000	37.8	14.9	-5.7	4	4	1,686
01	38.4	14.4	-6.7	11	8	1,562
02	37.7	14.7	-4.3	8	6	1,872
03	36.0	14.2	-5.8	3	0	2,028
04	37.8	15.4	-5.2	11	0	1,779
05	36.3	14.3	-5.8	6	6	1,456
06	36.7	14.6	-6.1	5	1	1,645
07	38.7	15.1	-3.9	10	3	1,390
08	36.2	14.7	-5.5	7	1	2,103
09	35.7	14.9	-5.4	2	1	1,414
10	37.3	15.2	-5.5	25	13	1,720
11	36.7	14.6	-6.5	11	7	1,672
12	37.5	14.4	-6.1	12	4	1,505
13	37.7	15.0	-7.1	14	5	1,468
14	37.7	14.5	-5.5	10	5	1,798
15	37.5	15.2	-6.0	14	7	1,740
16	38.0	15.3	-6.2	4	0	1,487
17	36.7	14.6	-5.9	2	4	1,515
18	39.3	15.7	-8.7	20	22	1,436
19	37.0	15.3	-4.8	15	11	1,966
20	39.3	15.4	-5.4	19	3	1,605

出典：気象庁データ（八王子地域気象観測所）

1.2. 町田市のエネルギー消費量と温室効果ガス*排出量の推移

表2 エネルギー消費量

年度/単位	エネルギー消費量								一人あたりのエネルギー消費量 MJ
	エネルギー消費量合計 GJ*	総電力使用量 GJ	都市ガス供給量 GJ	ガソリン等消費量 GJ	軽油		ガソリン		
					kl	GJ	kl	GJ	
2000	17,993,699	4,833,659	2,887,763	10,272,277	73,277	2,837,339	211,990	7,434,938	47,458
01	18,176,377	4,933,732	2,962,175	10,280,471	71,189	2,756,498	214,529	7,523,973	47,127
02	18,925,503	5,414,375	3,200,650	10,310,478	69,014	2,672,283	217,786	7,638,195	48,075
03	18,859,652	5,346,691	3,205,208	10,307,752	65,370	2,531,185	221,731	7,776,567	46,953
04	18,460,598	4,831,114	3,242,460	10,387,024	64,739	2,506,770	224,687	7,880,254	45,438
05	19,029,710	5,180,364	3,440,322	10,409,024	63,400	2,454,912	226,793	7,954,112	46,525
06	18,834,472	5,077,627	3,444,052	10,312,793	61,896	2,396,676	225,710	7,916,116	45,585
07	19,112,128	5,178,452	3,618,338	10,315,338	62,740	2,429,363	224,851	7,885,975	45,866
08	19,661,247	5,943,132	3,544,111	10,174,005	60,615	2,347,061	223,167	7,826,943	46,833
09	19,502,421	5,799,985	3,513,904	10,188,531	60,507	2,342,898	223,700	7,845,633	46,138
10	19,933,842	6,059,912	3,673,962	10,199,968	61,681	2,388,364	222,730	7,811,604	46,922
11	19,415,684	5,609,447	3,565,845	10,240,393	62,004	2,400,854	223,527	7,839,539	45,643
12	19,143,978	5,712,674	3,642,650	9,788,653	60,089	2,326,710	212,760	7,461,944	44,964
13	19,087,105	5,718,236	3,577,679	9,791,190	59,806	2,315,766	213,145	7,475,424	44,782
14	18,874,762	5,497,708	3,581,593	9,795,462	60,459	2,341,033	212,546	7,454,430	44,240
15	18,694,922	5,407,924	3,438,526	9,848,473	60,886	2,357,554	213,586	7,490,919	43,788
16	18,751,418	5,484,431	3,512,707	9,754,280	61,584	2,321,717	214,814	7,432,564	43,753
17	18,907,827	5,545,462	3,613,181	9,749,184	61,760	2,328,366	214,475	7,420,819	44,080
18	18,840,293	5,681,070	3,372,638	9,786,586	62,742	2,365,363	214,486	7,421,223	43,949
19	18,615,105	5,381,644	3,406,109	9,827,352	64,089	2,416,168	214,196	7,411,184	43,410

出典：（総電力使用量）東京都提供資料（速報値）

（都市ガス供給量）2000～2016 年度 東京ガス（株）提供資料、2017 年度～東京都提供資料（速報値）

※東京都のデータを参照して算出しており、本環境白書編纂時点で 2020 年度のデータが公表されていないため、2019 年度の数値を掲載します。

表3 温室効果ガス排出量

年度/単位	CO ₂ *排出量					一人あたりのCO ₂ 排出量 t-CO ₂
	合計 t-CO ₂	電力使用によるCO ₂ 排出量 t-CO ₂	都市ガス使用によるCO ₂ 排出量 t-CO ₂	自動車使用によるCO ₂ 排出量 t-CO ₂	一般廃棄物の焼却に伴うCO ₂ 排出量 t-CO ₂	
2010	1,597,716	633,061	171,544	652,637	140,474	3.76
11	1,517,542	588,459	166,496	655,788	106,800	3.57
12	1,671,537	734,713	174,278	651,345	111,200	3.93
13	1,563,146	644,890	171,159	651,497	95,600	3.67
14	1,722,739	797,168	171,355	651,817	102,400	4.04
15	1,661,252	745,092	164,511	655,350	96,300	3.89
16	1,676,498	748,015	168,066	657,917	102,500	3.91
17	1,672,924	730,152	172,887	657,585	112,300	3.90
18	1,637,650	718,024	161,377	660,149	98,100	3.82
19	1,577,904	659,251	162,994	662,959	92,700	3.68

※東京都のデータを参照して算出しており、本環境白書編纂時点で 2020 年度のデータが公表されていないため、2019 年度の数値を掲載します。

1.3. 町田市の自動車保有台数と公共交通機関利用者数の推移

表 4 自動車保有台数および一人あたりの保有台数（1/2）

年度/単位	登録自動車台数					乗用車			乗合自動車	特殊用途車	大型特殊車	乗用車の占める割合	一人あたりの保有台数	世帯当たりの保有台数	一人当たりの保有台数（乗用車のみ）	世帯当たりの保有台数（乗用車のみ）
	台	貨物自動車	普通車	小型車	被けん引車	台	普通車	小型車								
2000	134,518	11,569	3,134	8,413	22	119,117	44,980	74,137	508	3,068	256	88.6	0.35	0.90	0.31	0.80
01	135,231	11,274	3,054	8,220	22	120,196	47,708	72,492	477	3,028	256	88.9	0.35	0.88	0.31	0.78
02	136,319	10,916	2,986	7,930	-	121,830	49,872	71,958	485	2,837	251	89.4	0.35	0.86	0.31	0.77
03	136,452	10,241	2,801	7,440	-	122,854	52,038	70,816	493	2,619	245	90.0	0.34	0.84	0.31	0.75
04	137,342	10,003	2,740	7,263	-	124,071	53,618	70,453	539	2,481	248	90.3	0.34	0.82	0.31	0.74
05	137,458	9,745	2,631	7,088	26	124,566	54,474	70,092	556	2,341	250	90.6	0.34	0.81	0.30	0.74
06	135,902	9,456	2,546	6,886	24	123,377	54,287	69,090	561	2,253	255	90.8	0.33	0.79	0.30	0.71
07	134,964	9,493	2,540	6,935	18	122,394	54,866	67,528	598	2,230	249	90.7	0.32	0.77	0.29	0.69
08	132,580	9,070	2,476	6,580	14	120,591	54,521	66,070	618	2,056	245	91.0	0.32	0.74	0.29	0.67
09	132,329	9,004	2,552	6,438	14	120,391	55,058	65,333	623	2,072	239	91.0	0.31	0.73	0.28	0.66
10	131,698	9,000	2,542	6,441	17	119,707	55,279	64,428	680	2,068	243	90.9	0.31	0.72	0.28	0.65
11	131,572	9,008	2,609	6,385	14	119,558	56,338	63,220	693	2,071	242	90.9	0.31	0.71	0.28	0.65
12	131,100	9,067	2,720	6,333	14	119,048	56,769	62,279	680	2,060	245	90.8	0.31	0.71	0.28	0.64
13	130,697	9,080	2,767	6,299	14	118,643	57,664	60,979	659	2,066	249	90.8	0.31	0.70	0.28	0.64
14	129,408	9,110	2,788	6,308	14	117,291	57,819	59,472	687	2,070	250	90.6	0.30	0.69	0.27	0.62
15	129,143	9,081	2,720	6,346	15	117,044	58,584	58,460	723	2,047	248	90.6	0.30	0.68	0.27	0.62
16	129,513	9,127	2,801	6,306	20	117,305	59,625	57,680	741	2,093	247	90.6	0.30	0.67	0.27	0.61
17	128,929	9,107	2,739	6,344	24	116,707	60,287	56,420	750	2,118	247	90.5	0.30	0.66	0.27	0.60
18	128,704	9,185	2,770	6,389	26	116,354	61,118	55,236	782	2,134	249	90.4	0.30	0.66	0.27	0.59
19	128,172	9,386	2,931	6,423	32	115,568	62,042	53,526	802	2,167	249	90.2	0.30	0.65	0.27	0.58
20	127,594	9,445	2,962	6,451	32	114,921	62,604	52,317	783	2,192	253	90.1	0.30	0.64	0.27	0.57

出典：市町村別自動車保有車両数（一般財団法人 自動車検査登録情報協会編、各年度3月末現在）

表 4 自動車保有台数および一人あたりの保有台数（2/2）

年度/単位	原動機付き自転車等の登録台数	原動機付き自転車					軽自動車					小型特殊自動車	農耕作業車	その他	二輪の小型自動車
		台	第一種(50ccまで)	ミニカー	第二種乙(51~90cc)	第二種甲(91~125cc)	台	二輪車	三輪車	四輪乗用	四輪貨物				
2000	61,334	30,847	27,931	13	1,510	1,393	26,120	4,992	6	10,502	10,620	467	291	176	3,900
01	62,481	30,675	27,555	13	1,501	1,606	27,262	5,076	5	11,616	10,565	470	294	176	4,074
02	63,694	30,874	27,514	10	1,474	1,876	28,260	5,247	5	12,674	10,334	461	291	170	4,099
03	68,825	32,077	28,007	35	1,601	2,434	31,792	5,737	5	15,422	10,628	457	291	166	4,499
04	70,979	32,561	28,207	55	1,615	2,684	33,365	6,033	5	16,491	10,836	458	297	161	4,595
05	73,907	33,330	28,536	93	1,631	3,070	35,394	6,331	4	18,024	11,035	457	296	161	4,726
06	75,459	33,507	28,349	153	1,574	3,431	36,822	6,557	3	19,371	10,891	460	305	155	4,670
07	77,021	33,701	28,157	188	1,556	3,800	38,063	6,768	3	20,435	10,857	452	305	147	4,805
08	78,722	33,517	27,556	210	1,578	4,173	39,816	6,794	4	22,116	10,902	446	306	140	4,943
09	79,285	32,991	26,666	232	1,517	4,576	40,804	6,610	4	23,281	10,909	433	299	134	5,057
10	79,567	33,023	26,695	234	1,522	4,572	41,035	6,663	4	23,292	11,076	433	299	134	5,076
11	79,804	32,058	24,970	256	1,377	5,455	42,266	6,420	4	25,104	10,738	422	301	121	5,058
12	79,058	32,022	24,934	256	1,378	5,454	41,568	6,413	4	24,562	10,589	421	300	121	5,047
13	79,774	31,608	24,167	272	1,285	5,884	42,622	6,346	4	25,754	10,518	420	300	120	5,124
14	81,033	31,190	23,474	254	1,244	6,218	44,195	6,310	4	27,398	10,483	410	295	115	5,238
15	81,908	30,644	22,660	258	1,226	6,500	45,604	6,135	4	29,037	10,428	417	299	118	5,243
16	81,909	29,813	21,732	284	1,163	6,634	46,460	6,047	5	30,058	10,350	418	295	123	5,218
17	81,879	29,125	20,807	299	1,099	6,920	47,055	5,996	6	30,806	10,247	457	299	158	5,242
18	81,680	28,337	19,852	301	1,092	7,092	47,647	5,984	6	31,401	10,256	453	292	161	5,243
19	82,118	27,804	19,098	312	1,072	7,322	48,549	5,920	7	32,194	10,428	454	294	160	5,311
20	82,148	27,084	18,229	315	1,025	7,515	49,180	5,949	6	32,773	10,452	453	292	161	5,431

表5 公共交通機関利用者数 (1/2)

年度/単位	小田急電鉄小田原線						東京急行電鉄田園都市線						京王電鉄相模原線		JR東日本横浜線		
	鶴川		玉川学園前		町田		つくし野		すずかけ台		南町田 グランベリーパーク		多摩境		成瀬	町田	相原
	乗車 千人	降車 千人	乗車 千人	降車 千人	乗車 千人	降車 千人	乗車 千人	降車 千人	乗車 千人	降車 千人	乗車 千人	降車 千人	乗車 千人	降車 千人	乗車 千人	乗車 千人	乗車 千人
2000	11,238	10,934	8,481	8,181	51,064	50,152	2,475	2,437	2,190	2,242	3,990	3,125	1,021	1,147	6,904	36,720	3,901
01	11,337	11,095	8,446	8,206	51,553	50,528	2,422	2,437	2,171	2,149	3,988	3,955	1,305	1,434	6,936	37,315	3,916
02	11,477	11,212	8,392	8,171	51,435	50,583	2,429	2,324	2,169	2,159	4,187	4,231	1,530	1,641	6,970	37,555	3,911
03	11,796	11,531	8,429	8,279	52,090	51,405	2,463	2,382	2,207	2,190	4,559	4,636	1,887	1,998	7,012	38,770	3,904
04	12,003	11,677	8,402	8,496	51,635	50,852	2,415	2,321	2,218	2,160	4,852	4,930	2,115	2,223	6,981	38,264	3,842
05	12,311	12,015	8,458	8,582	51,727	50,941	2,398	2,340	2,178	2,133	5,113	5,096	2,572	2,711	6,999	38,125	3,801
06	12,710	12,396	8,580	8,710	51,936	51,167	2,398	2,340	2,154	2,110	5,573	5,567	2,727	2,905	7,060	38,170	3,751
07	13,138	12,860	8,813	8,923	52,956	52,560	2,407	2,336	2,180	2,119	5,732	5,688	2,921	2,968	7,098	38,680	3,771
08	12,720	12,499	8,916	9,016	53,375	53,189	2,351	2,296	2,142	2,101	5,802	5,803	2,977	3,002	7,091	39,498	3,710
09	12,633	12,444	8,959	9,052	52,931	52,781	2,284	2,251	2,128	2,100	5,739	5,761	3,010	3,024	7,053	39,347	3,686
10	12,515	12,373	8,895	8,976	53,079	52,999	2,255	2,223	2,118	2,096	5,749	5,771	3,105	3,110	7,010	39,813	3,727
11	12,366	12,231	8,827	8,928	52,893	52,839	2,221	2,194	2,118	2,093	5,822	5,854	3,110	3,110	6,905	39,909	3,696
12	12,510	12,377	8,894	9,012	53,227	53,236	2,212	2,189	2,111	2,090	5,975	6,007	3,184	3,176	6,975	40,459	3,721
13	12,757	12,614	8,962	9,063	53,420	53,445	2,270	2,250	2,168	2,148	6,184	6,226	3,341	3,339	7,069	40,493	3,803
14	12,512	12,439	8,687	8,777	52,697	52,792	2,205	2,196	2,098	2,076	6,130	6,162	3,429	3,423	6,957	40,231	3,702
15	12,704	12,646	8,781	8,860	53,364	53,476	2,227	2,215	2,106	2,080	6,216	6,239	3,575	3,565	7,020	40,938	3,767
16	12,645	12,614	8,758	8,841	53,217	53,291	2,231	2,218	2,101	2,077	6,245	6,277	3,664	3,651	6,920	41,043	3,873
17	12,637	12,600	8,773	8,858	53,354	53,437	2,187	2,176	2,132	2,112	5,373	5,363	3,710	3,697	6,986	41,139	3,886
18	12,657	12,616	8,714	8,803	53,559	53,595	2,159	2,148	2,140	2,126	5,519	5,507	3,728	3,716	7,001	41,077	3,875
19	12,635	12,616	8,484	8,565	52,929	52,999	2,117	2,108	2,138	2,116	7,327	7,344	3,722	3,708	6,989	40,589	3,809
20	8,483	8,445	4,887	4,922	36,659	36,626	1,502	1,497	1,422	1,407	6,249	6,281	2,929	2,911	5,214	28,369	2,112

出典：町田市統計書

表5 公共交通機関利用者数 (2/2)

年度/単位	神奈川中央交通 (株)		小田急バス (株)		合計	
	輸送 人員数	延 キロ数	輸送 人員数	延 キロ数	輸送 人員数	延 キロ数
	千人	千km	千人	千km	千人	千km
2000	-	-	-	-	37,782	11,327
01	-	-	-	-	37,218	11,275
02	-	-	-	-	-	-
03	-	-	-	-	-	-
04	35,108	10,810	2,519	900	37,627	11,710
05	35,645	10,718	3,252	982	38,897	11,700
06	34,944	10,738	3,206	982	38,150	11,720
07	35,536	10,793	3,135	982	38,671	11,775
08	35,126	10,758	3,103	982	38,229	11,740
09	34,244	10,766	3,142	982	37,386	11,748
10	33,663	10,669	3,141	982	36,804	11,651
11	33,637	10,786	3,432	982	37,069	11,768
12	33,795	10,620	3,541	982	37,336	11,602
13	34,650	10,504	3,575	982	38,225	11,486
14	33,772	10,427	3,691	982	37,463	11,409
15	33,708	10,054	3,766	982	37,474	11,036
16	34,543	10,240	3,880	982	38,423	11,222
17	36,149	9,677	2,928	982	39,077	10,659
18	36,117	9,647	1,859	691	37,976	10,338
19	35,399	9,520	1,856	680	37,255	10,200
20	25,753	8,917	1,343	663	27,096	9,580

出典：町田市統計書

1.4. 町田市の地目別土地利用面積と緑地*面積の推移

表6 地目別土地利用面積

年度/単位	市域面積							構成比	自然の土地利用						
	宅地	田	畑	山林	雑種地	その他	宅地		田	畑	山林	雑種地	その他		
	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha		ha	ha	ha	ha	ha	ha	
2000	7,162	2,633	121	785	1,067	426	2,130	100.0	36.8	1.7	11.0	14.9	5.9	29.7	27.5
01	7,162	2,652	120	771	1,065	419	2,135	100.0	37.0	1.7	10.8	14.9	5.9	29.8	27.3
02	7,162	2,678	112	748	1,036	416	2,172	100.0	37.4	1.6	10.4	14.5	5.8	30.3	26.5
03	7,162	2,706	105	739	1,042	413	2,157	100.0	37.8	1.5	10.3	14.5	5.8	30.1	26.3
04	7,162	2,809	101	718	930	395	2,209	100.0	39.2	1.4	10.0	13.0	5.5	30.8	24.4
05	7,163	2,862	98	703	909	389	2,202	100.0	40.0	1.4	9.8	12.7	5.4	30.7	23.9
06	7,163	2,895	95	688	891	379	2,215	100.0	40.4	1.3	9.6	12.4	5.3	30.9	23.4
07	7,163	2,915	91	673	884	378	2,222	100.0	40.7	1.3	9.4	12.3	5.3	31.0	23.0
08	7,163	2,933	89	664	872	371	2,234	100.0	40.9	1.2	9.3	12.2	5.2	31.2	22.7
09	7,162	2,941	87	656	869	372	2,237	100.0	41.1	1.2	9.2	12.1	5.2	31.2	22.5
10	7,163	2,952	86	649	861	374	2,241	100.0	41.2	1.2	9.1	12.0	5.2	31.3	22.3
11	7,163	2,963	84	640	858	374	2,244	100.0	41.4	1.2	8.9	12.0	5.2	31.3	22.1
12	7,164	2,971	83	631	850	377	2,252	100.0	41.5	1.2	8.8	11.9	5.3	31.4	21.8
13	7,164	2,983	83	618	846	378	2,256	100.0	41.6	1.2	8.6	11.8	5.3	31.5	21.6
14	7,164	2,993	82	609	849	381	2,250	100.0	41.8	1.1	8.5	11.9	5.3	31.4	21.5
15	7,164	3,005	80	599	851	380	1,479	100.0	41.9	1.1	8.4	11.9	5.3	20.6	21.4
16	7,180	3,016	80	591	847	381	1,484	100.0	42.0	1.1	8.2	11.8	5.3	20.7	21.2
17	7,155	3,029	80	581	843	382	1,487	100.0	42.3	1.1	8.1	11.8	5.3	20.8	21.0
18	7,155	3,044	78	573	839	382	1,491	100.0	42.5	1.1	8.0	11.7	5.3	20.8	20.8
19	7,155	3,052	78	565	839	381	1,494	100.0	42.7	1.1	7.9	11.7	5.3	20.9	20.7
20	7,155	3,069	73	558	837	381	1,496	100.0	42.9	1.0	7.8	11.7	5.3	20.9	20.5

出典：固定資産税概要調査より作成

※ 2015年度より集計方法の変更により、各地目面積の合計は市域面積と異なる。

表7 緑地面積

年度/単位	緑地面積				市域面積 に対する 緑地面積 割合
	総緑地面積	公園緑地等 の都市施設 とする緑地	制度上安定 した緑地	社会通念上 安定した緑 地	
	ha	ha	ha	ha	%
2008	2,051.36	727.02	864.66	459.68	28.6
09	2,048.58	726.59	862.31	459.68	28.6
10	2,046.75	726.51	860.56	459.68	28.6
11	2,058.19	743.70	854.81	459.68	28.7
12	2,059.11	746.24	853.19	459.68	28.8
13	2,051.75	746.11	845.96	459.68	28.7
14	2,058.88	745.26	839.19	474.43	28.8
15	2,050.47	742.40	833.64	474.43	28.6
16	2,055.06	741.70	826.04	487.32	28.7
17	2,063.60	751.38	824.90	487.32	28.8
18	2,054.53	784.07	783.14	487.32	28.7
19	2,052.88	789.20	776.36	487.32	28.7
20	2,044.69	785.36	772.01	487.32	28.6

出典：町田市公園緑地課資料

1.5. 町田市のごみと資源量の推移

(1) ごみ排出量の推移

表8 町田市ごみ排出量 (1/2)

項目	総合計 (総ごみ量+ 集団回収量)		合計 (総ごみ量)											
	I+II	I=A+B	ごみ量小計		収集分					持込分				大口
計算式	I+II	I=A+B	A=a+b	a=①+②+③+④+⑤	燃やせるごみ ①	燃やせないごみ ②	粗大 ③	有害 ④	土砂・瓦礫 ⑤	b=⑥+⑦+⑧	⑥	⑦	⑧	
年度/単位	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	
2000	150,819	139,367	117,887	83,084	73,507	7,324	1,934	243	76	34,803	25,811	8,986	6	
01	152,742	141,288	121,154	84,118	75,421	7,131	1,303	233	30	37,036	26,836	9,507	693	
02	153,726	142,617	122,448	86,685	77,516	7,706	1,233	230	0	35,763	25,931	9,077	755	
03	156,480	145,131	125,298	89,086	79,685	7,953	1,186	262	0	36,212	26,808	8,649	755	
04	154,380	142,868	123,153	88,085	78,622	8,046	1,165	252	0	35,068	26,147	8,146	775	
05	156,400	144,166	122,142	84,473	73,073	9,810	1,333	257	0	37,669	28,015	8,773	881	
06	143,772	131,957	109,642	73,720	65,568	6,444	1,471	237	0	35,922	27,122	7,939	861	
07	139,432	127,445	105,958	73,034	65,501	5,803	1,484	246	0	32,924	25,651	6,551	722	
08	136,035	124,481	103,650	72,589	65,165	5,788	1,390	246	0	31,061	23,958	6,409	694	
09	130,558	119,068	99,152	72,029	64,549	5,845	1,369	266	0	27,123	20,532	5,902	689	
10	129,948	118,593	99,105	71,994	63,995	6,519	1,221	259	0	27,111	21,636	4,814	661	
11	130,821	118,605	100,376	72,964	64,794	6,772	1,241	157	0	27,412	22,259	5,153	-	
12	129,081	117,344	100,198	72,350	64,402	6,566	1,241	141	0	27,848	23,064	4,784	-	
13	129,280	117,462	99,438	71,809	63,889	6,490	1,277	153	0	27,629	23,020	4,609	-	
14	127,587	115,995	98,671	71,780	64,035	6,303	1,290	152	0	26,891	22,962	3,929	-	
15	125,988	114,316	97,553	71,894	64,236	6,220	1,277	161	0	25,659	21,937	3,722	-	
16	123,121	111,549	94,880	71,040	63,553	6,009	1,337	141	0	23,840	20,995	2,845	-	
17	120,540	109,156	92,894	71,278	63,282	6,478	1,374	144	0	21,790	19,645	2,145	-	
18	118,542	107,600	91,789	71,087	62,692	6,771	1,475	149	0	20,702	18,831	1,871	-	
19	120,594	109,902	94,309	72,593	63,665	7,209	1,586	133	0	21,716	19,315	2,401	-	
20	121,363	111,369	94,719	75,522	65,795	7,995	1,576	156	0	19,197	16,816	2,381	-	

出典：町田市清掃事業概要（各年度3月末現在）

表8 町田市ごみ排出量 (2/2)

項目	資源量小計	収集分										持込分		集団回収量 (町内会・子 ども会などの 回収)
		ビン	カン	古紙、 古着・古布	拠点回収 (発泡PE、紙 パック、小型家 電、A・V・CD)	集積所 (ペットボト ル)	実験プラス チック	容器包装プ ラスチック	リサイクル* 広場まちだ	剪定枝				
計算式	B=c+d+e	c=⑨+⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	d	e	II		
年度/単位	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t		
2000	21,480	18,579	3,798	1,691	12,617	299	-	174	-	-	2,901	11,452		
01	20,134	18,635	3,675	1,553	12,927	317	-	163	-	-	1,499	11,454		
02	20,169	18,533	3,675	1,588	12,770	340	-	160	-	-	1,636	11,109		
03	19,833	18,434	3,626	1,460	12,904	362	-	82	-	-	1,399	11,349		
04	19,715	18,477	3,487	1,426	13,164	400	-	0	-	-	1,238	11,512		
05	22,024	20,883	3,526	1,386	15,330	423	218	0	-	-	1,141	12,234		
06	22,315	21,166	3,400	1,320	15,511	400	535	0	-	-	1,149	11,815		
07	21,487	20,285	3,316	1,238	14,762	430	539	-	-	-	1,202	11,987		
08	20,831	18,750	3,266	1,198	13,337	407	542	-	-	-	2,081	11,554		
09	19,916	17,763	3,257	1,153	12,437	372	544	-	-	-	2,153	11,490		
10	19,488	17,455	3,213	1,153	12,139	416	534	-	-	-	2,033	11,355		
11	18,229	16,413	3,103	1,186	11,108	355	695	-	-	-	1,808	12,216		
12	17,146	15,403	3,045	1,177	10,176	355	650	-	-	-	1,743	11,737		
13	18,024	16,286	3,088	1,140	11,057	362	639	-	-	94	1,644	11,818		
14	17,324	15,390	3,033	1,121	10,259	343	634	-	-	108	1,826	11,592		
15	16,763	14,897	3,043	1,013	9,803	343	644	-	51	112	1,754	11,672		
16	16,669	14,880	2,959	1,008	9,470	342	668	-	433	115	1,674	11,572		
17	16,262	14,485	2,900	951	9,180	341	698	-	415	100	1,677	11,384		
18	15,811	14,045	2,764	921	8,834	339	749	-	438	99	1,667	10,942		
19	15,593	13,919	2,721	933	8,780	317	760	-	408	107	1,567	10,692		
20	16,650	14,948	2,914	1,058	9,423	293	831	-	429	89	1,613	9,994		

出典：町田市清掃事業概要（各年度3月末現在）

(2) 資源化（リサイクル）率*の変化・資源量

表9 資源化（リサイクル）率

項目	総資源化量	ごみ資源化量	施設内資源化（ごみとして搬入した物を資源化している量）	施設内資源化					再利用品（家具など）	分別収集（集積所及び拠点運所から回収した物を資源化している量）	ビン	カン	古紙、古書	ペットボトル（拠点回収除く）	拠点回収（ペットボトル、トレイ、小型家電他）	容器包装プラスチック	剪定枝	エコセメント [＊] 化	集団回収量	資源化率（総資源化量/排出量総量）	多摩地区リサイクル率（平均）
				金属類	古紙類	廃プラスチック	固形類（石など）	その他（乾電池・ガラス・廃家電等）													
計算式	Ⅲ=A+B	A=a+b+c+d+e	a=①+②+③+④+⑤	①	②	③	④	⑤	b	c=⑤+⑥+⑦+⑧+⑨+⑩	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	d	e	B	Ⅲ÷(表8のⅠ+Ⅱ)	-
年度/単位	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	%	%
2000	37,246	25,794	4,230	3,363	242	59	-	566	192	18,471	3,798	1,795	12,579	-	299	-	2,901	-	11,452	24.8	24.7
01	34,933	23,479	3,498	3,109	235	58	-	96	222	18,260	3,631	1,652	12,660	-	317	-	1,499	-	11,454	23.0	25.4
02	34,556	23,447	3,378	3,003	227	48	-	100	191	18,242	3,653	1,682	12,590	-	317	-	1,636	-	11,109	22.6	25.9
03	34,529	23,180	3,476	3,183	189	41	-	63	184	18,121	3,583	1,574	12,602	-	362	-	1,399	-	11,349	22.1	26.2
04	34,489	22,977	3,316	3,046	186	54	-	30	155	18,268	3,432	1,538	12,898	-	400	-	1,238	-	11,512	22.4	27.7
05	38,132	25,898	3,945	3,665	169	78	-	33	153	20,659	3,508	1,495	15,031	202	423	-	1,141	-	12,234	24.4	29.4
06	37,015	25,200	2,996	2,682	183	95	-	36	151	20,904	3,389	1,403	15,211	501	400	-	1,149	-	11,815	32.0	35.3
07	45,987	34,000	2,923	2,636	141	110	-	36	124	20,030	3,298	1,320	14,470	512	430	-	1,202	9,721	11,987	33.0	36.7
08	44,308	32,754	2,934	2,645	145	112	-	32	117	18,804	3,266	1,286	13,342	518	392	-	2,081	8,818	11,554	32.6	36.7
09	42,867	31,377	2,775	2,489	137	118	-	31	127	17,822	3,257	1,243	12,429	521	372	-	2,153	8,500	11,490	32.8	36.9
10	42,477	31,122	3,063	2,604	127	136	-	196	123	17,511	3,213	1,237	12,133	512	416	-	2,033	8,392	11,355	32.7	37.6
11	42,278	30,062	3,283	2,642	133	150	-	358	135	16,382	3,103	1,186	11,100	675	318	-	1,562	8,700	12,216	32.3	37.9
12	41,206	29,469	3,515	2,825	169	171	-	350	151	15,372	3,045	1,177	10,178	628	344	-	1,743	8,688	11,737	31.9	37.6
13	42,045	30,227	3,514	2,548	166	216	-	584	134	16,352	3,088	1,140	11,067	614	443	-	1,644	8,583	11,818	32.5	37.5
14	40,843	29,251	3,328	2,409	147	201	-	571	150	15,471	3,033	1,121	10,271	609	437	-	1,826	8,476	11,592	32.0	37.5
15	40,720	29,048	3,846	2,556	117	191	-	982	141	14,928	3,043	1,013	9,813	618	441	51	1,754	8,379	11,672	32.3	37.5
16	40,106	28,534	3,758	2,553	57	146	-	1,026	122	14,966	2,959	1,008	9,483	641	442	433	1,674	8,014	11,572	32.6	37.6
17	38,904	27,520	3,427	2,411	16	104	-	896	67	14,552	2,900	951	9,188	670	428	415	1,677	7,797	11,384	32.3	37.4
18	37,854	26,912	3,423	2,437	15	100	-	871	74	14,102	2,764	921	8,838	718	423	438	1,667	7,646	10,942	31.9	37.3
19	37,664	26,972	3,603	2,611	14	112	-	866	74	13,984	2,721	933	8,785	728	409	408	1,567	7,744	10,692	31.2	36.9
20	38,660	28,666	3,862	3,017	15	118	27	685	53	14,962	2,914	1,058	9,399	795	367	429	1,613	8,176	9,994	31.9	37.9

出典：町田市清掃事業概要（各年度3月末現在）、多摩地域ごみ実態調査

1.6. 町田市の大気環境

(1) 二酸化硫黄 (SO₂) *・二酸化窒素 (NO₂) * 浮遊粒子状物質 (SPM) *・光化学スモッグ*

表 10 測定した大気質および光化学スモッグ*注意報発令回数

年度/単位	二酸化硫黄 (SO ₂)		二酸化窒素 (NO ₂)		浮遊粒子状物質 (SPM)		光化学スモッグ注意報発令回数 回
	町田市平均 (注1) ppm	東京都平均 ppm	町田市平均 (注1) ppm	東京都平均 ppm	町田市平均 (注1) mg/m ³	東京都平均 mg/m ³	
2000	0.002	-	0.025	-	0.040	-	11
01	0.003	0.002	0.026	0.023	0.039	0.025	11
02	0.002	0.002	0.024	0.023	0.037	0.025	10
03	0.001	0.002	0.023	0.023	0.037	0.025	4
04	0.002	0.002	0.022	0.023	0.031	0.025	12
05	0.001	0.002	0.021	0.023	0.031	0.025	10
06	0.001	0.002	0.020	0.023	0.033	0.025	14
07	0.001	0.002	0.019	0.023	0.024	0.025	15
08	0.001	0.002	0.018	0.021	0.023	0.024	11
09	0.001	0.002	0.018	0.021	0.020	0.023	2
10	0.001	0.002	0.017	0.020	0.020	0.021	9
11	0.002	0.002	0.016	0.019	0.020	0.021	3
12	0.001	0.002	0.015	0.018	0.019	0.020	2
13	0.002	0.002	0.014	0.018	0.020	0.021	9
14	0.002	0.002	0.014	0.017	0.020	0.017	4
15	0.002	0.002	0.013	0.017	0.018	0.019	4
16	0.001	0.002	0.012	0.016	0.016	0.017	2
17	0.001	0.001	0.012	0.016	0.015	0.017	0
18	0.001	0.001	0.011	0.015	0.016	0.018	2
19	0.001	0.001	0.010	0.014	0.014	0.016	1
20	0.001	0.001	0.010	0.013	0.013	0.014	1

注 1：平均値は時間値の年平均値を示す。測定地点は 2012 年度に中町から金森に移転。
出典：東京都大気汚染常時測定結果報告及び東京都ホームページ

1.7. 町田市の水環境

(1) 生物化学的酸素要求量 (BOD) *・浮遊物質 (SS) *・溶存酸素量 (DO) *の変化

表11 境川・恩田川・鶴見川の生物化学的酸素要求量 (BOD)

年度/単位	境川 (鶴間一 号橋) mg/ℓ	恩田川 (都橋) mg/ℓ	鶴見川 (麻生 橋) mg/ℓ	環境基準*	
				恩田川 mg/ℓ	境川、 鶴見川 mg/ℓ
2000	4.3	2.5	5.5	5	8
01	5.1	2.2	5.3	5	8
02	2.5	1.1	2.8	5	8
03	3.6	1.4	2.6	5	8
04	2.8	1.9	2.0	5	8
05	2.8	1.3	8.8	5	8
06	1.5	1.0	11.0	5	8
07	2.6	1.5	11.0	5	8
08	2.4	2.4	7.6	5	8
09	1.8	1.4	2.9	5	8
10	2.5	2.8	4.2	5	8
11	2.0	1.1	4.5	5	8
12	1.9	1.3	4.2	5	8
13	1.6	1.9	8.4	5	8
14	1.4	1.7	7.1	5	8
15	1.6	1.1	3.6	5	8
16	1.5	1.4	6.0	5	8
17	1.2	1.3	5.4	2	8
18	1.0	1.1	6.1	2	8
19	1.3	1.5	4.8	2	8
20	1.2	1.0	1.9	2	8

出典：町田市環境保全課資料（年度75%値）

表12 境川・恩田川・鶴見川の浮遊物質 (SS)

年度/単位	境川 (鶴間一 号橋) mg/ℓ	恩田川 (都橋) mg/ℓ	鶴見川 (麻生 橋) mg/ℓ	環境基準	
				恩田川 mg/ℓ	境川、鶴見川 mg/ℓ
2000	4	2	7	50	100
01	5	3	7	50	100
02	3	2	5	50	100
03	3	3	5	50	100
04	5	4	4	50	100
05	5	3	4	50	100
06	3	2	3	50	100
07	3	2	3	50	100
08	2	2	5	50	100
09	2	1	3	50	100
10	3	3	3	50	100
11	2	2	4	50	100
12	3	3	5	50	100
13	2	2	2	50	100
14	2	2	2	50	100
15	3	2	4	50	100
16	1	2	3	50	100
17	3	2	2	25	100
18	2	2	4	25	100
19	1	1	1	25	100
20	3	3	4	25	100

出典：町田市環境保全課資料（年度平均値）

表13 境川・恩田川・鶴見川の溶存酸素量 (DO)

年度/単位	境川 (鶴間一 号橋) mg/ℓ	恩田川 (都橋) mg/ℓ	鶴見川 (麻生 橋) mg/ℓ	環境基準	
				恩田川 mg/ℓ	境川、 鶴見川 mg/ℓ
2000	9.7	12.2	11.3	5	2
01	9.8	12.4	10.9	5	2
02	9.1	12.0	10.7	5	2
03	9.6	11.5	10.9	5	2
04	9.7	12.0	12.3	5	2
05	10.3	12.6	10.3	5	2
06	9.6	11.6	9.8	5	2
07	10.4	11.3	9.4	5	2
08	10.8	11.8	10.2	5	2
09	10.2	11.3	10.0	5	2
10	10.5	11.8	9.9	5	2
11	10.6	11.7	9.3	5	2
12	10.0	11.0	8.7	5	2
13	11.0	12.0	10.2	5	2
14	11.0	11.9	10.2	5	2
15	10.8	11.0	9.2	5	2
16	10.8	11.8	9.2	5	2
17	11.0	11.0	10.0	7.5	2
18	10.0	12.0	10.0	7.5	2
19	11.0	11.0	10.0	7.5	2
20	12.0	12.0	11.0	7.5	2

出典：町田市環境保全課資料（年度平均値）

(2) 下水道普及率の変化

表 14 市内の下水道普及率

年度/単位	人口普及率	面積普及率
	%	%
2000	77.5	47.1
01	79.3	50.6
02	80.7	53.0
03	81.9	55.3
04	82.4	56.4
05	82.6	57.3
06	83.2	58.3
07	84.4	60.0
08	92.9	60.9
09	94.2	63.2
10	95.7	65.4
11	97.1	66.8
12	97.6	67.6
13	98.2	68.2
14	98.4	68.3
15	98.5	68.5
16	98.6	68.5
17	98.7	69.4
18	98.8	69.9
19	98.8	70.1
20	98.9	70.4

出典：町田市下水道整備課資料

1.8. 町田市の騒音

表 15 道路騒音（2020年度面的評価*による環境基準*の達成状況）

調査対象道路 (2020年度調査)	時間帯	面的評価(全体)		
		環境基準 非達成 戸数	環境基準 達成戸数	環境基準 達成率
		戸	戸	%
一般国道16号 (相原)	昼間	35	248	87.6
	夜間	43	240	84.8
一般国道246号	昼間	73	476	86.7
	夜間	134	415	75.6
府中町田線	昼間	0	414	100.0
	夜間	4	410	99.0
府中町田線	昼間	1	219	99.5
	夜間	6	214	97.3
八王子町田線 (相原町)	昼間	0	143	100.0
	夜間	1	142	99.3
八王子町田線 (小山町)	昼間	14	2,133	99.3
	夜間	17	2,130	99.2
相模原大蔵町線	昼間	0	620	100.0
	夜間	0	620	100.0
川崎町田線	昼間	0	1,613	100.0
	夜間	2	1,611	99.9
全体	昼間	123	5,866	97.9
	夜間	207	5,782	96.5

出典：町田市環境保全課資料

表 16 航空機騒音（直近3年度分）

測定者	測定場所	年度	測定日数 (日)	騒音発生回数(回)※1					最大騒音 レベル (dB)	Lden※2	
				70~79 dB	80~89 dB	90~99 dB	100 dB以上	合計		測定結果 (年平均値)	環境基準
町田市	本町田東小学校	2018	365	1,049	87	6	0	1,142	95.1	42	57以下
		2019	366	1,058	69	1	0	1,128	90.6	41	
		2020	365	1,141	46	1	0	1,188	90.6	41	
	小山小学校	2018	361	3,024	174	3	0	3,201	97.6	48	※3 指定なし
		2019	366	3,293	148	6	0	3,447	99.4	48	
		2020	365	3,139	130	4	0	3,273	96.5	47	
	町田第五小学校	2018	365	1,578	168	5	2	1,753	104.7	45	57以下
		2019	366	1,471	209	0	0	1,680	89.0	45	
		2020	365	1,567	216	0	0	1,783	86.2	45	
	忠生第三小学校	2018	357	723	55	16	0	794	94.2	42	57以下
		2019	366	849	43	18	0	910	96.6	43	
		2020	365	819	26	1	0	846	93.5	39	
南中学校	2018	360	538	72	5	0	615	99.5	41	57以下	
	2019	366	449	39	1	0	489	91.0	39		
	2020	354	465	29	1	0	495	97.0	37		

※1 騒音発生回数は、70dB(デシベル)以上の騒音が5秒以上継続した回数です。

※2 Ldenは2013年4月から航空機騒音に係る環境基準の評価指標として採用されており、単位はdB(デシベル)で表します。

夕方・夜間など静かな時間帯に重み付けをおこない算出しています。

※3 航空機騒音に係る環境基準については国(平成19年12月17日環境省告示第114号)により、地域指定については東京都(平成20年12月22日東京都告示第1577号)により定められています。

出典：町田市環境保全課資料

2. 2021 年度エコ（環境）に関する市民アンケート調査結果

町田市民を対象に実施した環境に関するアンケート調査の結果です。

2.1. 調査の概要

<アンケート調査概要>

調査地域	町田市全域
調査対象	満 15 歳から 80 歳までの町田市在住者
調査方法	郵送による配布、回収
抽出方法	住民基本台帳（2021 年 3 月 1 日現在）より無作為抽出
配布数	3,000 部
回収数	1,087 部（36.2%）
調査期間	2021 年 3 月 12 日～3 月 26 日

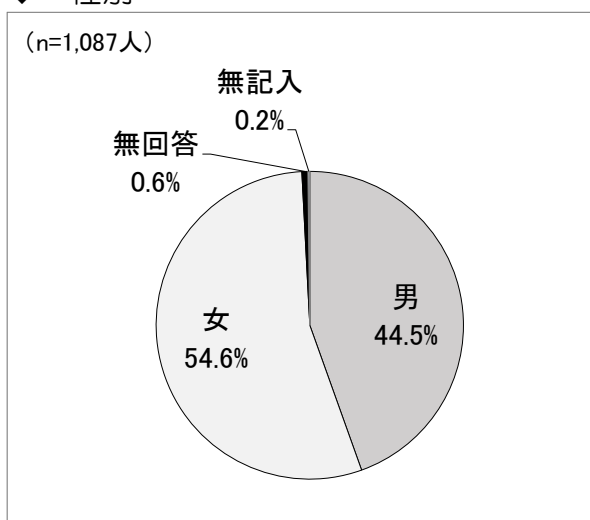
町田市民を対象に実施した環境に関するアンケート調査の結果です。

- ・ 集計結果は、小数点第二位を四捨五入しているため、合計が 100%とならない場合があります。
- ・ 調査結果のグラフに記載されている「無回答」及び「無記入」の違いについて、アンケート調査票に「無回答」という選択肢がある場合には「無回答」、無記入・無効回答の場合は「無記入」に計上しています。
- ・ グラフに記載の「n 値」はサンプル数を表しています。

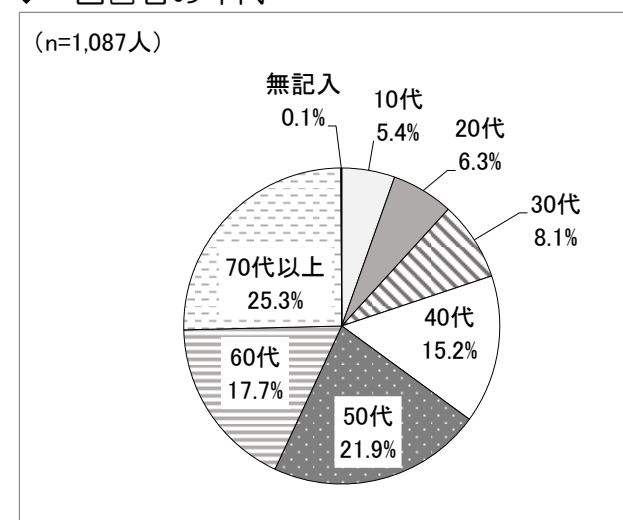
2.2. 調査結果

（1）回答者の属性

◆ 性別



◆ 回答者の年代



※ 小数点第二位を四捨五入しているため、合計が 100%とならない場合があります。

◆ 回答者の居住地<回答者の居住地一覧（五十音順）>

No.	住所	回答数	回答率
1	相原町	39	3.6%
2	旭町	19	1.7%
3	大蔵町	15	1.4%
4	小川	32	2.9%
5	小野路町	9	0.8%
6	小山ヶ丘	28	2.6%
7	小山田桜台	12	1.1%
8	小山町	47	4.3%
9	金井	32	2.9%
10	金井ヶ丘	19	1.7%
11	金森	34	3.1%
12	金森東	16	1.5%
13	上小山田町	14	1.3%
14	木曽西	24	2.2%
15	木曽東	33	3.0%
16	木曽町	1	0.1%
17	高ヶ坂	25	2.3%
18	下小山田町	11	1.0%
19	真光寺	13	1.2%
20	真光寺町	2	0.2%
21	函師町	18	1.7%
22	忠生	17	1.6%
23	玉川学園	39	3.6%
24	つくし野	22	2.0%
25	鶴川	38	3.5%
26	鶴間	21	1.9%
27	常盤町	6	0.6%

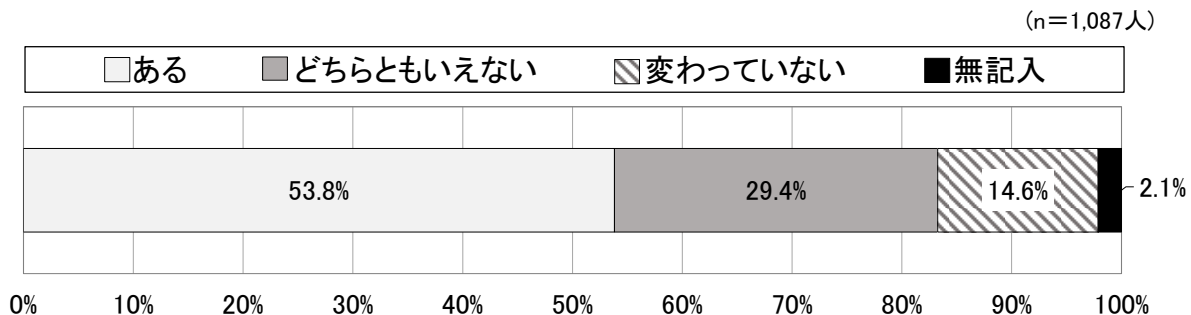
No.	住所	回答数	回答率
28	中町	19	1.7%
29	成瀬	27	2.5%
30	成瀬が丘	12	1.1%
31	成瀬台	18	1.7%
32	西成瀬	15	1.4%
33	根岸	5	0.5%
34	根岸町	2	0.2%
35	能ヶ谷	37	3.4%
36	野津田町	27	2.5%
37	原町田	47	4.3%
38	東玉川学園	13	1.2%
39	広袴	12	1.1%
40	広袴町	4	0.4%
41	藤の台	6	0.6%
42	本町田	50	4.6%
43	南大谷	31	2.9%
44	南つくし野	16	1.5%
45	南成瀬	26	2.4%
46	南町田	32	2.9%
47	三輪町	6	0.6%
48	三輪緑山	13	1.2%
49	森野	28	2.6%
50	薬師台	9	0.8%
51	矢部町	4	0.4%
52	山崎	1	0.1%
53	山崎町	32	2.9%
54	無記入	9	0.8%

※ 小数点第二位を四捨五入しているため、合計が100%とならない場合があります。

(2) 環境問題について

1) 町田市の気候について

あなたは、町田市の気候が以前と比べて変わってきていると感じたことがありますか（1つ）。



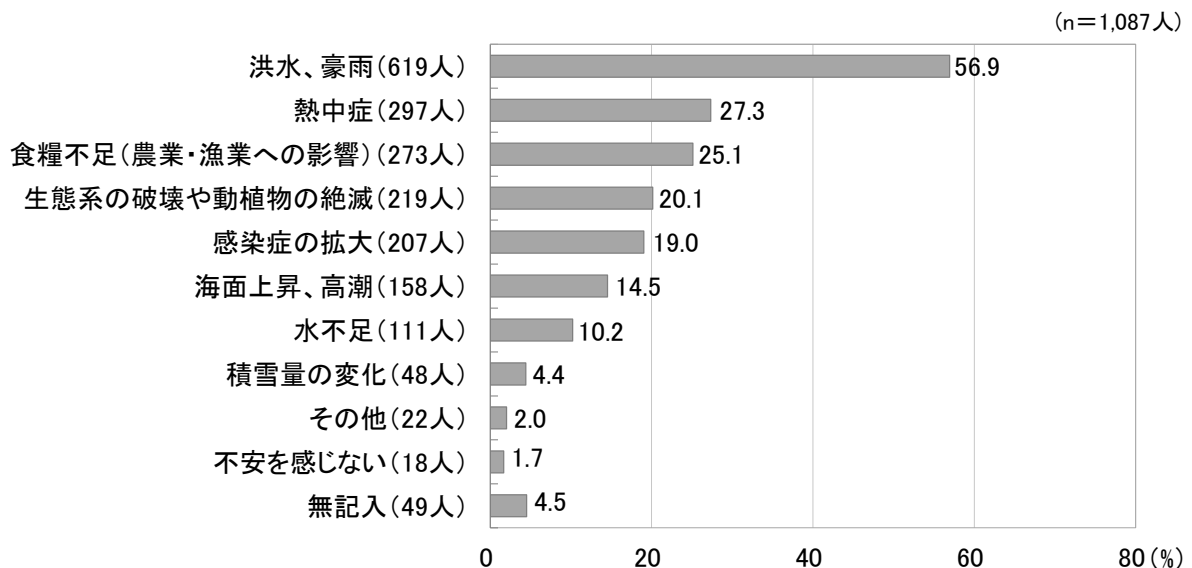
※ 小数点第二位を四捨五入しているため、合計が100%とならない場合があります。

【結果の整理】

53.8%の市民が「変わってきている」と感じています。一方、29.4%の市民が「どちらともいえない」、14.6%の市民が「変わっていない」と感じています。

2) 地球温暖化*について

地球温暖化の影響とされることで、あなたが不安に感じることは何ですか（2つまで）。



【主なその他意見】

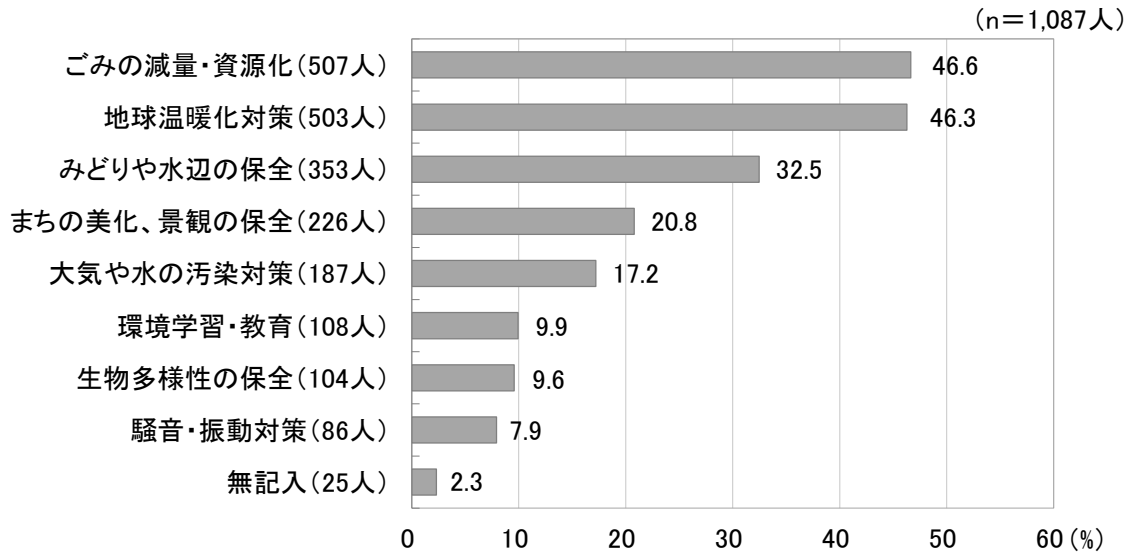
- 気温の上昇（8件）
- 海水温の上昇や暴風雨（4件）
- 台風などによる災害（3件）
- オゾン層破壊（1件） など

【結果の整理】

56.9%の市民が「洪水・豪雨」に不安を感じています。次いで、「熱中症」（27.3%）、「食糧不足」（25.1%）、「生態系の破壊や動植物の絶滅」（20.1%）となっています。

(3) 町田市への要望

町田市が実施している取り組みで、今後も力をいれていくべきだと思うものは何ですか（2つまで）。



【主なその他意見】

- ・車道の拡張などの道路整備（5件）
- ・景観配慮（1件）
- ・地産地消の推進（1件）
- ・動物のふん対策（1件）
- ・再生可能エネルギーの導入推進（1件）
- など

【結果の整理】

市の取り組みとして、46.6%の市民が「ごみの減量・資源化」に力をいれていくべきと感じています。次いで、「地球温暖化対策」（46.3%）、「みどりや水辺の保全」（32.5%）となっています。

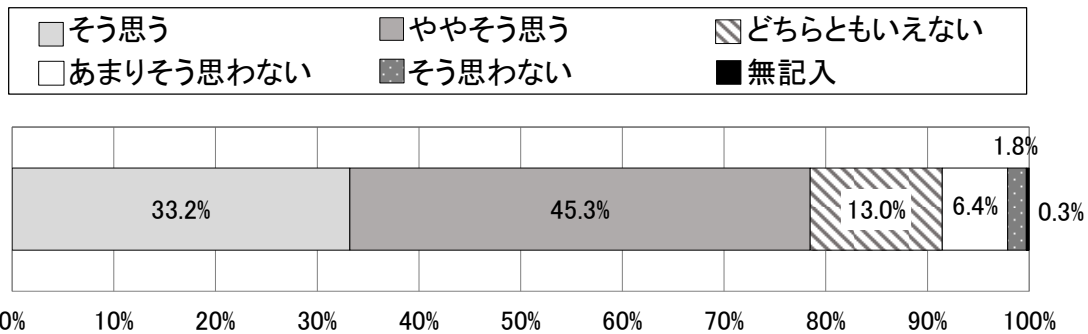
(4) 町田市の環境について

1) 町田市のみどりについて

① 緑の豊かさ

市は緑が豊かな都市であると思いますか（1つ）。

(n=1,087人)



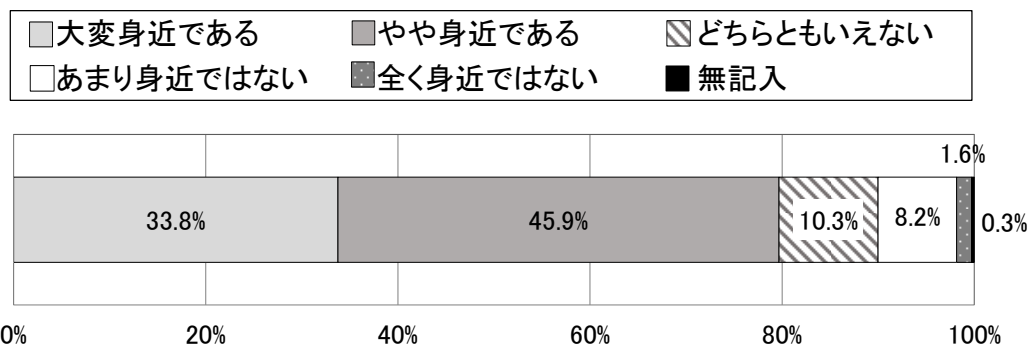
【結果の整理】

78.5%の市民が、「そう思う」・「ややそう思う」と回答しています。一方、8.2%の市民が、「あまりそう思わない」・「そう思わない」と回答しています。

② みどりの身近さ

市にあるみどり（公園・緑地・農地・水辺等）はあなたにとって身近ですか（1つ）。

(n=1,087人)



※ 小数点第二位を四捨五入しているため、合計が100%とならない場合があります。

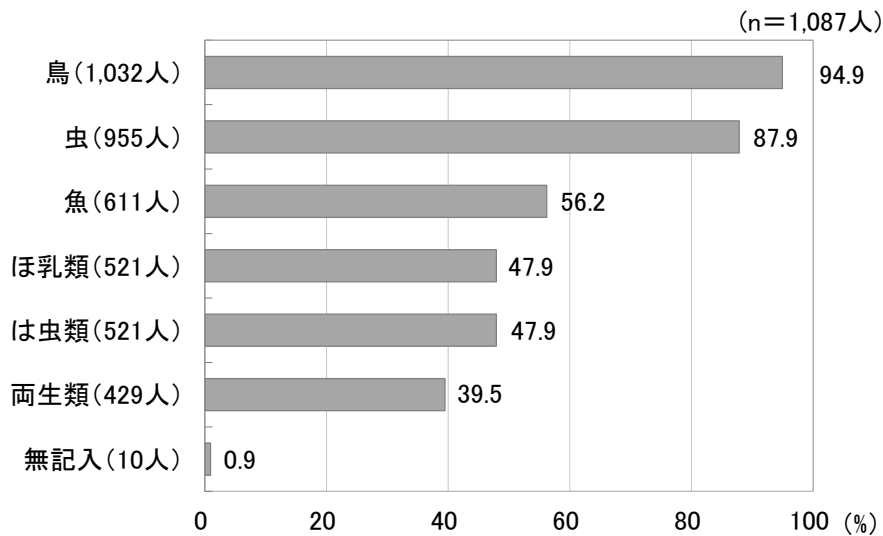
【結果の整理】

79.7%の市民が「大変身近である」・「やや身近である」と回答しています。一方、9.8%の市民が、「あまり身近ではない」・「全く身近ではない」と回答しています。

2) 町田市の生きものについて

① 見かける生きもの

町田市で以下の生きものを見ることはありますか（あてはまるもの全て）。

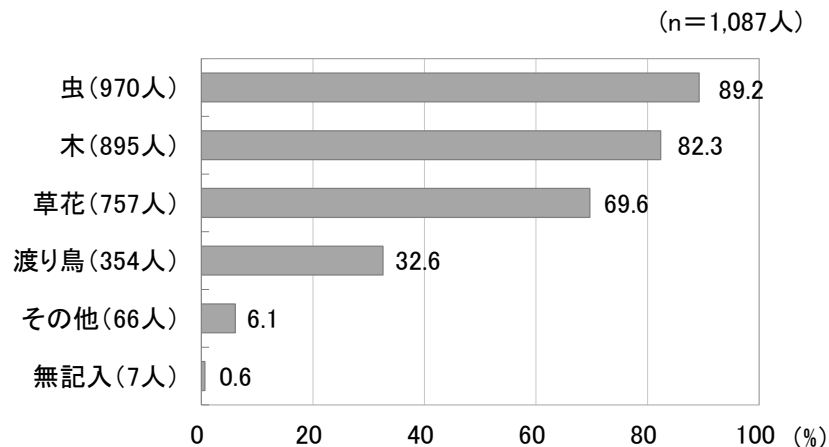


【結果の整理】

94.9%の市民が「鳥」を市で見ることがありました。次いで、「虫」（87.9%）、「魚」（56.2%）、「ほ乳類」・「は虫類」（47.9%）となっています。

② 季節を感じる生きもの

町田市のどのような生きものに、季節を感じますか（あてはまるもの全て）。



【主なその他意見】

- ・雲や風、気候の変化（4件）
- ・桜（2件）
- ・山菜や作物（4件）
- ・鳥の巣作り、ウグイスなどの鳴き声（3件）
- など

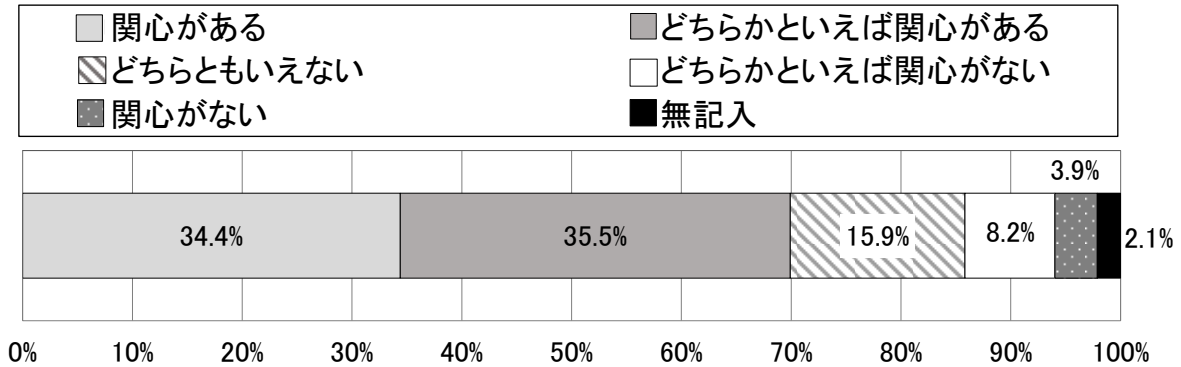
【結果の整理】

89.2%の市民が「虫」に季節を感じています。次いで、「木」（82.3%）、「草花」（69.6%）となっています。

② 生きものへの関心

生きもの（鳥、昆虫、植物等）に関心がありますか（1つ）。

(n=1,087人)

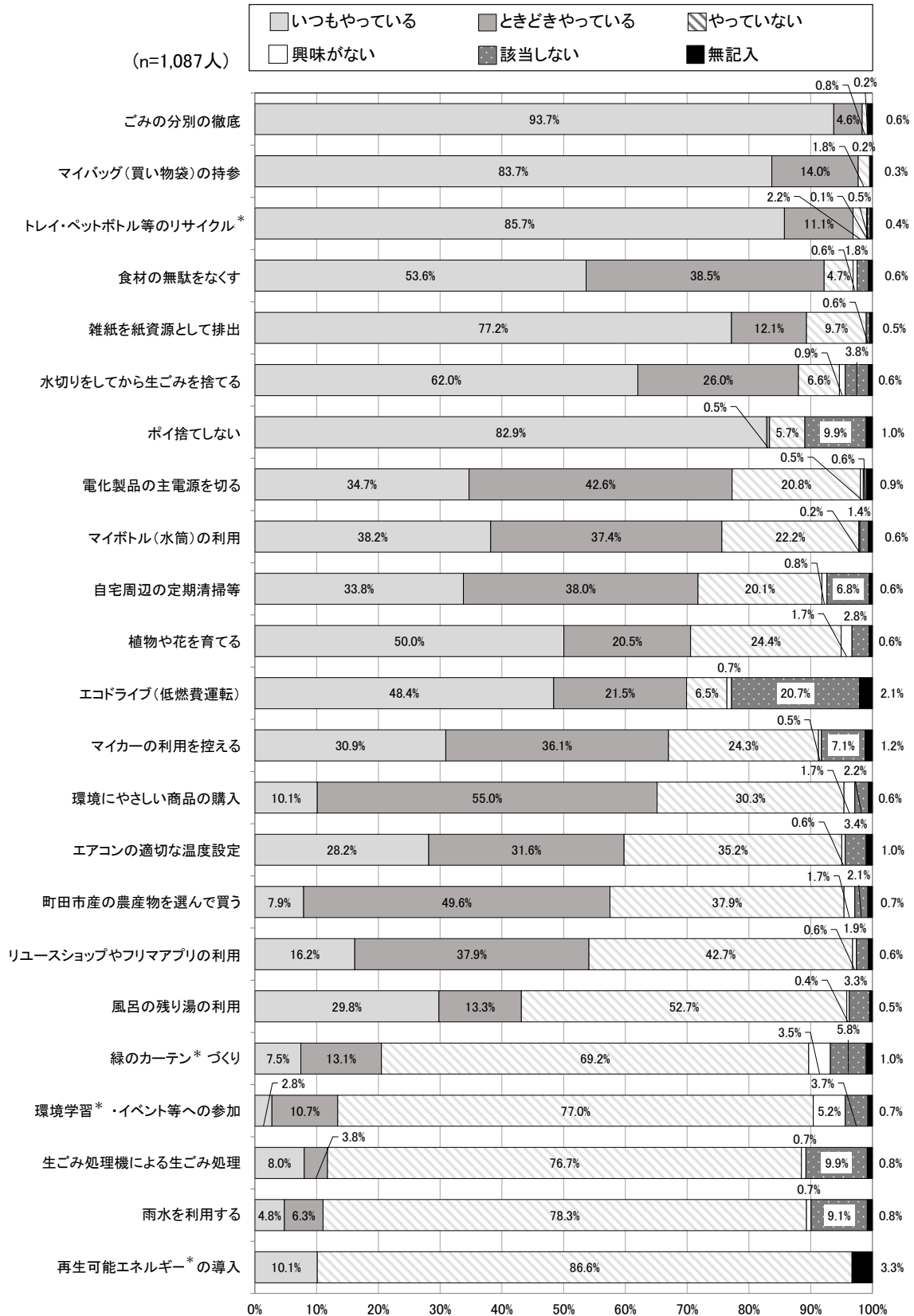


【結果の整理】

69.9%の市民が、生きものに「関心がある」「どちらかといえば関心がある」と回答しています。一方、12.1%の市民が、生きものに「関心がない」「どちらかといえば関心がない」として回答しています。

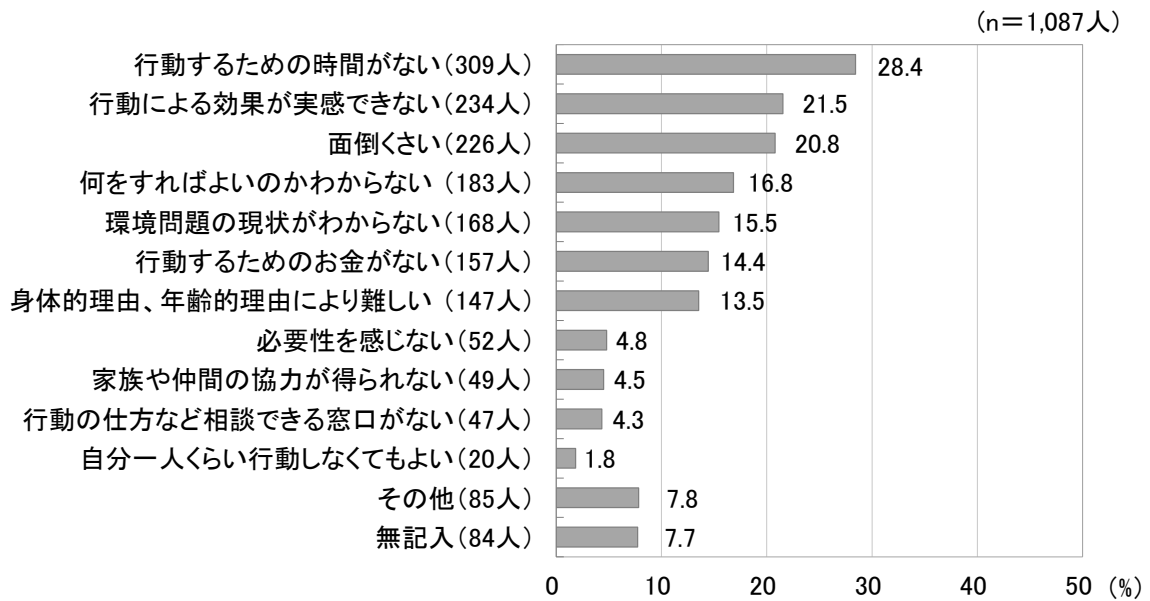
(4) 環境に配慮した行動について

あなたはご家庭でどのような環境に配慮（又は対応）した行動を行っていますか（1つ）。



※小数点第二位を四捨五入しているため、合計が100%とならない場合があります。

環境に配慮した行動を行う上で難しい点、十分な取り組みが行えない、あるいは環境に配慮した行動を行わない理由は何ですか（2つまで）。



【主なその他意見】

- 出来ることは実施している(29件) ・マンションや賃貸アパートなど家の構造(16件)
- 高齢による体力低下、体調不良(14件) など

【結果の整理】

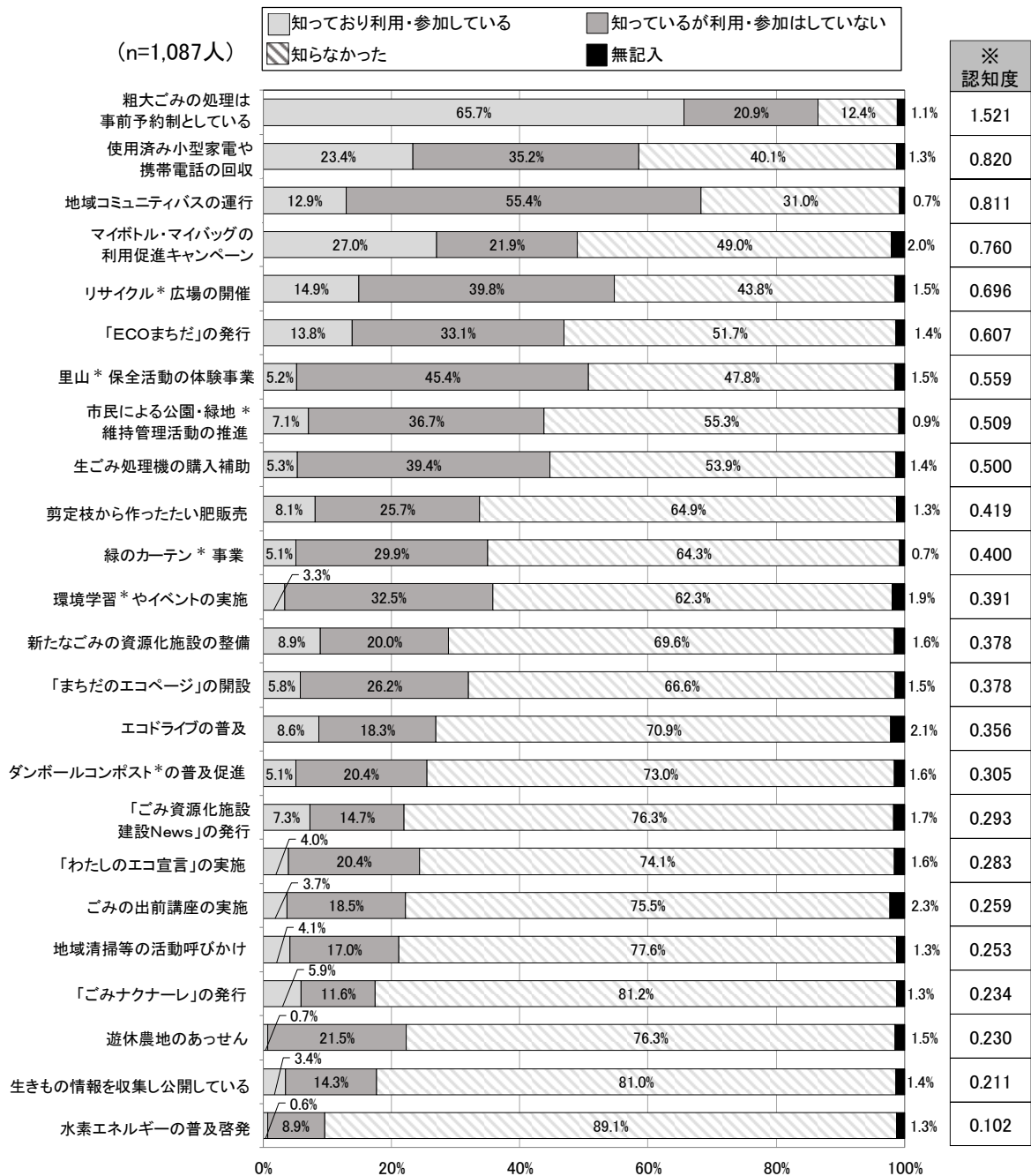
環境に配慮した行動で「いつもやっている」と「ときどきやっている」を合計した割合の高い項目は、「ごみの分別の徹底」が98.3%と最も高く、次いで、「マイバッグの持参」(97.7%)、「トレイ・ペットボトル等のリサイクル」(96.8%)でした。特に、「ごみの分別の徹底」は93.7%、「トレイ・ペットボトル等のリサイクル」は85.7%、「マイバッグの持参」は83.7%、「ポイ捨てしない」は82.9%の市民が「いつもやっている」と回答しており、ごみについて市民の意識が高いことがうかがえます。

一方で、「やっていない」の割合が高い項目は、「再生可能エネルギーの導入」(86.6%)、「雨水の利用」(78.3%)、「環境学習・イベント等への参加」(77.0%)でした。

環境に配慮した行動を行う上で、「難しい点」「取り組みが行えない・行わない」理由として、「行動するための時間がない」(28.4%)、「行動による効果が実感できない」(21.5%)が多く見られました。その他意見では、「マンションや賃貸アパートなど家の構造」といった意見が多く見られました。

(4) 市の取り組みの認知度

市が実施している取り組みについて、知っていましたか（1つ）。



※ 小数点第二位を四捨五入しているため、合計が100%とならない場合があります。

※認知度の算定方法

$$\text{認知度} = \frac{\{2 \times \text{「知っており参加している」} + 1 \times \text{「知っているが参加していない」} + 0 \times \text{「知らなかった」}\}}{\text{総回答数}}$$

(補足) $0 \leq \text{認知度} \leq 2$ の範囲で値が大きいほど、認知度が高くなります。

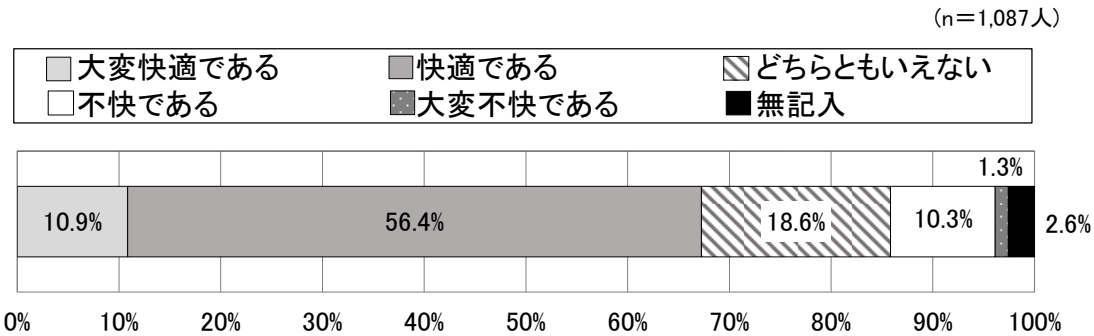
【結果の整理】

最も認知度が高い取り組みは、「粗大ごみの処理は事前予約制としている」であり、86.6%の市民が「知っている」と回答しています。一方、認知度が低い取り組みとしては、「水素エネルギーの普及啓発」で89.1%の市民が知らなかったと回答しており、次いで「生きもの情報を収集し公開している」、「「ごみナクナーレ」の発行」となっています。

(5) 身の周りの環境について

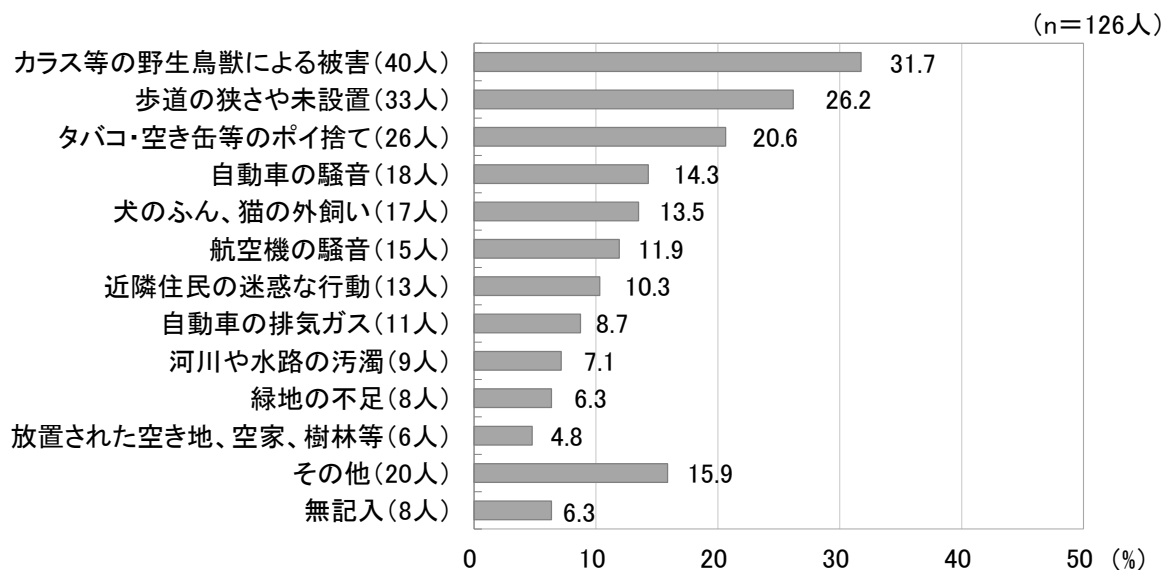
1) 環境の快適さ

現在あなたがお住まいになっている周辺の環境は、あなたにとって快適ですか（1つ）。



※ 小数点第二位以下を四捨五入しているため、合計が100%とならない場合があります。

「不快である」「大変不快である」を選択の方、現在お住まいになっている周辺の環境について、気になっていることは何ですか（2つまで）。



【主なその他意見】

- 道路のひび割れ、段差などの道路整備（5件）
- 害虫が多い（2件） など

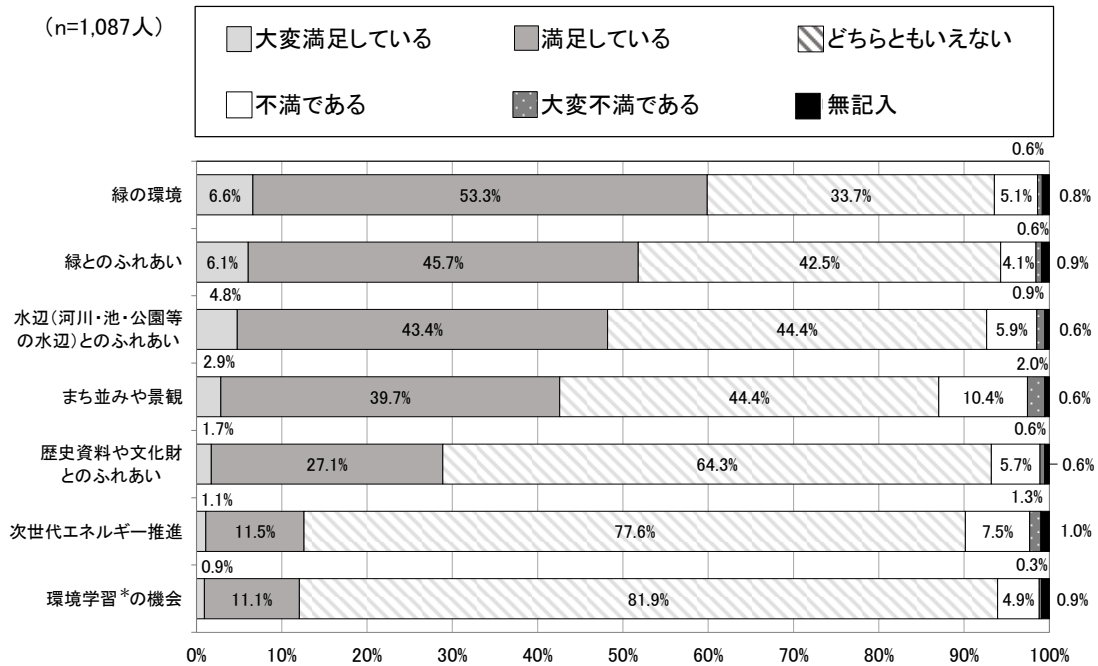
【結果の整理】

67.3%の市民が「大変快適」・「快適」とする一方、11.6%の市民が「不快」・「大変不快」としていました。「不快」・「大変不快」の理由として、最も多いのが「カラス等の野生鳥獣による被害」（40人）であり、次いで、「歩道の狭さや未設置」（33人）、「タバコ・空き缶等のポイ捨て」（26人）が多く選ばれています。

その他意見では、「道路にひび割れや段差がある」といった意見が見られました。

2) 環境の満足度

次の環境の現状について、どのように感じていますか（1つ）。



【結果の整理】

「緑の環境」における満足度が最も高く、59.9%の市民が「大変満足」・「満足」と回答しています。以下、「緑とのふれあい」が51.8%、「水辺とのふれあい」が48.2%となっています。

3. 環境マスタープラン*の目標への達成状況

環境マスタープランでは5つの基本目標と、基本目標ごとに3つの達成目標を設定しています。以下の表では、達成目標に対する進捗状況を記載しています（年度の記載がない基準年度は2010年度、目標年度は2021年度です）。

2012年度からの10年間の計画である環境マスタープランは、2016年度で前期の5年間（2012年度～2016年度）が終了し、2017年度からの5年間（2017年度～2021年度）は「後期アクションプラン」の実施期間として、2021年度の達成目標の実現を目指していきます。

基本目標1 地域で取り組む地球温暖化*の防止 ～低炭素社会を目指すまちづくり～

基準年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	目標年度
①市民一人あたりの二酸化炭素*排出量（2010年度、3.8 t-CO ₂ */人）の10%削減を目指します。						
3.8 t-CO ₂ /人	3.91 t-CO ₂ /人	3.90 t-CO ₂ /人	3.82 t-CO ₂ /人	3.68 t-CO ₂ /人	集計中	3.42 t-CO ₂ /人
②再生可能エネルギー*の市内エネルギー消費量に対する割合0.3%（2010年度、0.05%）を目指します。 ※下段は、市内の再生可能エネルギー（FIT）導入率						
0.05%	0.16%	-	-	-	-	0.30%
-	-	2.5%	2.7%	2.9%	集計中	-
③マイカーの使用はできるだけ控え、徒歩または自転車、電車、バスを利用する市民の割合（2011年度、37.1%）の10ポイント増の47.1%を目指します。						
37.1% (2011年度)	31.2%	29.2%	26.4%	32.2%	30.9%	47.1%

②市内のエネルギー消費量に対する再生可能エネルギーの割合は、2016年度まで実施していた設置補助事業による導入設備を対象としていたため、事業が完了した2017年度以降は、FITによる町田市の再生可能エネルギーの導入状況（環境省公表）を参考として記載します。

基本目標2 自然環境と歴史的文化的環境*の保全 ～水とみどりと生き物を守り育むまちづくり～

基準年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	目標年度
①市域面積に占める安定的に確保された緑地*の割合（2010年度、28.9%）を2020年度までに概ね30.0%確保することを目指します。						
28.9%	28.7%	28.8%	28.7%	28.7%	28.6%	30.0% (2020年度)
②町田市内での水辺（河川・池・公園等の水辺）とのふれあいについて満足している市民の割合（2011年度、39.8%）の10ポイント増の49.8%を目指します。						
39.8% (2011年度)	44.3%	42.7%	46.6%	52.0%	48.2%	49.8%
③生きものに関心のある市民の割合40%（2013年度、31.3%）を目指します。						
31.3% (2013年度)	27.8%	37.4%	37.5%	33.7%	34.4%	40.0%

基本目標3 持続可能な循環型社会*の構築 ~ごみを減らし資源を有効活用するまちづくり~

基準年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	目標年度
①ごみとして処理する量（2009年度、9万9千t）を40%削減し、2020年度に6万tにします。						
99,152 t (2009年度)	94,880 t	92,894 t	91,789 t	94,309 t	94,719 t	60,000t (2020年度)
②一人一日あたりの総ごみ量（2010年度、842g/人・日）を、2020年までに782g/人・日に削減することを目指します。						
842.0 g/人・日	787.8 g/人・日	769.7 g/人・日	757.8 g/人・日	767.9 g/人・日	774.7 g/人・日	782.0 g/人・日 (2020年度)
③資源化率*（2010年度、26.7%）を、2020年度までに54%まで高めることを目指します。						
26.7%	26.1%	25.8%	25.5%	24.8%	25.1%	54.0% (2020年度)

①のごみとして処理する量は、全ごみ量から資源として集めた量を除いたもの。

※「町田市環境白書 2020」で掲載した「一人一日あたりの総ごみ量」に一部誤りがありましたので数値を修正しています。

基本目標4 良好な生活環境の創造 ~安全で快適な暮らしを実現するまちづくり~

基準年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	目標年度
①大気に関するすべての項目での環境基準*の達成を目指します。 対象：SO ₂ （二酸化硫黄）*、NO ₂ （二酸化窒素）*、SPM（浮遊粒子状物質）*						
SO ₂ 、NO ₂ 、 SPM 基準達成	SO ₂ 、NO ₂ 、 SPM 基準達成	SO ₂ 、NO ₂ 、 SPM 基準達成	SO ₂ 、NO ₂ 、 SPM 基準達成	SO ₂ 、NO ₂ 、 SPM 基準達成	SO ₂ 、NO ₂ 、 SPM 基準達成	全項目 基準達成
②鶴見川、境川、恩田川の町田市域の水質に関するすべての項目での環境基準の達成を目指します。 対象：pH（水素イオン濃度）*、BOD（生物化学的酸素要求量）*、SS（浮遊物質）*、DO（溶存酸素量）*						
恩田川の pH以外 基準達成	境川、恩田川 のpH以外 基準達成	3河川のpH 以外基準達成	3河川のpH 以外基準達成	3河川のpH 以外基準達成	3河川のpH 以外基準達成	全項目 基準達成
③居住地の周辺環境について満足している市民の割合（2011年度62.7%）の5ポイント増の67.7%を目指します。						
62.7%	67.3%	62.5%	65.4%	72.4%	67.3%	67.7%

基本目標5 環境に配慮した生活スタイルの定着 ~学び・協働で進めるまちづくり~

基準年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	目標年度
①環境に配慮した行動を行っている市民の割合（2011年度、40.7%）の10ポイント増の50.7%を目指します。						
40.7% (2011年度)	38.6%	37.9%	37.5%	38.9%	39.6%	50.7%
②市内の小中学校での環境教育*や環境配慮*行動の100%実施を目指します。						
100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
③環境学習*や環境に関するイベント等に積極的（いつも・ときどき）に参加する市民の割合（2011年度、10.6%）の7ポイント増の17.6%を目指します。						
10.6% (2011年度)	15.1%	15.1%	14.2%	13.0%	13.5%	17.6%

4. 基本目標に向けた事業の進捗状況

環境マスタープラン*の2021年度基本目標に向け、後期アクションプランに掲げた各事業の進捗状況を示します。

2020年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、取り組みの多くが例年と異なる方法での実施や、実施困難のため中止を余儀なくされる場合もありました。

4.1. 重点事業

基本目標 1

地域で取り組む地球温暖化*の防止 ～低炭素社会を目指すまちづくり～

●重点事業 1 「わたしのエコ宣言」による家庭での取り組み支援

事業概要	市民に、地球温暖化防止のために日常生活の中で行う取り組みを宣言してもらい、参加状況から二酸化炭素*削減の合計量をホームページで公表し、参加者が効果を実感することにより更なる環境配慮*行動の推進につなげます。		
2020年度実施内容	<ul style="list-style-type: none"> 環境配慮行動を促す取り組みとして市民・事業者との連携・協働による「まちバッグ」の作製・配布、及び事業者との連携・協働による「エコドライブ*ステッカー」の作製・配布を行いました。エコ宣言参加者は1,129人増え、累計で8,190人となりました。 		
目標	わたしのエコ宣言参加者の増加	目標値	10,000人
基準年度値	-	現状値	8,190人
関係課	環境・自然共生課	進捗度	★★★★☆

●重点事業 2 みどりのカーテン*等の積極的な導入

事業概要	市民団体等と協働で、公共施設への緑のカーテン普及を図るとともに、家庭における緑のカーテン普及を推進します。		
2020年度実施内容	<ul style="list-style-type: none"> 市民向けのゴーヤの苗の配布会を中止し、希望者へ種の郵送配布を行いました。 団体配布については、希望団体への苗の配達を行い、緑のカーテンづくりの取り組みを継続してもらいました。また多くのエコ宣言事業者が緑のカーテンづくりを職場で行うことで、従業員への環境意識の啓発につながっている声もいただきました。 		
目標	① 公共施設参加数の増加 ② 市民向け苗の配布数の増加	目標値	① 300施設 ② 10,000苗
基準年度値	① 45施設（2015年度） ② 8,000苗（2015年度）	現状値	① 213施設 ② 2,000苗
関係課	環境・自然共生課	進捗度	★★★★☆

●重点事業 3 歩道の透水性舗装*の整備

事業概要	雨水を浸透させることで地下水を保全し水循環の健全化を図るため、道路の新設や改良工事時に歩道の透水性舗装の整備を進めます。		
2020年度実施内容	<ul style="list-style-type: none"> 忠生732号線（尾根緑道）道路改良工事及び都市計画道路3・4・38号線（木曾東）道路築造工事にて、透水性舗装1,473㎡の整備を行い、目標値を早期に達成することができました。 		
目標	透水性舗装面積の増加	目標値	34,240㎡
基準年度値	25,958㎡（2015年度）	現状値	35,100㎡
関係課	道路整備課	進捗度	★★★★★

※「目標値」「基準年度値」について

特に年度標記がない限り、「目標値」は2021年度、「基準年度値」は2015年度の値。

※「進捗度」について（★の数について）

☆☆☆☆☆ 0・10% ★★☆☆☆ 20・30% ★★★☆☆ 40・50・60%
★★★★☆ 70・80・90% ★★★★★ 達成

●重点事業4 路線バス利用環境整備

事業概要	公共交通利用を促進するため、バス路線網再編についてバス事業者及び関係機関との協議・調整を行い、路線バスの乗り継ぎ拠点を整備し、乗り継ぎ拠点を活用したバス路線網の再編を行います。		
2020年度実施内容	<ul style="list-style-type: none"> 多摩都市モノレール延伸を見据えた段階的なバス路線網再編に向け、都市計画道路町田3・3・36号線開通に合わせた小山田方面から町田駅への急行バス運行について、バス事業者と合意しました。 		
目標	既存バス停を活用した乗り継ぎ拠点の整備完了	目標値	既存バス停を活用した乗り継ぎ拠点の整備完了
基準年度値	協議開始	現状値	バス事業者との合意
関係課	交通事業推進課	進捗度	★★★★☆

●重点事業5 水素ステーション*の誘致

事業概要	燃料電池*自動車普及のため、水素ステーションの市内誘致に向けた取り組みを進めます。		
2020年度実施内容	<ul style="list-style-type: none"> 市内の交通量が多い幹線道路沿いを中心にステーション適地の検討を行いました。 市内5～6ヶ所の誘致候補地を検討し、市有地の適地を事業者に提案しましたが決定には至りませんでした。 		
目標	水素ステーションの誘致	目標値	定置式または移動式1施設
基準年度値	-	現状値	誘致活動中
関係課	環境・自然共生課	進捗度	★☆☆☆☆

●重点事業6 エコドライブ*の周知、普及・啓発の実施

事業概要	市域全体の温室効果ガス*排出量の多くを占める自動車からの排出削減のため、エコドライブの周知、普及・啓発を行い、エコドライブを推進します。		
2020年度実施内容	<ul style="list-style-type: none"> 東京都及び町田ドライビングスクールと連携し、エコドライブ講習を予定していましたが中止となりました。 エコ宣言事業者であるFC町田ゼルビアと協働で、エコドライブステッカーを作成し、市民・事業者向けに配布をしました。 		
目標	エコドライブ実践者の割合の増加	目標値	エコドライブ実践者の割合 2015年度比10ポイント増
基準年度値	42.8%（2015年度）	現状値	48.4%
関係課	環境・自然共生課	進捗度	★★★★☆

●重点事業7 特別緑地保全地区等の指定拡大

事業概要	二酸化炭素*の吸収源*としてみどりを確保するため、特別緑地保全地区等の指定拡大を目指します。		
2020年度実施内容	<ul style="list-style-type: none"> 広袴神明特別緑地保全地区用地の取得を予定通り実施しました。 		
目標	特別緑地保全地区の面積の増加	目標値	46.0ha（2021年度）
基準年度値	43.0ha（2015年度）	現状値	47.5ha
関係課	公園緑地課	進捗度	★★★★★

基本目標 2

自然環境と歴史的文化的環境*の保全

～水とみどりと生き物を守り育むまちづくり～

●重点事業8 都市計画公園の用地取得・整備

事業概要	市内のみどりの拠点となる都市公園として、町田薬師池公園四季彩の杜 西園・北園、野津田公園、芹ヶ谷公園の整備を進めます。		
2020年度 実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 野津田公園拡張区域の整備工事を実施しました。 ● 芹ヶ谷公園（2期）基本設計が完了しました。 		
目標	<ul style="list-style-type: none"> ① 町田薬師池公園四季彩の杜 西園・北園の整備完了 ② 野津田公園、芹ヶ谷公園の一部整備完了 	目標値	<ul style="list-style-type: none"> ① 町田薬師池公園四季彩の杜 整備完了、西園（2019年度）、北園（2023年度） ※周辺施設を含めた新たな事業展開の検討のため、北園の整備目標年度を修正（当初目標は2021年度） ② 野津田公園拡張区域（2021年度）、芹ヶ谷公園（2019年度）一部整備完了
基準年度値	-	現状値	<ul style="list-style-type: none"> ① 町田薬師池公園四季彩の杜西園 整備完了 ② 芹ヶ谷公園（1期）整備完了
関係課	公園緑地課	進捗度	★★★☆☆

●重点事業9 水辺の魅力の発信

事業概要	市民の水辺に対する関心を高め、水辺の保全・活用を進めるため、水辺の魅力について情報発信を行います。		
2020年度 実施内容	<p>【環境・自然共生課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ECO まちだ 10月1日号に、トンボ（水辺で見られる生きもの）のコラムを掲載しました。 ● 9月にザリガニ釣りを実施し、事業の情報を発信しました。 ● 12月の町田生きもの共生フォーラムで、鶴見川の生きものについて講演を実施しました。 ● 市民通報アプリ「まちピカ町田くん」で収集した情報を、1年を通して定期的にホームページに掲載し、紹介しています。 ● 「まちだ〇ごと大作戦 18-20」の湧水調査に協力しました。 <p>【公園緑地課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市民に向けて自然観察会（植物、昆虫、野鳥）を行いました。 		
目標	情報発信回数の増加	目標値	20回
基準年度値	-	現状値	【環境・自然共生課】3回 【公園緑地課】12回
関係課	環境・自然共生課、公園緑地課	進捗度	★★★★☆

●重点事業10 生物多様性*情報拠点機能の構築・充実

事業概要	町田市の生物多様性に関する情報や資料の収集・発信の拠点（生物多様性センター）の機能整備・充実を図ります。		
2020年度実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民通報アプリ「まちピカ町田くん」の撮影機能を活用し、市民の方が撮影した生きものの写真を「生きもの発見レポート」として1,473件収集しました。 ● 集めた情報をホームページに掲載し、24回更新を行いました。 ● 収集した写真をまとめた冊子「まちだ生きものアルバム」を発行しました。 ● アプリと連動した企画「夏の生きもの探しキャンペーン」を実施しました。 ● ホームページ上のコンテンツ「市内活動団体・取り組み紹介」の充実を図るために、市民活動団体を訪問し、ホームページを更新しました。 ● 市内5ヶ所の公園に生物多様性情報拠点の情報を提供する「生きもの情報コーナー」を設置しました。 		
目標	生物多様性情報拠点機能の整備・充実	目標値	生物多様性情報拠点機能の整備・充実
基準年度値	内容、方向性の検討 (2015年度)	現状値	生物多様性情報拠点機能の整備・充実
関係課	環境・自然共生課	進捗度	★★★★★

●重点事業11 北部丘陵の整備

事業概要	北部丘陵が持つ資産を磨き、地域の価値を高めるため、手入れの届かない山林を再生保全し、持続性のある仕組みをつくり、さらなる環境整備等を行います。		
2020年度実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 試行的なプロジェクト事業として、「まちだ〇ごと大作戦 18-20」を活用し、下小山田町の民有地にマウンテンバイクコースを整備し、試乗イベントを実施しました。参加した地域住民や自転車愛好家の機運が高まり、次年度以降も引き続き実施することになりました。 ● 小野路町において、竹林を活用したイベントの実施に向け、地域住民や主催者などと協議を進めました。 ● 2021年度の実行計画の策定に向け、まちだの里山*の将来像をまとめ、あわせて里山の活用保全に関する市場調査と地域住民等へのアンケート調査を実施しました。 ● 地域住民との協議と調査の結果を踏まえ、新たな実行計画の素案を作成しました。 ● 先行して実施しているモデル事業および地域住民や企業に対して実施した山林の活用に関する調査の結果を参考に、山林の活用に関する運用方針を作成し、山林バンクの制度化を構築しました。 		
目標	新たな取り組みにより維持管理や活用が図られた山林等の面積の増加	目標値	5,000㎡
基準年度値	-	現状値	28,195㎡
関係課	農業振興課	進捗度	★★★★★

●重点事業12 遊休農地のあっせん

事業概要	休耕している農地を耕作希望者にあっせんすることで遊休農地の活用を図り、農業振興を行います。		
2020年度 実施内容	● 2021年1月に農地バンク公開を行い、新たに2件の農地をあっせんしました。		
目標	農地あっせん面積の増加	目標値	20.0ha
基準年度値	14.3ha（2015年度）	現状値	17.9ha
関係課	農業振興課	進捗度	★★★★☆

●重点事業13 観光交流拠点を活用したイベントの実施

事業概要	観光交流拠点で実施するイベントを通じて、地域の歴史・自然・文化を情報発信するとともに、次世代への継承に寄与します。		
2020年度 実施内容	● 自然や歴史・文化に関する17のイベントを実施し、次世代への継承を図りました。		
目標	小野路宿里山交流館での自然や歴史・文化に関するイベント実施回数の増加	目標値	40回／年
基準年度値	32回（2015年度）	現状値	17回／年
関係課	観光まちづくり課	進捗度	★★★★☆

基本目標 3

持続可能な循環型社会*の構築

～ごみを減らし資源を有効活用するまちづくり～

●重点事業14 情報発信拠点としてのリサイクル*広場の活用

事業概要	リサイクル広場を情報発信拠点と位置づけ「地域リサイクル広場」を拡充・拡大し開催回数を増やす中で、効果的に様々な情報発信を行います。		
2020年度実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 緊急事態宣言発令を受け、4月から6月までの期間、リサイクル広場の休止を余儀なくされることがありましたが、その後は、新型コロナウイルスの感染防止対策等を行いながら実施しました。 ● 新たに市庁舎での移動リサイクル広場の開催を開始しました。 		
目標	① リサイクル広場開催箇所数の増加 ② リサイクル広場来場者数の増加	目標値	① 23ヶ所（2020年度） ② 36,000人（2020年度）
基準年度値	① 17ヶ所（2014年度） ② 30,000人（2014年度）	現状値	① 16ヶ所 ② 17,482人
関係課	3R推進課	進捗度	★★★☆☆

●重点事業15 ごみ減量に関する出前講座の充実

事業概要	ごみの減量についての意識の向上を図るため、地域や学校、幼稚園などへのごみについての出前講座を継続して開催します。また、講座内容の充実を図ります。		
2020年度実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ● Instagram、Twitter 及び YouTube チャンネルを開設し、動画でごみ減量の啓発を行いました。さらに新規取り組みとしてさるびあ図書館のそよかぜ号に同行して、ごみ相談窓口や3R公開講座を実施しました。 ● 新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、手法を変更しながら実施した取り組みについて振り返りを行い、次年度の実施手法について検討しました。 		
目標	出前講座実施回数の増加	目標値	150回/年（2020年度）
基準年度値	104回/年（2014年度）	現状値	104回/年
関係課	3R推進課	進捗度	★★★☆☆

●重点事業16 食品ロス*の啓発等、各種キャンペーンの実施

事業概要	ごみの発生抑制*を図るため、全国的な食品ロスの状況や町田市のごみの現状について各種機会を通じて伝えることで「もったいない意識」を啓発します。		
2020年度実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 市内のスーパーにて10月に「今が食べごろめしあがれキャンペーン」を実施し、来客者に賞味期限と消費期限の違いを周知する啓発チラシを配布しました。また、3月に町田マルイにおいてブース出展し、来客者にSDGsにおけるごみ減量の啓発を行いました。 ● 秋の防災フェア、10月の3R推進月間、年末年始の「まちだ☆おいしい食べ切りキャンペーン」にて啓発ポスターを掲示しました。また、食品ロスをテーマとして川柳の募集を行いました。 ● SNSで食品ロス削減について情報を発信をしました。 		
目標	キャンペーンの実施回数の増加	目標値	20回/年（2020年度）
基準年度値	12回/年（2014年度）	現状値	11回/年
関係課	3R推進課	進捗度	★★★☆☆

●重点事業17 事業所向け情報提供の実施

事業概要	丁寧できめ細かな情報提供のために「ごみ排出事業所」向けの説明会を実施するとともに、廃棄物の基本情報から事業コスト軽減に役立つ情報等を併せた、適正処理ルールブックを作成し、戸別訪問での啓発活動を実施します。		
2020年度実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 55件の大規模事業所に対して電話、訪問による指導を行いました。 ● 少量排出事業者の登録時の指導等、合計90件の中小事業所への訪問、電話指導を実施しました。 ● 排出事業者向けの説明会を1回実施しました。 ● 中規模事業所の減量策として、一般廃棄物へのプラスチックの混入を防ぐため、チラシ配布および商工会議所ニュースへの記事掲載を行いました。 		
目標	① 説明会開催回数 ② 市内事業所への訪問件数の増加	目標値	① 1回/年(2020年度) ② 190件/年(2020年度)
基準年度値	-	現状値	① 1回 ② 145件(電話での指導を含む)
関係課	3R推進課	進捗度	★★★★☆

●重点事業18 生ごみ処理機の導入促進

事業概要	生ごみの資源化*を進めてごみの発生抑制*を図るため、たい肥化容器や生ごみ処理機の購入補助制度などを活用し、生ごみ自家処理の普及を進めます。		
2020年度実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 家庭用生ごみ処理機の導入促進に向け、8月発行の「ごみナクナーレ」で購入補助制度について特集を組みPRを行いました。 ● 大型生ごみ処理機については、新たに1台設置できました。 ● ダンボールコンポスト*については、新型コロナウイルス感染防止対策を行い、講習会を実施しました。 ● まちだエコライフ推進公社と連携するため調整を行いました。 		
目標	生ごみ自家処理世帯数の増加	目標値	14,981世帯(2020年度)
基準年度値	1,831世帯(2014年度)	現状値	3,749世帯
関係課	3R推進課	進捗度	★★☆☆☆

●重点事業19 ごみ・資源の新たな効果的な収集方法の検討

事業概要	新たなごみの資源化施設の稼働により収集品目(容器包装プラスチック)が増え、またごみの資源化施設が分散(3ヶ所)するため、稼働時期に合わせた収集方法等を検討します。		
2020年度実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 収集体制の検討にあたり、近隣市との情報交換や収集委託事業者からのヒアリングを実施する等、情報の収集にあたりました。 ● 課題の集約については、収集体制の効率化、収集経費の適正化、外的要因への対応の3つの観点に分類し、整理しました。 ● コンサルタント契約にあたり、3つの事業者から情報を収集しました。 		
目標	効果的な収集方法の確立	目標値	効果的な収集方法の確立(2025年度)
基準年度値	-	現状値	効率的な収集方法を検討中
関係課	3R推進課	進捗度	★★★★☆

●重点事業20 熱回収施設等の整備

事業概要	ごみの減量と資源化を進めるため、市民協働により策定した「町田市資源循環型施設整備基本計画」に基づき、町田リサイクル*文化センター敷地内に熱回収施設等の整備を進めます。		
2020年度実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 2018年8月から引き続き建設工事を実施しています。掘削工事と地下躯体工事を完了し、地上躯体工事とプラント工事を進めています。 ● 地区連絡会を2回実施し建設地周辺住民への情報提供を行うと共に、現場見学会を実施し、工事への理解促進を図りました。 		
目標	熱回収施設等（焼却施設、バイオガス*化施設、不燃・粗大ごみ処理施設）の整備、稼働開始	目標値	稼働開始
基準年度値	事業者候補者選考委員会の開催、整備運営事業者の選定	現状値	地上躯体工事とプラント工事の実施
関係課	循環型施設整備課	進捗度	★★★☆☆

●重点事業21 資源ごみ処理施設の整備

事業概要	ごみの減量と資源化を進めるため、市民協働により策定した「町田市資源循環型施設整備基本計画」に基づき、相原地区、上小山田地区に容器包装プラスチックやビン・カン、ペットボトル等を資源化する施設の整備を進めます。		
2020年度実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 用地取得に向けた測量を実施し、関係者との調整を行いました。 		
目標	<ul style="list-style-type: none"> ① 資源ごみ処理施設（相原）の整備、稼働開始 ② 資源ごみ処理施設（上小山田）の整備、稼働開始 	目標値	<ul style="list-style-type: none"> ① 稼働開始（相原・2025年度） ② 稼働開始（上小山田・2027年度） ※ 2018年3月に稼働開始目標年度の見直しを行いました（当初目標は2020年度）。
基準年度値	<ul style="list-style-type: none"> ① 要求水準書案の作成準備 ② 施設計画等検討 	現状値	<ul style="list-style-type: none"> ① 関係者等と調整中 ② 関係者等と調整中
関係課	循環型施設整備課	進捗度	★☆☆☆☆

基本目標 4

良好な生活環境の創造

～安全で快適な暮らしを実現するまちづくり～

●重点事業22 自転車利用環境の整備

事業概要	大気汚染物質を排出しない自転車の利用を進めるため、自転車走行空間の整備を進めます。		
2020年度 実施内容	【道路政策課】		
	<ul style="list-style-type: none"> ● 町田 95 号線・町田 749 号線で自転車レーン設置工事を実施しました。(320m) ● 次期整備箇所である町田 414 号線・町田 664 号線と、町田 437・忠生 1300 号線について、警視庁協議を行いました。 		
	【道路整備課】		
	● 町田 95 号線・町田 749 号線で自転車レーン設置工事を実施しました。		
目標	自転車走行空間整備延長	目標値	3.03km
基準年度値	1.37km (2016 年度)	現状値	3.26km
関係課	道路政策課、道路整備課	進捗度	★★★★★

●重点事業23 下水道未整備箇所の污水管整備の推進

事業概要	汚水を適正に処理し、河川水質の向上を図るため、下水道未整備箇所の下水道の整備を推進します。		
2020年度 実施内容	● 公共下水道真光寺町污水枝線工事ほか5案件の枝線工事を実施しました。		
目標	下水道人口普及率の増加	目標値	99.0%
基準年度値	98.5% (2015 年度)	現状値	98.9%
関係課	下水道整備課	進捗度	★★★★☆

●重点事業24 下水処理水の水質向上

事業概要	下水処理場（鶴見川クリーンセンター）への高度処理施設の増設により、下水処理水の水質向上を図ります。		
2020年度 実施内容	● 鶴見川クリーンセンターにおいて、稼働している高度処理施設の運転調整を適切に行い、窒素含有量とりん含有量の低減を確認しました。また、成瀬クリーンセンターにおける高度処理技術に関する実証研究は予定通り進捗しました。		
目標	高度処理化率の増加（準高度処理を含む）	目標値	20.6%
基準年度値	9.8% (2015 年度)	現状値	30.0%
関係課	水再生センター	進捗度	★★★★★

●重点事業25 有害化学物質*の適正管理・処理の指導

事業概要	有害物質使用特定事業場からの土壌・地下水汚染を未然に防止するため、継続的に指導を行い、事業者の適正な有害物質の管理・使用を促します。		
2020年度実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 2019年度までの立入指導結果と新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、6月に立入計画を立案しました。 ● 立入計画に挙げていた事業場と2020年度に施設の新設や変更があった事業場等合わせて20件の事業場に対し立入を行い、有害物質を使用している機械の構造基準や使用方法に関して指導しました。また、必要な届出が提出されていない事業場に対しては届出指導を行いました。 		
目標	全対象事業場 57ヶ所（2016年3月31日時点）への継続監視	目標値	20件/年
基準年度値	-	現状値	20件/年
関係課	環境保全課	進捗度	★★★★★

●重点事業26 生活風景宣言等による良好な景観づくり

事業概要	景観という言葉の浸透を目指し、身近な取り組みで「まちの美化」につながる取り組みを宣言してもらった「生活風景宣言」を制度として推進していきます。意識の高まりに合わせて、景観協定の締結や地域景観資源の登録につなげていきます。		
2020年度実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活風景宣言の登録に向け、登録手順、登録要件、登録チェックシート等をまとめました。 		
目標	「生活風景宣言」件数の増加	目標値	5件（2020年度）
基準年度値	-	現状値	0件
関係課	地区街づくり課	進捗度	★☆☆☆☆

基本目標 5

環境に配慮した生活スタイルの定着 ～学び・協働で進めるまちづくり～

●重点事業27 環境副読本を活用した環境学習*の実施

事業概要	市内公立小学校の授業や自宅学習で「環境副読本」を活用し、環境問題への意識を高めるとともに、町田市環境についても考える機会を提供します。		
2020年度実施内容	【指導課・環境政策課】 ● 12月に活用状況を確認するアンケートを実施しました。その結果を受け、校長会で現状や活用事例を紹介しました。		
目標	環境副読本の市内公立全小学校での活用	目標値	市内公立全小学校 42校
基準年度値	-	現状値	市内公立全小学校 35校
関係課	指導課、環境政策課	進捗度	★★★★☆

●重点事業28 子ども向け環境講座のプログラムの企画・実施

事業概要	子どもへの環境学習を進めるため、環境に関する実験や体験を重視した子ども向け環境講座のプログラムを企画・実施し、学習機会の充実を図ります。		
2020年度実施内容	● 学校ピオトープ*を活用した出前授業を2回、忠生公園での野外イベント「ザリガニ釣り」を1回、大谷里山農園での里山*学習イベントを1回、子ども向け動画の作成、燃料電池*自動車を活用した水素環境学習を1回行いました。以上の企画を実施し、子どもへの学習機会の充実を図りました。		
目標	新たなプログラムの企画・実施による環境学習の充実	目標値	新たなプログラムの企画・実施による環境学習の充実
基準年度値	既存プログラムの改善 新規プログラムの実施(2015年度)	現状値	既存プログラムの改善 新規プログラムの企画、実施
関係課	環境・自然共生課	進捗度	★★★★★

●重点事業29 まちだエコ宣言制度の推進

事業概要	事業者と市の協働による環境配慮*活動の推進に向け、自主的に環境配慮活動(エコ活動)を行っている事業者がその取り組み内容を宣言(エコ宣言)し、市に登録します。市は、その取り組み内容を市民や他の事業者にも広くPRし、更なる環境配慮型の事業活動及び消費活動を促進します。		
2020年度実施内容	● 「町田市環境白書*2020 活動報告」で取り組みの様子を紹介しました。 ● エコ宣言参加事業者に年度末に活動報告を提出してもらい、それぞれの活動報告をまとめ、ホームページで紹介しました。 ● 事業者との協働を掲げ、エコドライブ*ステッカー作成や、まちだサステナビリティフェスの開催など、他部署との連携のほか、市内全体へ ESG 経営*の発信を行うことができました。		
目標	まちだエコ宣言制度への参加事業者数の増加	目標値	100店・事業所
基準年度値	67店・事業所(2015年度)	現状値	93店・事業所
関係課	環境・自然共生課	進捗度	★★★★☆

●重点事業30 ホームページの充実による情報集約・発信

事業概要	町田市ホームページに作成した「エコページ」を活用し環境情報の収集・発信を強化します。また、分野別・年代別など、わかりやすい情報発信を行います。		
2020年度実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ● Instagram、Twitter を活用し、他課との連携を深めながら情報発信を行いました（2020年度は、Instagram のフォロワー数 451、いいね！数 2,088、投稿回数 56。Twitter のフォロワー数 243、投稿回数 56。） 		
目標	① エコページへのアクセス数の増加 ② 分野別・年代別環境学習*一覧の作成	目標値	① 8,000 件 ② 環境学習一覧の作成(2018 年度)
基準年度値	① 3,987 件（2015 年度） ② -	現状値	① 4,562 件（2,474 件） ※SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス=Social Networking Service）の「いいね！」の数を含む。（）内はエコページのアクセス数のみ。 ② 作成済み
関係課	環境政策課	進捗度	★★★☆☆

●重点事業31 ごみ減量サポーターの地域活動支援

事業概要	町内会・自治会で、出前講座やリサイクル*広場、ダンボールコンポスト*説明会等を開催するなど、「ごみ減量サポーター」がそれぞれの地域で、ごみ減量をすすめ、地域で活躍する取り組みを支援します。		
2020年度実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ● ごみ減量サポーターが主体となって地域リサイクル広場を開催した団体数は、4 団体でした。ごみ減量サポーターが主体となって出前講座を開催した団体数は、1 団体でした。 ● 市主催のごみ減量サポーター向け研修会を 11 月に 3 ヶ所の会場で実施しました。このほかに、ごみ減量サポーターの委嘱時に、サポーター活動のヒントとなる資料を渡し、活用をお願いしました。さらに、南地区での容器包装プラスチック分別協力率向上を目的として、文書と資料を同地区内のごみ減量サポーターに通知しました。 		
目標	ごみ減量サポーターが主体となり、出前講座やリサイクル広場の開催、大型生ごみ処理機導入を行う団体数の増加	目標値	10 団体/年
基準年度値	-	現状値	6 団体/年
関係課	3R推進課	進捗度	★★★☆☆

4.2. その他の施策

基本目標 1

地域で取り組む地球温暖化*の防止 ～低炭素社会を目指すまちづくり～

(1) 地球温暖化防止の意識の浸透を図り、取り組みを促します

取り組み項目	2020 年度実施内容			
① 地球温暖化対策の取り組みの情報を分かりやすく発信します				
パンフレットの配布、ホームページ等による地球温暖化対策の取り組みや助成制度等の情報提供	<ul style="list-style-type: none"> エコ宣言などの呼びかけ、取り組みの紹介を行いました。 ホームページでは、国や都で実施されている助成制度などの情報提供を行いました。 「わたしのエコ宣言」を広く市民に呼びかけ、多くの市民にエコ宣言をしていただきました。 			
	関係課	環境・自然共生課	評価	○
地球温暖化対策の具体的な取り組みの周知	<ul style="list-style-type: none"> 広報まちだや ECO まちだ、ホームページ、イベントなどで情報提供を行いました。 			
	関係課	環境・自然共生課	評価	○
② 温室効果ガス*排出量やエネルギー使用量の「見える化」を進めます				
市の施設からの温室効果ガス排出量、エネルギー使用量の公表	<ul style="list-style-type: none"> 市役所及び市域全体の温室効果ガス排出量を取りまとめ、「町田市環境白書*2020」とホームページで公表しました。 			
	関係課	環境政策課	評価	○
家庭でのエネルギー使用量を測定するための「省エネナビ」等の貸し出しの実施	<ul style="list-style-type: none"> イベント時に、家庭でできる取り組みのひとつとして紹介しました。 			
	関係課	環境・自然共生課	評価	○
エネルギー使用測定のためのツールやアプリに関する情報の収集・提供	<ul style="list-style-type: none"> ホームページや関係機関誌などから情報収集を行いました。 			
	関係課	環境・自然共生課	評価	○
③ 地域や市民の地球温暖化対策の取り組みを促進するための仕組みを運用します				
→重点事業 1（「わたしのエコ宣言」による家庭での取り組み支援） P30 参照				

※「評価」について

◎：予定以上に実施できた ○：予定どおりに実施できた △：あまり予定通りに実施できなかった
×：まったく予定通りに実施できなかった -：取り組みなし（目標達成済み又は終了した事業）

(2) 持続可能なエネルギー利用への転換を図ります

取り組み項目	2020 年度実施内容		
① 公共施設における取り組みを進めます			
公共施設への 再生可能エネルギー*・省エネ機器 の導入推進	<ul style="list-style-type: none"> 省エネ機器については、発注案件の多数を占める学校施設において、空調機や変圧器でトップランナー基準*をクリアした製品を導入しました。 再エネ機器では、町田第一中学校にて太陽光発電*設備の導入に伴う設計業務委託を完了し、工事に移行する準備を整えています。 		
	関係課	営繕課	評価
公共施設への 再生可能エネルギー*・省エネ機器 の導入推進	<ul style="list-style-type: none"> 町田第六小学校防音工事（18-20 債務負担）と併行してトイレ改修を行い、節水型トイレやセンサー照明を採用し、校舎照明のLED化を行いました。 また、避難施設の機能向上工事において、小学校 7 校、中学校 17 校の体育館照明のLED*化を行いました。 		
	関係課	施設課	評価
ごみの資源化施設への再生可能エネルギーの導入推進	<ul style="list-style-type: none"> 具体的な取り組みはありませんでした。 		
関係課	循環型施設整備課	評価	—
未利用エネルギーの活用	<ul style="list-style-type: none"> 日本下水道事業団と協定締結し、焼却炉の排ガスエネルギーを利用した過給式燃焼炉の基本設計を行いました。 		
関係課	水再生センター	評価	△
街路灯・園内灯の省エネ化	<ul style="list-style-type: none"> 街路灯全灯（約 31,000 灯）のLED化への更新が完了しました。 		
	関係課	道路維持課	評価
街路灯・園内灯の省エネ化	<ul style="list-style-type: none"> 水銀灯が主である公園の園内灯約 1,600 灯をLEDに交換しました。 		
	関係課	公園緑地課	評価
市庁舎の屋上緑化*・壁面緑化	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、ボランティアの参加はできず、支援事業者だけで行いました。 		
関係課	市有財産活用課	評価	△
→重点事業2（みどりのカーテン*等の積極的な導入） P30 参照			
② 家庭における取り組みを促進します			
市民を対象とした住宅用太陽光発電システムをはじめとする省エネ機器の情報提供による普及促進	<ul style="list-style-type: none"> 東京都・国による支援事業や省エネ機器の紹介をホームページを通じて行いました。 		
	関係課	環境・自然共生課	評価
家庭への省エネ機器等の導入支援の検討、情報提供	<ul style="list-style-type: none"> 東京都・国による支援事業や省エネ機器の紹介をホームページを通じて行いました。 		
	関係課	環境・自然共生課	評価
→重点事業2（みどりのカーテン*等の積極的な導入） P30 参照			

取り組み項目	2020 年度実施内容			
③ 事業活動における取り組みを促進します				
事業活動における省エネの促進のための情報提供	<ul style="list-style-type: none"> 東京都・国による支援事業や省エネ機器の紹介をホームページやECO まちだを通じて行いました。 			
	関係課	環境・自然共生課	評価	○
まちだエコ宣言制度の推進	<ul style="list-style-type: none"> 「町田市環境白書*2020」において、まちだエコ宣言登録事業者の取り組み紹介を行いました。 登録事業者と協働事業を行うことで、エコ宣言事業者として登録することによるメリットを創出しました。 			
	関係課	環境・自然共生課	評価	◎
商店街街路灯のLED*化推進	<ul style="list-style-type: none"> 商店街に対し、制度の周知を図りました。 			
	関係課	産業政策課	評価	○
事業活動における再生可能エネルギー*の導入、省エネ促進のための融資に係る利子の一部補助	<ul style="list-style-type: none"> 制度内容について、パンフレットの配布や、ホームページへの掲載により、周知を行いました。 			
	関係課	産業政策課	評価	○

(3) 地球温暖化*防止に貢献するまちづくりを進めます

取り組み項目	2020 年度実施内容			
① 町田市全体で取り組む、地球温暖化防止行動を進めます				
→重点事業3（歩道の透水性舗装*の整備） P30 参照				
町田市のエネルギー利用の現状や、地球温暖化に関する学習機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> 民間事業者と連携して小学校での出前講座を行うなど、小中学生を対象にした学習機会を提供しました。 3月にはまちだサステナビリティフェスで水素体験コーナーを設置しました。 			
	関係課	環境・自然共生課	評価	◎
ライトダウン等節電意識向上のためのキャンペーンの実施	<ul style="list-style-type: none"> 相模原市との連携や調整が順調に進み、事業を進めることができました。 			
	関係課	環境・自然共生課	評価	○
② 自動車利用を控え、公共交通利用を進めます				
→重点事業4（路線バス利用環境整備） P31 参照				
地域コミュニティバス等の運行	<ul style="list-style-type: none"> 相原地区における新たな交通サービスの導入に向けた方針を決定しました。 本町田地区、つくし野地区、高ヶ坂・成瀬地区においては、実証実験運行を見送り、アンケート調査や地域協議会との協議を継続実施しました。 			
	関係課	交通事業推進課	評価	△
市が開催するイベント時の公共交通利用の推進	<ul style="list-style-type: none"> イベント時にサポートいただくボランティアの方などに向けて、公共交通機関の利用を呼びかけました。 			
	関係課	環境・自然共生課	評価	○

取り組み項目	2020 年度実施内容			
③ 低公害車*の普及促進等を図ります				
→重点事業 5（水素ステーション*の誘致） P31 参照				
→重点事業 6（エコドライブ*の周知、普及・啓発の実施） P31 参照				
次世代自動車等の低公害車の普及促進	<ul style="list-style-type: none"> 電気自動車充電器の利用を促すとともに、燃料電池*自動車の展示や、低公害車の仕組みについてのパネル展示、ホームページでのコンテンツ公開などにより、普及啓発を行いました。 			
	関係課	環境・自然共生課	評価	○
低公害車〔天然ガス自動車・ハイブリッド車・電気自動車等〕の公用車としての導入検討・実施	<ul style="list-style-type: none"> 燃費効率の良い公用車を 112 台導入しました。 			
	関係課	市有財産活用課	評価	○
④ 自転車利用環境の整備を進めます				
自転車走行空間の検討・整備	<ul style="list-style-type: none"> 自転車レーン設置工事を実施しました。（町田 95 号線・町田 749 号線）320m 次期自転車レーン設置箇所の警視庁協議を行いました。（町田 414 号線・町田 664 号線、町田 437 号線・忠生 1300 号線） 			
	関係課	道路政策課	評価	○
	<ul style="list-style-type: none"> 自転車レーン設置工事を実施しました。（町田 95 号線・町田 749 号線）320m 			
自転車駐車場の整備	<ul style="list-style-type: none"> 自転車駐車場を利用せずに自転車移動ができるシェアサイクルや、駐輪場シェアサービスを活用して民間駐輪場の整備を推進しました。 駐輪場の老朽化対策及び利便性の向上のため、改良・改修工事を行いました。 			
	関係課	道路管理課	評価	○
市職員の近隣移動時の自転車利用の推進	<ul style="list-style-type: none"> 自転車利用のメリットを盛り込んだ掲示を行い、省エネの周知を図りました。 			
	関係課	環境・自然共生課	評価	○
	<ul style="list-style-type: none"> 町田市職員安全運転ハンドブックを各課に配布し、近隣移動時は車を使用せず、自転車や徒歩で現地に向かうよう啓発しました。 			
関係課	市有財産活用課	評価	○	
⑤ 町田の農産物の地産地消を推進します				
学校給食での地場産農産物の利用推進	<ul style="list-style-type: none"> 市内小学校に町田産農産物を納品している農業者に対し、補助を行いました。 			
	関係課	農業振興課	評価	○
まち☆ベジマップ（農産物直売所マップ）、まち☆ベジグルメ店などの配布による地産地消 PR	<ul style="list-style-type: none"> 「まち☆ベジ」ブランドの PR を図るため、新たに「まち☆ベジ BOOK」を 3 月に発行しました。 			
	関係課	農業振興課	評価	◎

(4) 二酸化炭素*の吸収源*として、みどりの確保を推進します

取り組み項目	2020 年度実施内容			
① 二酸化炭素吸収源を維持するため、緑地*を保全します				
→重点事業 7 (特別緑地保全地区等の指定拡大) P31 参照				
市内緑地の適正な維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 現地調査や市民要望に応じて草刈や剪定等を行い、市内の緑地を保全しました。 			
	関係課	公園緑地課	評価	○
街路樹の適正な維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 枯損等で欠損した植樹柵等に、計 1,044 株の低木を植栽し、連続した緑の確保を行いました。 			
	関係課	道路維持課	評価	○
② 二酸化炭素吸収量の増加を図るため、緑化を推進します				
緑化推進に関連した対策の検討	<ul style="list-style-type: none"> ◆ みどりのカーテン*に取り組んだ公共施設は 47 施設あり、団体向けにはゴーヤの苗を約 2,000 苗配布しました。 			
	関係課	環境・自然共生課	評価	○
	<ul style="list-style-type: none"> ◆ タウンミーティングや大学のゼミナールで、街中の緑や郊外の緑について意見交換を行いました。 			
	関係課	環境政策課	評価	◎

基本目標 2

自然環境と歴史的文化的環境*の保全
～水とみどりと生き物を守り育むまちづくり～

(1) みどりを守り、増やし、育て、活かす取り組みを進めます

取り組み項目	2020 年度実施内容			
① 緑地*の現状を把握し、公表します				
市内公園緑地等の調査の実施	◆ 市内公園緑地等の調査及び取りまとめを行いました。			
	関係課	公園緑地課	評価	○
市域全体に対する緑地の割合の把握と公表	◆ 取り組みはありませんでした。			
	関係課	公園緑地課	評価	—
② みどりの保全を進めます				
→重点事業 8 (都市計画公園の用地取得・整備) P32 参照				
街路樹の適正な維持管理	◆ 街路樹の定期管理により、適切な大きさと枝葉量を保ちました。			
	関係課	道路維持課	評価	○
③ 身近なみどりを増やします				
街区公園の整備	◆ 相原町地内 1 件の基本・実施設計が完了しました。			
	関係課	公園緑地課	評価	○
民間の施設における緑化の制度や基準 [緑化基準等] の導入検討	◆ 取り組みはありませんでした。			
	関係課	公園緑地課	評価	—
市庁舎の屋上緑化*・壁面緑化	◆ 新型コロナウイルス感染症の影響により、ボランティアの参加はできず、支援事業者だけで行いました。			
	関係課	市有財産活用課	評価	△
みどりのカーテン*等の積極的な導入	◆ みどりのカーテンに取り組んだ公共施設は 47 施設あり、団体向けにはゴーヤの苗を約 2,000 苗配布しました。			
	関係課	環境・自然共生課	評価	○
④ 市民協働による緑地の保全、維持管理を進めます				
公園や施設等の緑について、公益的活動団体による維持管理の運用支援	◆ 新たに 10 団体が参加しました。			
	関係課	公園緑地課	評価	◎
伐採木、伐採竹の製品化等による利用促進	◆ 子ども向け里山*の資源を利用した環境学習*を実施しました。			
	関係課	環境・自然共生課	評価	◎
⑤ 緑地を保全しながら活用し、ふれあいの場を確保します				
自然観察会の開催、里山整備活動を体験できる場の提供	◆ 忠生公園自然観察センター、かしの木山自然公園において、四季おりおりの植物、昆虫、野鳥などを題材とした観察会を開催しました。			
	関係課	公園緑地課	評価	○
	◆ 11 月に鶴見川源流保水の森において「ヤブカンゾウの苗植え体験」を実施しました。また、NPO 法人主催による植樹会や自然環境学習会を実施しました。			
関係課	農業振興課	評価	△	

(2) 水辺の保全・活用と水循環の健全化を進めます

取り組み項目	2020 年度実施内容			
① 水辺環境を保全します				
アダプト事業による高ヶ坂松葉調整池の維持管理作業の支援	◆ 樹木の剪定や調整池の浚渫*を通じ、支援活動を行いました。			
	関係課	下水道管理課	評価	○
② 湧水地の保全、地下水保全のため、水源涵養域の保全、雨水の浸透を図ります				
鶴見川・境川・恩田川等の水源涵養域にある樹林地等の保全	◆ 水源涵養域にある公園の樹林地について、下草刈や樹木剪定・伐採を行い適切に管理しました。			
	関係課	公園緑地課	評価	○
道路の新設や改良工事における、歩道部の透水性舗装*の実施	◆ 透水性舗装を実施しました。実績値：1,473 m ²			
	関係課	道路整備課	評価	○
宅地開発・中高層建築物の雨水貯留施設設置の指導及び個人住宅の雨水浸透設備設置補助事業の普及促進	◆ 雨水貯留施設について、中高層建築物に対し、2件の指導を行いました。			
	◆ 雨水浸透設備設置補助事業について、4件の補助を行いました。			
関係課	下水道管理課	評価	○	
宅地開発業者に対する雨水浸透施設設置の指導	◆ 37件の宅地開発事業に対して、雨水浸透施設設置の指導をしました。			
	関係課	土地利用調整課	評価	○
東京都環境確保条例に基づく地下水の揚水量の把握、必要に応じた地下水利用者への指導	◆ 全施設 124 件に対し報告するよう指導をし、84%の事業場から報告書が提出されました。未報告事業場に対しても、報告するよう引き続き指導します。			
	◆ 設備の更新等があった際には適切な届出を提出するよう指導しました。			
関係課	環境保全課	評価	○	
湧水調査の継続、湧水地の保全	◆ 2019 年度に引き続き、湧水についてホームページに掲載しました。			
	◆ 「まちだ〇ごと大作戦 18-20」の湧水調査に協力しました。			
	関係課	環境・自然共生課	評価	○
市街化調整区域における特定土地利用行為に関する水循環の健全化	◆ 取り組みはありません。			
	関係課	環境政策課	評価	×
市街化調整区域における特定土地利用行為に関する水循環の健全化	◆ 2件の市街化調整区域における特定土地利用行為に対して、透水性舗装の指導をしました。			
	関係課	土地利用調整課	評価	○
③ 町田の水辺の魅力を発信します				
→重点事業 9 (水辺の魅力を発信) P32 参照				

(3) 生物多様性*の保全を進めます

取り組み項目	2020 年度実施内容			
① 生物多様性に関する情報を発信します				
→重点事業 10（生物多様性情報拠点機能の構築・充実） P33 参照				
生物多様性の確保や外来生物*対策に関する市の方針、取り組み状況の発信、啓発活動の実施	<ul style="list-style-type: none"> アプリを使った情報収集と、ホームページでの情報発信を通年で実施しました。 各種事業の周知コンテンツも公開しました。 まちだ生きもの探しマップ等の配布を行いました。 		評価	○
	関係課	環境・自然共生課		
自然観察会、学習会等の開催	<ul style="list-style-type: none"> 忠生公園自然観察センター、かしの木山自然公園において四季おりの植物、昆虫、野鳥などを題材とした観察会を開催しました。 		評価	○
	関係課	公園緑地課		
	<ul style="list-style-type: none"> 11月に鶴見川源流保水の森において「ヤブカンゾウの苗植え体験」を実施しました。 NPO 法人主催による植樹会や自然環境学習*会を実施しました。 		評価	○
関係課	農業振興課			
② 市内の生物の生育・生息状況を把握します				
市民協働による生きもの調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> アプリにより生きもの情報収集を行いました。(1,473件) アプリとの連動企画で、生きもの探しキャンペーンを実施し、期間中に多くの生きもの情報を収集しました。 		評価	◎
	関係課	環境・自然共生課		
③ 生物多様性保全の取り組みを推進します				
学校におけるビオトープ*の創出、活用	<ul style="list-style-type: none"> 虫やメダカなどの水辺の生き物の観察・飼育を行い、学習の中で積極的に生かしました。 		評価	○
	関係課	指導課		
熱回収施設等におけるビオトープの創出	<ul style="list-style-type: none"> 東京都との協議に基づき、ビオトープ創出のため移設した希少動植物の保護を実施しました。 		評価	○
	関係課	循環型施設整備課		
環境保全団体との協働による、生物の保全推進	<ul style="list-style-type: none"> 12月に町田生きもの共生フォーラムを実施しました。ホームページでは団体の紹介を継続し、新規に掲載申し込みがありました。 		評価	○
	関係課	環境・自然共生課		
	<ul style="list-style-type: none"> 芹ヶ谷公園・上小山田みつやせせらぎ公園において、生き物を取り巻く環境の整備を進めました。 		評価	○
関係課	公園緑地課			

取り組み項目	2020 年度実施内容			
NPO団体との協働による、貴重な生物の保全促進	<ul style="list-style-type: none"> 鶴見川源流保水の森及び奈良ばい谷戸*において NPO 法人と協定を締結し、里山*環境の保全や希少種モニタリング等を実施しました。 			
	関係課	農業振興課	評価	○
ビオトープ*作庭イベントの開催	<ul style="list-style-type: none"> 小学校2校で実施しました。 ホームページに授業の様子を掲載しました。 			
	関係課	環境・自然共生課	評価	○
④ 外来生物*対策を進めます				
生態系や農業生産に被害を及ぼす外来生物の防除	<ul style="list-style-type: none"> 増加傾向にある有害鳥獣の捕獲・殺処分の委託契約を行い、被害の減少を図りました。 電気柵を用いた効果的な防除方法の検証を行いました。 			
	関係課	農業振興課	評価	○
外来生物の適正な飼育・管理の普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> アライグマ・ハクビシン防除事業について、2020 年度も引き続き実施しました。事業の周知のため、9月に町内会・自治会掲示板にチラシを掲示し、1月に広報まちだに掲載しました。 アライグマ・ハクビシンに関する情報冊子を3月に作成しました。 外来生物による被害や対策等の情報について、市のホームページによる周知を行いました。 			
	関係課	環境・自然共生課	評価	○

(4) 谷戸の環境と農地・農業を守ります

取り組み項目	2020 年度実施内容			
① 谷戸の環境を保全し、活用します				
→重点事業 11 (北部丘陵の整備) P33 参照				
樹林地の管理による里山の適正な更新	<ul style="list-style-type: none"> 緑地*やふるさとの森について、現地調査や要望に基づき、樹木の更新作業を実施しました。 			
	関係課	公園緑地課	評価	○
東京都への緑地里山保全地域指定の要請	<ul style="list-style-type: none"> 三輪緑地について、緑地里山保全地域指定の要請を都へ行いました。 			
	関係課	公園緑地課	評価	○
市民を対象とした自然環境学習*会による谷戸環境の再生管理	<ul style="list-style-type: none"> 取り組みはありませんでした。 			
	関係課	公園緑地課	評価	—
自然環境学習会や市民協働による谷戸環境の再生管理	<ul style="list-style-type: none"> 奈良ばい谷戸において、地域の伝統農法による谷戸環境の再生や散策路の管理を行いました。 			
	関係課	農業振興課	評価	△

取り組み項目	2020 年度実施内容			
② 多面的機能を有する農地を保全するため、農業支援を進めます				
→重点事業 12（遊休農地のあっせん） P34 参照				
農産物直売所の開設支援	◆ 「まち☆ベジ」ブランドのPRを図るため、新たに「まち☆ベジ BOOK」を3月に発行しました。			
	関係課	農業振興課	評価	◎
市街化調整地域の耕作放棄地の解消	◆ 2021 年1月にバンク公開を行い、新規農地あっせんが2件（4,435.8 m ² ）成立しました。			
	関係課	農業振興課	評価	○
援農ボランティアの育成を行う市内NPO法人に対する事業支援	◆ 援農ボランティアを育成する団体に、育成に係る経費に対して補助金を交付しました。			
	関係課	農業振興課	評価	○
農業研修事業の実施	◆ 第10期生9名が、2年間の農業研修を修了しました。修了生全員が農業に携わるための進路を希望しています。			
	関係課	農業振興課	評価	○
③ 環境保全型農業に取り組む農業者の育成を進めます				
環境保全型農業に取り組む農業者の支援・拡大	◆ エコ農産物認証取得者およびエコファーマー*に対して、補助率を上げて堆肥流通促進事業補助金を交付しました。			
	関係課	農業振興課	評価	○
④ 市民が農業とふれあえる機会を提供します				
市民農園*、体験農園の開設・運営支援	◆ 市内3園の市民農園の管理運営を行いました。体験農園について、利用者募集の広報等の支援を行いました。			
	関係課	農業振興課	評価	○
農業体験機会の提供	◆ 農の魅力を伝えるため、野菜の収穫や農機具体験、料理教室等の農に触れ合えるイベントを計11回開催しました。			
	関係課	農業振興課	評価	○
	◆ 休校期間があり、栽培の開始は例年より遅れましたが、野菜作りの体験を実施しました。			
米作り体験農業の実施	◆ 7組20名の応募があり、田植え、草取り、稲刈りの体験を実施しました。			
	関係課	農業委員会	評価	○

取り組み項目	2020 年度実施内容			
⑤ 町田の農産物の地産地消を進めます				
学校給食での地場産農産物の利用 推進	◆ 市内小学校に町田産農産物を納品して農業者に対し、補助を行いました。			
	関係課	農業振興課	評価	○
まち☆ベジマップ（農産物直売所 マップ）、まち☆ベジグルメ店なび の配布による地産地消PR	◆ 「まち☆ベジ」ブランドのPRを図るため、新たに「まち☆ベジ BOOK」を3月に発行しました。			
	関係課	農業振興課	評価	◎

（5）歴史的文化的環境*を守ります

取り組み項目	2020 年度実施内容			
① 歴史的文化的環境を保全します				
国・都・市指定史跡・有形文化財 の整備事業の実施	◆ 八幡平遺跡の整備工事と牢場遺跡の実施設計を実施しました。			
	関係課	生涯学習総務課	評価	○
文化財保護の一環として国・都・ 市指定史跡・有形文化財の広報活 動の実施	◆ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、各イベントをいず れも縮小または中止としました。			
	関係課	生涯学習総務課	評価	×
② 自然や歴史・文化とのふれあいを進めます				
→重点事業 13（観光交流拠点を活用したイベントの実施） P34 参照				
フットパス*の普及促進	◆ 小野路宿里山交流館では秋の小野路歴史ガイドウォーク、北部丘 陵の歴史&自然を学ぶガイドウォークツアーを実施しました。 ◆ 町田市観光コンベンション協会では原町田七福神ツアーを実施 しました。			
	関係課	観光まちづくり課	評価	○
自然観察会の開催	◆ 忠生公園自然観察センター、かしの木山自然公園において、四季 おりおりの植物、昆虫、野鳥などを題材とした観察会を開催しま した。			
	関係課	公園緑地課	評価	○

(1) ごみの減量、資源化に対する意識の向上を図り、取り組みを促します

取り組み項目	2020 年度実施内容		
① 3Rについて普及啓発を進め、排出抑制を促します			
→重点事業 14 (情報発信拠点としてのリサイクル*広場の活用) P35 参照			
ごみの減量を意識づけるためのホームページ等の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◆ ホームページの他にも新たに Instagram、Twitter などの SNS や YouTube チャンネルを開設して、幅広い世代の市民にレジ袋有料化・食品ロス*削減など旬の話題を発信しました。 		
	関係課	3R推進課	評価 ◎
広報紙による啓発	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 新型コロナウイルス感染症の影響で、ECO まちだ、の発行回数を年3回としました。 		
	関係課	環境政策課	評価 △
	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 新型コロナウイルスの感染症拡大の影響を受け、取材が困難な中、おひさま共同保育園のごみ減量の取り組みをごみナクナーレで取り上げました。 ◆ 家庭用生ごみ処理機のPRもごみナクナーレで行いました。 		
関係課	3R推進課	評価 ○	
② ごみの減量、分別排出の徹底に関する市民の学習の機会を提供します			
→重点事業 15 (ごみ減量に関する出前講座の充実) P35 参照			
ごみ減量に関する体験型学習機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◆ ごみ減量や分別による資源化についての講座の中で、受講した市民が、テキストで使用した3Rマップを地域内での情報共有に活用につながることを意識した講座を行いました。 		
	関係課	3R推進課	評価 ○
剪定枝資源化センター、リレーセンターみなみ等の見学機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 剪定枝資源化センターが1件、リレーセンターみなみには2件の清掃工場関係者の視察がありました。 ◆ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、市民からの視察はありませんでした。 		
	関係課	資源循環課	評価 △
③ 市民・市民団体・事業者との協働によるごみ減量の啓発活動を進めます			
ごみ減量サポーター(廃棄物減量等推進員)との地域活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ◆ ごみ減量サポーターを対象とした研修会を11月に3ヶ所の会場で開催しました。 		
	関係課	3R推進課	評価 △
市民・市民団体・事業者と協働し、その活動を支援	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響で協働できる機会は減りましたが、南地域子育てセンター、町田マルイなどと連携してごみ減量啓発を行いました。 ◆ また、新たに3R市民リーダー育成事業をNPO 法人と連携して実施しました。 		
	関係課	3R推進課	評価 ○

(2) ごみの発生抑制*、再使用を進めます

取り組み項目	2020 年度実施内容			
① 家庭におけるごみの減量・発生抑制を促進します				
→重点事業 16（食品ロス*の啓発等、各種キャンペーンの実施） P35 参照				
有料指定収集袋利用制度の継続	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症拡大による巣ごもり需要で、一時的に袋の販売量が増加しましたが、在庫管理を徹底し安定供給を行うことができました。 			
	関係課	3R推進課	評価	○
回収した粗大ごみの修理、販売	<ul style="list-style-type: none"> まちだエコライフ推進公社と「粗大ごみ等の有効利用に関する協定」を締結し、協定に基づき提供した粗大ごみ等を同公社が修理・再生し、販売しました。 			
	関係課	3R推進課	評価	○
② 事業系ごみの減量を促進します				
→重点事業 17（事業所向け情報提供の実施） P36 参照				
事業系ごみの適正排出のための事業者への丁寧できめ細かな情報提供と発信	<ul style="list-style-type: none"> 大規模事業所に対する電話での指導や説明会などで、164 件の事業所・事業者に対して指導を行いました。 まちだ3R賞については、2件の申請があり、審査の結果、1事業所を表彰しました。 			
	関係課	3R推進課	評価	○
	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、適正排出に向けた有用な情報提供ができませんでしたが、電話にて調査・指導・現状確認等を行いました。 3月に書面開催による許可業者講習会を行いました。 			
関係課	資源循環課	評価	△	
事業者と連携した食品ロスの啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> 「まちだ☆おいしい食べきり協力店」に、2020 年度は新たにデニーズ2店舗が登録されました（1店舗閉店のため削除）。 「まちだ☆おいしい食べきりキャンペーン」、「今が食べごろめしあがれキャンペーン」は通常外食時のキャンペーンとなりますが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響でテイクアウト等による家庭での食事の機会が増加する可能性も考慮し、家庭での食べきりについても啓発を行いました。 「まちだ☆おいしい食べきりキャンペーン」は、新たにまちっこバスにポスターの掲示を行い、啓発を行いました。 			
	関係課	3R推進課	評価	◎
③ 市内イベントでのごみの発生抑制の取り組みを推進します				
市内でのイベント開催時におけるリユース*食器の利用促進など、ごみの出ないイベント開催の支援	<ul style="list-style-type: none"> 多くのイベントが開催自粛となったことから、PRは見送りました。 			
	関係課	3R推進課	評価	×
各種イベントでの「ごみ減量キャンペーン」の実施	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、市民と対面が中心となる事業の実施は見送りました。 			
	関係課	3R推進課	評価	×

(3) ごみの資源化を進めます

取り組み項目	2020 年度実施内容				
① 生ごみの資源化を図ります					
→重点事業 18（生ごみ処理機の導入促進） P36 参照					
ダンボールコンポスト*等の利用方法や生成物の使い方講座の開催	<ul style="list-style-type: none"> 2021 年度からの販売や講習会開催について、まちだエコライフ推進公社と調整を行いました。 			評価	○
	関係課	3R推進課			
② プラスチックの資源化を図ります					
容器包装プラスチックの市内全域での資源化に向けた検証及び準備	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症の影響で多くの地域イベント等が中止になったことから、周知活動ができませんでした。 			評価	×
	関係課	3R推進課			
搬入された製品プラスチックの資源化	<ul style="list-style-type: none"> 現事業者は主に国内循環をしているため、海外の影響は大きく受けておらず、安定的に処理ができています。 			評価	○
	関係課	資源循環課			
③ 生活や社会活動から発生するごみの資源化を図ります					
剪定枝の資源化・有効利用の推進	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、イベント等への出展は行わず、花壇コンクールでのPR展示を行いました。 搬入量・処理量・資源化量はほぼ横ばい状態です。 			評価	△
	関係課	資源循環課			
「リサイクル*広場まちだ」での回収品目追加の検討	<ul style="list-style-type: none"> 歯ブラシ等の資源化について情報収集し、追加可能性について検討しました。 			評価	△
	関係課	3R推進課			
地域住民主体で運営する地域リサイクル広場の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ごみ減量サポーター向けに、地域リサイクル広場開催のPRを行いました。 			評価	△
	関係課	3R推進課			
搬入廃棄物の分別による再資源化の促進	<ul style="list-style-type: none"> 搬入廃棄物について、年間を通して資源化をしています。 			評価	○
	関係課	資源循環課			
事業所の紙ごみリサイクルの促進	<ul style="list-style-type: none"> 事業者が紙ごみのリサイクルをしやすくなるよう、ホームページに掲載している古紙問屋・古紙回収業者一覧のデータについて改めて情報収集を行い、修正を行いました。 			評価	△
	関係課	3R推進課			
家庭から出る雑紙の資源化促進	<ul style="list-style-type: none"> 町田市指定収集袋（燃やせるごみ専用袋）に雑がみの分別を促す4コマ漫画を掲載したほか、市民税納税通知書送付用封筒等の市から発信する通知物の封筒に雑がみ資源化に関する啓発文を掲載しました。 雑がみ資源化の啓発を動画で配信しました。 			評価	○
	関係課	3R推進課			

(4) ごみの適正な排出・処理を進めます

取り組み項目	2020 年度実施内容			
① ごみ排出ルールの周知徹底等の普及啓発を進め、適正な排出を促します				
ごみの出し方・分別等の情報を発信するホームページ等の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◆ コンテンツ評価等、市民からの意見を基に、22 件ホームページを修正しました。 			
	関係課	3R推進課	評価	○
広報紙による啓発	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 「資源とごみの収集カレンダー」及び「資源とごみの出し方ガイド」について、記載方法等の見直しを行いました。 ◆ ECO まちだの発行時期に合わせ、タイムリーな記事を掲載しました。 			
	関係課	3R推進課	評価	○
集合住宅の管理会社等への、ごみの出し方や減量に関する説明会の実施	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 21 件の集合住宅に対して、集積所・ごみ置き場への啓発看板設置や管理会社への適正排出に関する説明を行いました。 			
	関係課	3R推進課	評価	○
「ルールブック」を活用した、事業系ごみの適正排出のための啓発	<ul style="list-style-type: none"> ◆ ルールブックを分かりやすく見やすいものに改訂するとともに、ページ数も4ページ増やして総ページ数 12 ページとして、1,900 部作成しました。 			
	関係課	3R推進課	評価	○
事業系ごみ搬入物検査機による、ごみの適正排出に関する指導の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、検査機による内容物検査に代えて、搬入ピットでの目視・間取り検査を 150 件実施しました。 ◆ 聞き取った情報をもとに許可業者や排出事業者に電話で調査・指導を行いました。 			
	関係課	資源循環課	評価	△
② 適切なごみ収集と運搬の効率化を図ります				
→重点事業 19（ごみ・資源の新たな効果的な収集方法の検討） P36 参照				
収集車両の適正配置によるごみ収集・運搬の効率化	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 2020 年度は収集体制の見直しにより収集車を 3 台減車して適正配置を行いました。 ◆ 使用年数が長い車両が多いため 57 件の修理が発生しました。早期に異常を把握し予防のための点検・整備に重点を置きました。 			
	関係課	3R推進課	評価	○
ごみの収集車両として天然ガス車、ハイブリッド車等の導入推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 2020 年度の導入はありませんでしたが、環境に配慮した車両の導入を推進する考え方は継続していきます。 			
	関係課	3R推進課	評価	△
③ 安全で適切なごみ処理を行います				
ごみの適正処理に関する情報の案内、配布物等による情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 排ガス測定結果等の必要な情報を適宜更新しました。 ◆ ホームページへのご意見や問い合わせを参考に、ホームページを更新しました。 			
	関係課	資源循環課	評価	○

取り組み項目	2020 年度実施内容			
④ 焼却灰等の有効利用を継続します				
清掃工場が発生した焼却灰等のエコセメント化*による資源化	<ul style="list-style-type: none"> 東京たま広域資源循環組合エコセメント化施設にて、焼却灰等のエコセメント化を行いました。 			
	関係課	資源循環課	評価	○
下水処理場の汚泥焼却灰、沈砂の建設資材等としての再資源化	<ul style="list-style-type: none"> 下水処理場から発生する全ての産業廃棄物（汚泥焼却灰や沈砂汚泥など）について 99.4%の再資源化率を達成しました。 			
	関係課	水再生センター	評価	○
⑤ ごみの資源化施設の整備を進めます				
→重点事業 20（熱回収施設等の整備） P37 参照				
→重点事業 21（資源ごみ処理施設の整備） P37 参照				

基本目標 4

良好な生活環境の創造

～安全で快適な暮らしを実現するまちづくり～

(1) 大気汚染の防止に努めます

取り組み項目	2020 年度実施内容			
① 大気汚染状況を監視し、市民へ公表します				
市内の大気環境の把握 [常時監視 (都)、沿道大気調査 (市)]	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 主要幹線道路交差点等における大気調査を 12 月に 6 地点で行いました。 ◆ ダイオキシン類*等分析調査を 3 地点で 8 月と 2 月に行いました。 			
	関係課	環境保全課	評価	○
大気調査結果や大気汚染情報等の収集及び周知・提供	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 2019 年度に実施した大気調査結果を 6 月にホームページで公表しました。 			
	関係課	環境保全課	評価	○
光化学スモッグ*注意報等発令時の周知	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 東京都メール配信への登録について、ECO まちだ、ホームページ及び町田市メール配信サービスにて情報提供を行いました。 ◆ 学校情報・注意報等が発令された際に、すみやかに関係機関へ情報提供を行いました (2020 年度の注意報の発令回数は 1 件でした)。 			
	関係課	環境保全課	評価	○
② 事業活動での大気汚染物質の発生を抑制します				
大気汚染について、工場等を設置する事業者に対する事前指導及び違反事業者への指導	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 工場等設置時に届出がある場合は、届出内容を確認し、必要に応じて事業者に指導を行いました。違反事業者に対しては、現地確認し、改善の指導をしました。 			
	関係課	環境保全課	評価	○
野外焼却防止のための事前指導や広報等による啓発	<ul style="list-style-type: none"> ◆ ECO まちだに野焼きに関する記事を掲載し、野外焼却防止を啓発しました。 			
	関係課	環境保全課	評価	○
③ 自動車利用を控え、公共交通利用を進めます【再掲 (1-(3)-②)】				
路線バスの利用環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりバス事業者及び市の財政が厳しい状況におかれたことを鑑み、両者で協議した結果、バス停へのベンチ等の設置を見送りました。 			
	関係課	交通事業推進課	評価	×
地域コミュニティバス等の運行	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 相原地区における新たな交通サービスの導入に向けた方針を決定しました。 ◆ 本町田地区、つくし野地区、高ヶ坂・成瀬地区においては、実証実験運行を見送り、アンケート調査や地域協議会との協議を継続実施します。 			
	関係課	交通事業推進課	評価	△
市が開催するイベント時の公共交通利用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆ イベント時にサポートいただくボランティアの方などに向けて、公共交通機関の利用を呼びかけました。 			
	関係課	環境・自然共生課	評価	○

取り組み項目	2020 年度実施内容			
④ 低公害車*の普及促進等を図ります【再掲（1-（3）-③）】				
次世代自動車等の低公害車の普及促進	<ul style="list-style-type: none"> 電気自動車充電器の利用を促すとともに、燃料電池*自動車の展示や、低公害車の仕組みについてのパネル展示、ホームページでのコンテンツ公開などにより、普及啓発を行いました。 			
	関係課	環境・自然共生課	評価	○
水素ステーション*の誘致	<ul style="list-style-type: none"> 水素ステーション誘致に至りませんでした。 			
	関係課	環境・自然共生課	評価	×
エコドライブ*の周知、普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> エコドライブステッカーを作成し、市民に広く周知を行いました。 			
	関係課	環境・自然共生課	評価	◎
低公害車[天然ガス自動車・ハイブリッド車・電気自動車等]の公用車としての導入検討・実施	<ul style="list-style-type: none"> 燃費効率の良い公用車を 112 台導入しました。 			
	関係課	市有財産活用課	評価	○
⑤ 自転車利用環境の整備を進めます【再掲（1-（3）-④）】				
→重点事業 22（自転車利用環境の整備） P38 参照				
自転車駐車場の整備	<ul style="list-style-type: none"> 自転車駐車場を利用せずに、自転車移動ができるシェアサイクルや、駐輪場シェアサービスを活用して民間駐輪場の整備を推進しました。 老朽化した駐輪場の長寿命化、建替えなどを検討しました。 			
	関係課	道路管理課	評価	○
市職員の近隣移動時の自転車利用の推進	<ul style="list-style-type: none"> 自転車利用のメリットを盛り込んだ掲示を行い、省エネの周知を図りました。 			
	関係課	環境・自然共生課	評価	○
	<ul style="list-style-type: none"> 町田市職員安全運転ハンドブックを各課に配布し、近隣移動時は車を使用せず、自転車や徒歩で現地に向かうよう啓発しました。 			
関係課	市有財産活用課	評価	◎	

(2) 良好な水質の確保に努めます

取り組み項目	2020 年度実施内容			
① 污水管の整備と合併処理浄化槽の普及による適正な污水处理対策を進めます				
→重点事業 23（下水道未整備箇所の污水管整備の推進） P38 参照				
② 河川へ放流する下水処理水の水質向上を図ります				
→重点事業 24（下水処理水の水質向上） P38 参照				
③ 水質汚濁物質の排出抑制のため、市民・事業者への働きかけを推進します				
水質汚濁について、河川等へ直接排水を行う事業者に対する事前指導及び違反事業者への指導	<ul style="list-style-type: none"> 公共用水域に直接汚水を排水している 30 事業場に対し、排水の水質検査を実施しました。基準の超過がみられたときは、原因究明及び対策の指導をしました。 			
	関係課	環境保全課	評価	○
下水道法に基づく、下水道に排水を行う事業者への調査や指導の実施	<ul style="list-style-type: none"> 予定通り、聞き取り調査を 76 件実施し、「下水道法に基づく届出」及び「適正な水質管理」について指導を行いました。一方で、新型コロナウイルス感染症拡大による影響で、病院等に対する排水検査を延べ 13 件中止しました。このため、排水検査については、年間で延べ 31 件実施し、全ての結果が基準に適合していることを確認しました。 			
	関係課	水再生センター	評価	△
特定施設未届事業場の発見と、届出の指導の実施	<ul style="list-style-type: none"> 環境保全課と情報を共有するとともに、特定事業場未届事業場の発見と特定施設の届出指導を行いました。 			
	関係課	下水道管理課	評価	○
	<ul style="list-style-type: none"> 下水道部に提出されている事業場の届出状況や住宅地図の情報などを確認し、未届であることが発覚した場合には届出指導を行いました。 			
関係課	環境保全課	評価	○	
規制対象外事業者へのグリース阻集器等の管理に関する啓発	<ul style="list-style-type: none"> ホームページ等を利用し、排水設備の適正管理の啓発活動を行いました。 また市内飲食店 78 店舗に対して、グリース阻集器の維持管理について啓発・指導を行いました。 			
	関係課	下水道管理課	評価	○
地下水汚染について、工場等を設置する事業者に対する事前指導及び違反事業者への指導	<ul style="list-style-type: none"> 新規設置事業者からの届出時に構造基準の遵守義務や定期点検の実施義務を指導しました。 			
	関係課	環境保全課	評価	○
土壌や地下水汚染の防止のため、農薬や施肥の適正量の利用及び低減に向けた啓発の実施	<ul style="list-style-type: none"> エコ農産物認証取得者およびエコファーマー*に対して、補助率を上げて堆肥流通促進事業補助金を交付しました。 			
	関係課	農業振興課	評価	○
下水接続の普及促進	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症の影響で、訪問から郵送に切替え普及活動を行いました。 			
	関係課	下水道整備課	評価	○

取り組み項目	2020 年度実施内容			
河川の水質事故防止のための広報等による啓発	<ul style="list-style-type: none"> 公共用水域に排水している事業場に対し、処理施設の維持管理などについて注意喚起をするための文書を送付しました。また市民向けとして、ECO まちだに河川事故防止を啓発する記事を掲載しました。 			
	関係課	環境保全課	評価	○
下水道の正しい使い方の指導	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症によるイベントの中止等により、啓発活動は行えませんでした。 			
	関係課	下水道管理課	評価	×
下水処理場への市民等の施設見学受け入れ	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症の関係で、両処理場ともに施設見学を中止しました。 			
	関係課	水再生センター	評価	×
④ 市内の主要河川等において、定期的な水質調査を実施します				
主要河川である鶴見川、境川、恩田川等の河川調査の実施とホームページ等での調査結果の公表	<ul style="list-style-type: none"> 河川調査は予定通り月1回実施しました。調査結果についてはまとめ次第、ホームページで公表する予定です。 			
	関係課	環境保全課	評価	○

(3) 誰もが安心して快適に暮らせる環境の実現を図ります

取り組み項目	2020 年度実施内容			
① 有害化学物質*等の適正管理・処理の指導を進めます				
→重点事業 25（有害化学物質の適正管理・処理の指導） P39 参照				
事業者が自ら化学物質の適正な管理を行えるよう届出の指導	<ul style="list-style-type: none"> 適正管理化学物質取扱事業者に対して、化学物質使用量報告書の提出および化学物質管理方法書の作成を指導しました。 			
	関係課	環境保全課	評価	○
既存建物の解体時におけるアスベスト使用調査・届出・適正処理の指導	<ul style="list-style-type: none"> アスベスト使用建築物の解体等工事では、事前相談や届出について適切に指導することができました。 年2回の建設リサイクル*法に関する一斉パトロールのほか、東京都から依頼のあったパトロール、また環境保全課による独自のパトロールも実施し、看板の掲示などに不備があった場合には指導しました。 			
	関係課	環境保全課	評価	○
	<ul style="list-style-type: none"> 適切にアスベストや資源が分類されるよう、パトロールによる指導を行いました。 			
関係課	建築開発審査課	評価	○	

取り組み項目	2020 年度実施内容			
② 悪臭の発生防止に努めます				
悪臭について、工場等を設置する事業者に対する事前指導及び、悪臭を発生させた事業者への指導	<ul style="list-style-type: none"> 工場設置認可申請等を受ける際には、あらかじめ悪臭が発生しない作業工程や設備の導入をするよう指導しました。 また、悪臭を発生させてしまった事業所等に対しては、原因を究明したうえで、作業工程を変更するなど再発防止対策を講ずるよう指導しました。 			
	関係課	環境保全課	評価	○
清掃工場における、臭気測定の実施及び設備の適正管理による臭気の発生抑制対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> 清掃工場内で発生した臭気は焼却炉で燃焼することにより低減させるとともに、脱臭装置の運用を適正に行ったことで、清掃工場の敷地境界線地表における臭気指数の測定結果は規制基準値に適合していました（測定値：10 未満）。 			
	関係課	資源循環課	評価	○
農業者に対する畜舎清掃や畜糞の適正処理方法、施肥の適正な使用方法の周知等、臭気発生抑制の指導	<ul style="list-style-type: none"> 畜舎の衛生管理に必要な経費に対する補助を行いました。 また、関係機関と協力しながら施設の適切な使用について意見交換を行いました。 			
	関係課	農業振興課	評価	○
③ 自動車や、事業活動による騒音・振動問題への取り組みを進めます				
主要幹線道路における自動車騒音調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> 自動車騒音常時監視・面的評価*については 8 ヶ所委託にて実施しました。 また市内幹線道路の自動車騒音測定（要請限度*）についても 3 ヶ所直営にて実施しました。 			
	関係課	環境保全課	評価	○
騒音・振動について、工場等を設置する事業者や工事を行う事業者に対する事前指導及び違反事業者への指導	<ul style="list-style-type: none"> 工場設置認可申請等や事前協議、特定建設作業実施届を受ける際には、騒音や振動の発生に注意し、近隣へ配慮するよう指導しました（2020 年度は事前協議 131 件、特定建設作業 144 件の申請がありました）。 			
	関係課	環境保全課	評価	○
④ 航空機騒音の軽減のための取り組みを進めます				
国及び米軍に対し、NLP*や早朝・夜間・土日祝日の飛行の中止・制限等を要請	<ul style="list-style-type: none"> 国及び米軍に対し、空母艦載機着陸訓練を硫黄島で全面実施すること、恒常的訓練施設を確保すること、厚木基地の運用、騒音状況等についての情報提供を行うことを厚木基地騒音対策協議会で要請しました。 			
	関係課	企画政策課	評価	○
航空機騒音の常時測定〔市内5箇所〕と測定結果の広報	<ul style="list-style-type: none"> 航空機騒音常時測定（市内5ヶ所）を引き続き実施しました。 航空機騒音について、市が測定した結果を広報やホームページで公表し、航空機騒音による苦情件数とともに速やかに関係機関に報告しました。 			
	関係課	環境保全課	評価	○

取り組み項目	2020 年度実施内容			
⑤ その他の問題の対策を考え、安心して快適な環境の実現を図っていきます				
建築物等を建設する事業者に対する電波障害*の事前調査や対策の指導	<ul style="list-style-type: none"> 中高層建築物を建築する際の事前協議において、10m以上の建築物の場合は、テレビの受信障害調査を実施し、その報告書の提出を指導しました。 建築中または建築後に受信障害が発生した場合は、速やかに対応するよう指導しました。 			
	関係課	環境保全課	評価	○
電波障害及び受信障害の相談、情報提供	<ul style="list-style-type: none"> テレビ受信障害調査報告書に基づいた障害予測地域の情報提供を行いました。 			
	関係課	環境保全課	評価	○
事業者に対する屋外照明、駐車場で車両照明等の配慮など光害*未然防止の指導	<ul style="list-style-type: none"> 工場等設置届出時及び中高層建築物を建築する際の事前協議、大規模小売店舗立地法に伴う事前協議において、屋外照明や車両の灯火による光害防止対策を講ずるよう指導しました。 			
	関係課	環境保全課	評価	○
街路灯への遮光板の取り付け	<ul style="list-style-type: none"> 市民要望により遮光板を3ヶ所取り付けました。 			
	関係課	道路維持課	評価	○
監視・指導による土砂の不法投棄の防止と早期発見	<ul style="list-style-type: none"> パトロールを強化し早期発見に努めました。 			
	関係課	建築開発審査課	評価	○
近隣騒音などのトラブル防止のためのマナー啓発	<ul style="list-style-type: none"> 生活騒音についての啓発記事をホームページに掲載しました。 			
	関係課	環境保全課	評価	○
市民の生活環境の保全のための空き家対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 管理不全空家の所有者に対し、文書による意識啓発や、現地調査に基づく情報提供を実施しました。 結果、管理不全空家を55件改善（うち1件は特に対応が必要な特定空家等を解消）できました。 			
	関係課	住宅課	評価	◎

(4) 美しいまち並みづくりを進めます

取り組み項目	2020 年度実施内容			
① 地域が主体となった良好な景観づくりを進めます				
→重点事業26（生活風景宣言等による良好な景観づくり） P39 参照				
景観づくりの基準となるガイドラインの整備	<ul style="list-style-type: none"> 2017年度に達成済みです。 			
	関係課	地区街づくり課	評価	—
景観づくりセミナーの実施	<ul style="list-style-type: none"> 相模原市と共催し、両市の図書館で景観特集コーナーを設け、景観づくりに関する情報発信を行いました。 			
	関係課	地区街づくり課	評価	○

取り組み項目	2020年度実施内容			
景観づくり市民サポーターによる啓発活動の実施	◆ 2017年度に終了しました。			
	関係課	地区街づくり課	評価	—
② 快適な道路環境づくりを進めます				
市内各駅における放置自転車対策の実施	◆ 午前（通勤・通学）午後（買い物）対策に加えて、夜間に対する対策を強化しました。また、効果的な放置防止に関する啓発方法を検討しました。			
	関係課	道路管理課	評価	◎
学校や地域での自転車や二輪車のマナー啓発	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 市立小学校40校（2校は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止）と、市立中学校6校を対象に、「自転車教室」を開催しました。 ◆ 警察と連携し、街頭で自転車利用者に対して、啓発チラシの入ったティッシュ等を配りながら安全運転を呼び掛けるキャンペーン活動を行いました。 ◆ 9月に、二輪車の運転者に対して「二輪車安全運転教室」を開催しました。 ◆ 自宅などで手軽に交通マナーを学べる動画「おうちで交通安全」を作成しました。動画は、町田市ホームページに掲載するとともに、動画を収録したDVDを市内全中学校と希望のあった町内会・自治会に配布しました。 			
	関係課	市民生活安全課	評価	◎
都市計画道路、市街地道路での無電柱化工事の実施	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 無電柱化に向け、交通管理者や地域の方々と地上機の位置などについて検討しました。 ◆ 今後も引き続き、関係機関と調整を進めます。 			
	関係課	道路整備課	評価	○
市民ボランティア団体による道路の美化活動の推進〔アダプト・ア・ロード事業〕	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 新規団体の登録・活動支援、既存団体の活動PRを行いました。 ◆ 道路に愛着を持ち、市民ボランティア団体が増えるように、「道路愛護運動みちピカ町田」をPRする活動を行いました。 			
	関係課	道路管理課	評価	○
③ ごみの不法投棄、ポイ捨ての防止に努めます				
統一美化キャンペーンのPR	◆ 新型コロナウイルス感染症拡大防止を図るため、2020年度は実施を取りやめました。			
	関係課	環境保全課	評価	×
美化推進重点区域（あきかん、吸い殻等のポイ捨て防止区域）の指定及び運用	◆ 新たな美化推進重点区域の指定について、3地域の方々話し合いを行いました。			
	関係課	環境保全課	評価	△

取り組み項目	2020 年度実施内容			
道路等喫煙禁止区域（路上喫煙禁止区域、喫煙スポット）の指定及び運用	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 新たな道路等喫煙禁止区域の指定について、3地域の方々と話し合いを行いました。 			
	関係課	環境保全課	評価	△
あき地の所有者への雑草除去指導	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 雑草が繁茂しているあき地の所有者（対象者）に対し、雑草除去をお願いする通知を行いました。 			
	関係課	環境保全課	評価	○
不法投棄監視カメラの有効利用及び、パトロールによる再発防止対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 監視カメラ2台を新規で設置しました。 ◆ パトロールは、不法投棄重点地区を中心に昼夜合わせて年間144回実施しました。 			
	関係課	3R推進課	評価	○
土地所有者等との協働による、不法投棄再発防止対策の検討・実施	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 不法投棄発生場所に啓発看板を設置（19件、28枚）し、不法投棄防止策及び再発防止策を提案しました。 			
	関係課	3R推進課	評価	○

基本目標 5

環境に配慮した生活スタイルの定着
～学び・協働で進めるまちづくり～

(1) 次世代を担う子どもの環境学習*を進めます

取り組み項目	2020 年度実施内容				
① 学校における環境教育*の充実を図ります					
→重点事業 27 (環境副読本を活用した環境学習の実施) P40 参照					
各教科等における指導、環境学習、農業体験、自然体験の実施	<ul style="list-style-type: none"> 5年生の米の栽培は多くの学校で取り組みました。ビオトープ*のある学校においては、整備や学習での利用を予定通り行いました。 			評価	○
	関係課	指導課			
ボランティアコーディネーター等を活用した環境教育の実施	<ul style="list-style-type: none"> 地域人材を活用し、学校が保有する雑木林の管理や、植樹、地域環境の保全活動を行った学校がありました。また校庭の木に巣箱を設置した学校がありました。 			評価	○
	関係課	指導課			
出前講座を活用した児童・生徒、保護者への環境教育の実施	<ul style="list-style-type: none"> 児童・生徒には帰宅後保護者にも講座内容を伝えるよう促し、このことをきっかけに家庭でごみについて話してもらう機会を作る等、保護者に対してもごみ減量啓発を行う仕掛けを行いました。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、リモートなどの手法を取り入れました。 SDGs などの環境全般にわたるものも内容に取り入れ、子どもたちやその保護者たちがごみ減量などに取り組むためのきっかけづくりをしました。 			評価	◎
	関係課	3R推進課			
② 子どもの環境学習・体験学習を進めます					
→重点事業 28 (子ども向け環境講座のプログラムの企画・実施) P40 参照					
こどもエコクラブ*の設立促進と活動の継続支援	<ul style="list-style-type: none"> エコクラブ事務局から発送されるチラシ・ポスター等を掲示・配布することで、こどもエコクラブの設立促進・活動の継続支援を行いました。 			評価	○
	関係課	環境・自然共生課			
③ 環境教育情報の収集・提供を図ります					
出前講座や大学が提供する環境教育の取り組み等、既存の環境教育プログラム情報の収集、提供	<ul style="list-style-type: none"> ビオトープの出前授業を実施しました。 			評価	○
	関係課	環境・自然共生課			

(2) 市民・事業者の環境学習*・保全活動を推進します

取り組み項目	2020 年度実施内容			
① 市民の環境学習や環境保全活動に参加する機会の充実を図ります				
環境に関する学習機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> ◆ まちだ市民大学 HATS 環境学講座を前期は 8 回予定していましたが、新型コロナウイルス感染症拡大のためすべて中止となりました。後期は 9 回実施しました。受講生の 90%以上が講座終了後も引き続きエコ活動に取り組む意欲を示しており、環境問題への関心を高めることができました。 			
	関係課	生涯学習センター	評価	△
	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 市民等を対象とした環境をテーマとしたイベントを開催し、環境学習の機会を提供しました。 			
	関係課	市民協働推進課	評価	○
ライトダウン等節電意識向上のためのキャンペーンの開催を通じた啓発	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 相模原市との連携や調整が順調に進み、事業を進めることができました。 			
	関係課	環境・自然共生課	評価	○
まちづくりの検討の場での環境配慮*の視点の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 相模原市と共催し、両市の図書館で景観特集コーナーを設け、景観づくりに関する情報発信を行いました。 			
	関係課	地区街づくり課	評価	○
生物多様性*にかかわる多様な主体の交流の場づくり	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 町田生きもの共生フォーラムを開催しました。 			
	関係課	環境・自然共生課	評価	○
② 事業者の環境配慮への取り組みや環境保全活動を支援します				
中小企業が行う環境に配慮した整備への改修等に必要な資金調達への支援	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 制度内容について、パンフレットの配布や、ホームページへの掲載により、周知を行いました。 			
	関係課	産業政策課	評価	○
事業者の環境保全活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 「町田市環境白書*2020」において、エコ宣言登録事業者の取り組み紹介を行いました。 ◆ 登録事業者と協働事業を行うことで、エコ宣言事業者として登録することによるメリットを創出しました。 			
	関係課	環境・自然共生課	評価	◎
	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 環境保全活動に取り組む事業者にインタビューを行い、「町田市環境白書 2020」で紹介しました。 			
関係課	環境政策課	評価	○	

取り組み項目	2020 年度実施内容			
公益的活動への事業者参加の促進	◆ 地元事業者と連携して公園清掃を実施しました。			
	関係課	公園緑地課	評価	○
里山*における事業者の環境保全活動の場を提供する仕組みづくり	◆ 鶴見川源流保水の森及び奈良ばい谷戸*において NPO 法人と協定を締結し、里山環境の保全や希少種モニタリング等を実施しました。			
	関係課	農業振興課	評価	○
③ 環境に配慮した事業者を認定する制度をつくります				
→重点事業 29（まちだエコ宣言制度の推進） P40 参照				

（3）環境学習*・保全活動の基盤づくりや協働の仕組みづくりを進めます

取り組み項目	2020 年度実施内容			
① 環境に関する情報を積極的に発信します				
環境に関する情報の発信	◆ ECO まちだを年3回発行しました。新型コロナウイルス感染症の影響で発行回数が減少しました。			
	◆ 「町田市環境白書*2020」を発行し、ホームページでも情報を公開しました。			
	関係課	環境政策課	評価	△
環境に関する出版物を充実させて提供、環境をテーマにした特集コーナーを随時設置	◆ 地球温暖化*や生物多様性*をテーマとしたイベントを開催しました。			
	◆ 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化することを見越して、動画を作成しました。			
	関係課	環境・自然共生課	評価	○
環境に関する出版物を充実させて提供、環境をテーマにした特集コーナーを随時設置	◆ 環境に関する出版物の収集に努め、2020 年度受入合計は 148 冊で、2020 年度末の合計は 6,025 冊となりました。鶴川駅前図書館は、里山や身近な自然に関する資料をまとめた書架「みどりのコーナー」を、中央図書館では、児童コーナーに「小さな自然」と題したコーナーを設置して常設しています。			
	関係課	図書館	評価	○
	町田市の環境の状況・取り組み等を、白書・ホームページ等で公表	◆ 2019 年度環境調査事業概要をホームページで公表しました。		
◆ 航空機騒音について、市が測定したデータ及び東京都が 2019 年度に測定したデータを取りまとめ、広報やホームページで公表しました。				
◆ 土壌汚染対策法に関する区域指定等の情報についても随時ホームページに掲載しました。				
町田市の環境の状況・取り組み等を、白書・ホームページ等で公表	関係課	環境保全課	評価	○
	◆ 町田市の 2019 年度の環境の状況や取り組みなどを「町田市環境白書 2020」として公表しました。			
	関係課	環境政策課	評価	○

取り組み項目	2020 年度実施内容			
市のイベントにおける環境配慮* の取り組み推進	<ul style="list-style-type: none"> ハスのんの貸出申請は、2020 年度 1 件あり、環境配慮の呼びかけを行うために使用しました。 			
	関係課	環境政策課	評価	△
	<ul style="list-style-type: none"> イベント時にサポートいただくボランティアの方などに向けて、公共交通機関の利用を呼びかけました。 			
関係課	環境・自然共生課	評価	○	
② 市民・事業者の環境保全活動の情報の共有化を図ります				
→重点事業 30（ホームページの充実による情報集約・発信） P41 参照				
③ 大学等との連携を進め、環境学習*の機会を創出します				
相模原・町田大学地域コンソーシアムや各大学と環境学習に関する取り組みを連携・協働して行うための仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> 相模原・町田大学地域コンソーシアムと連携、協働した取り組みとして、生涯学習センターで小学生を対象としたさがまちカレッジ、「イラストをエコバックにうつしてみよう」と題した講座を実施し、環境にやさしい制作の学習へとつなげました。 			
	関係課	生涯学習センター	評価	○
ECO-TOP インターンの受け入れ	<ul style="list-style-type: none"> 冬期に2名の大学生を受け入れ、市の施策や事業体験を通じて環境行政について学習してもらいました。 			
	関係課	環境政策課	評価	○
④ 環境保全活動の担い手の育成、人材の活用を図ります				
→重点事業 31（ごみ減量サポーターの地域活動支援） P41 参照				
環境保全活動団体や環境保全に取り組む市民への支援の検討、実施	<ul style="list-style-type: none"> ホームページや町田生きもの共生フォーラムにおいて、団体の活動周知の場を提供しました。 			
	関係課	環境・自然共生課	評価	○
	<ul style="list-style-type: none"> 2020 年度の取り組みはありません。 			
関係課	環境政策課	評価	×	

5. 町田市環境基本条例* (平成 12 年 12 月 27 日 条例第 68 号)

目次

前文

第一章 総則 (第 1 条—第 8 条)

第二章 環境の保全、回復及び創造に関する基本的施策 (第 9 条—第 19 条)

第三章 環境管理の推進 (第 20 条—第 22 条)

第四章 環境パートナーシップ*による環境の保全、回復及び創造の推進
(第 23 条—第 26 条)

附則

前 文

私たちの町田市は、多摩丘陵の北部に位置し、緑豊かな丘陵地と、境川や鶴見川などの源流を有しており、また数多くの縄文遺跡の発見にみられるように、生活の場としての永い歴史を有している。それは、先人たちが、太古からその豊かな自然の恩恵を享受しながら生活してきたことを物語っている。

現代社会での生活、あるいは経済活動は、私たちの暮らしを豊かにする一方、資源の過剰な消費や膨大な廃棄物の排出等、環境に対する多大な負荷を伴い、私たちを取り巻くあらゆる環境を悪化させる原因となっている。このことは、首都圏で有数の商業都市、住宅都市として発展し続けている町田市でも例外ではなく、先人たちから引き継いだ環境を、次の世代へ引き継ぐことはもちろん、維持することさえ困難な状況に立ち至っている。このような環境の悪化は、私たちのまわりだけではなく、地球全体に広がっている。

地球規模での環境問題への早急な対応が迫られている現代社会においては、私たちは良好な環境を単に自然から与えられるものとしてではなく、すべての者による保全、回復及び創造の努力によってはじめて享受できるものとして考えなければならなくなっている。

私たちは、健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする、良好な環境を享受する権利、すなわち環境権*を有している。同時に、私たちには環境をより恵み豊かなものとして次の世代へと継承していく責任と義務がある。良好な環境は、私たちの世代だけに与えられるものではない。将来の世代も享受する権利を有しているのである。

私たちは、かけがえのない生命と自然を守るために、すべての者の総意として、良好な環境を保全、回復及び創造するとともに、環境への負荷*の少ない持続的発展が可能な循環型社会*の実現を目指して、ここにこの条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全、回復及び創造についての基本理念を定め、町田市（以下「市」という。）、事業者、市民、在勤在学者、町田市に資産を有する者、町田市を訪れる者その他の者（以下「すべての者」という。）の責務を明らかにするとともに、地域の特性に即した環境の保全、回復及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を市民参画の下に総合的かつ計画的に推進し、もって良好な環境の確保に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 良好な環境 現在及び将来のすべての人々が、健康で安全かつ快適な生活を営むことができる、生活環境、自然環境及び歴史的文化的環境*をいう。
- (2) 歴史的文化的環境 歴史的文化的遺産を含む環境のうち、地域の自然環境を構成する要因となっているものをいう。
- (3) 環境への負荷 行政の施策、事業活動、日常生活等(以下「すべての活動」という。)により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (4) 公害 環境への負荷のうち、すべての活動に起因する生活環境の侵害であって、大気の汚染、水質の汚濁(雨水及び地下水の汚染を含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、悪臭等によって、良好な環境が損なわれることをいう。
- (5) 循環型社会 すべての活動において、資源及びエネルギーの一層の循環、効率化並びに廃棄物の発生抑制*、適正な処理等を図るなど、経済社会システムにおける物質の循環を確保することにより、最終的な排出物を低減し、自然環境の物質循環に戻すことができる社会をいう。

(6) 地球環境の保全 すべての活動に起因する地球全体の温暖化、オゾン層の破壊、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、市民の健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする、良好な環境の確保に寄与するものをいう。

(7) 環境監査 市又は事業者が、すべての施策又は事業活動について環境の保全、回復及び創造の見地から自ら点検及び評価を行い、以後、その結果を反映させていくことをいう。

(8) 環境パートナーシップ* 市及び事業者並びに市民、在勤在学者及び主にこれらの者により組織される民間の団体（以下「市民等」という。）が、環境の保全、回復及び創造を目的として、相互に促し、励まし、支え合う関係をいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全、回復及び創造は、良好な環境及び環境権の確保を図るとともに、このことが将来にわたって継続されるよう適切に行われなければならない。

2 環境の保全、回復及び創造は、すべての者が公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に環境への負荷*を低減するよう行動することにより、循環型社会*を基調とした環境への負荷の少ない持続的発展が可能なまちを構築することを目的として推進されなければならない。

3 自然環境及び歴史的文化的環境*の保全及び回復は、生物多様性*（生物種、遺伝子及び生物生息環境の多様性を含む。以下同じ。）が適切に保全及び回復されるよう行われなければならない。

4 地球環境の保全は、地域の環境が地球全体の環境と密接に関わっていることから、すべての者がこれを自らの問題として認識し、そのすべての活動において国際的な認識及び協力の下に積極的に推進されなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、基本理念にのっとり、地域の自然的社会的条件に応じた次に掲げる環境施策を策定し、これを推進する責務を有する。

- (1) 公害の防止及び快適環境の創造
- (2) 生物多様性を含めた自然環境及び歴史的文化的環境の保全及び回復
- (3) 資源及びエネルギーの有効利用並びに廃棄物の減量及び再資源化の促進
- (4) 環境への負荷の少ない役務、資源、製品等の利用の促進
- (5) 環境パートナーシップによる環境への負荷を低減するための行動の促進
- (6) 地球環境の保全
- (7) 前各号に掲げるもののほか、環境への負

荷の低減に寄与すること。

2 市は、基本理念にのっとり、施策に伴う環境への負荷の低減に自ら取り組む責務を有する。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、次に掲げる責務を有する。

- (1) 事業活動に伴う環境への負荷の低減、公害その他環境汚染を防止するために、必要な措置を講ずること。
- (2) 事業活動に係る製品の販売、使用又は廃棄による環境への負荷の低減に寄与するため、必要な措置を講ずること。
- (3) 事業活動に係る役務の提供及び利用による環境への負荷の低減に寄与するため、必要な措置を講ずること。
- (4) 市が推進する環境施策に協力し、地域の環境の保全、回復及び創造に関する取組に積極的に参加又は協力すること。

（市民の責務）

第6条 市民は、基本理念にのっとり、次に掲げる責務を有する。

- (1) 日常生活に伴う環境への負荷の低減に努め、環境の保全、回復及び創造に自ら取り組むこと。
- (2) 市が推進する環境施策に協力し、地域の環境の保全、回復及び創造に関する取組に積極的に参加又は協力すること。

（在勤在学者等の責務）

第7条 在勤在学者、町田市に資産を有する者、町田市を訪れる者その他の者は、基本理念にのっとり、市が推進する環境施策に協力し、地域の環境の保全、回復及び創造に関する取組に積極的に協力する責務を有する。

（環境配慮*）

第8条 すべての者は、基本理念にのっとり、そのすべての活動において、次に掲げる環境配慮に努めなければならない。

- (1) 公害を発生させないこと。
 - (2) 自然を大切にすること。
 - (3) 歴史と文化を大切にすること。
 - (4) まちをきれいにする。
 - (5) ごみを減らすこと。
 - (6) 資源及びエネルギーを大切にすること。
 - (7) 環境にやさしい製品及びサービスを選ぶこと。
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、環境への負荷を低減すること。
- 2 すべての者は、前項に規定する環境配慮を行うに当たっては、地球環境への影響についても考慮するものとする。
- 3 前二項の規定は、市民の市外における活動について準用する。

第二章 環境の保全、回復及び創造に関する基本的施策

(環境基本計画)

- 第9条 市長は、環境施策を総合的かつ計画的に推進するため、町田市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定する。
- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- (1) 環境の保全、回復及び創造に関する長期的な目標
 - (2) 環境の保全、回復及び創造に関する総合的な施策の大綱
 - (3) 前二号に掲げるもののほか、環境施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画の策定に当たっては、あらかじめ事業者及び市民等の意見を反映させるための必要な措置を講ずるとともに、町田市環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画との整合)

- 第10条 市長は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、推進するに当たっては、環境基本計画との整合を図らなければならない。

(環境行動指針)

- 第11条 市長は、事業者及び市民等が、環境への負荷*の低減に寄与する行動を取るための規範となる環境行動指針を策定する。
- 2 市長は、環境行動指針の策定に当たっては、あらかじめ事業者及び市民等の意見を反映させるための必要な措置を講ずるとともに、町田市環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 市長は、環境行動指針を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 4 前二項の規定は、環境行動指針の変更について準用する。

(規制措置)

- 第12条 市長は、公害を防止するため、必要な規制の措置を講ずることができる。
- 2 市長は、生物多様性*を含めた自然環境の保全を図るため、必要な規制の措置を講ずることができる。
- 3 市長は、資源及びエネルギーの有効利用並びに廃棄物の減量及び再資源化を促進するため、必要な規制の措置を講ずることができる。
- 4 前三項に規定するもののほか、市長は、環境への負荷を低減するため、必要な規制の措置を講ずることができる。

(誘導的措置)

- 第13条 市長は、事業者及び市民等が率先して環境への負荷を低減することを促進するため、適正な優遇、助成その他の必要な誘導的措置を講ずることができる。
- 2 市長は、事業者及び市民等の自らの活動による環境への負荷を低減するため、経済的負担を課す等の誘導的措置を講ずることができる。

(財政措置)

- 第14条 市長は、環境施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずよう努めなければならない。

(調査、監視及び測定の実施)

- 第15条 市長は、環境の状況の把握及び環境の変化の予測並びに環境の保全、回復及び創造に関する施策を策定及び推進するために必要な調査、監視及び測定を実施するものとする。
- 2 市長は、前項の施策を適正に実施するため、必要な監視及び測定の体制を整備するものとする。

(施策等の報告)

- 第16条 市長は、毎年、環境の状況及び環境施策に関する報告書を作成し、これを公表するものとする。

(市民意見の反映)

- 第17条 市長は、環境施策の策定及び推進に当たっては、あらかじめ事業者及び市民等の意見を反映させるための必要な措置を講ずるものとする。

(調整の体制)

- 第18条 市長は、環境の保全、回復及び創造に関する施策について、総合的に調整及び推進するために必要な体制を整備するものとする。

(国等との協力)

- 第19条 市長は、環境の保全、回復及び創造に関する施策のうち、広域的な取組を必要とするものについて、国及び他の地方公共団体と協力して推進するものとする。

第三章 環境管理の推進

(環境監査の実施)

- 第20条 市長及び事業者は、環境監査を行うよう努めるものとする。
- 2 市長は、特に必要と認めるときは、事業者に対して環境監査の結果についての報告を求める等、必要な措置を講ずることができる。

(環境影響評価の促進)

第 21 条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある施策又は事業を行う者が、当該施策又は事業の実施に伴う環境への影響について、あらかじめ調査、予測及び評価を行い、当該施策又は事業の実施に際し、環境の保全上の見地から適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(事業情報の公表)

第 22 条 市又は事業者は、施策又は事業が与える環境への負荷*の情報について、公表するよう努めなければならない。

2 市は、環境に影響を及ぼすおそれのある事業活動に関する情報のうち、市が保有するものについては、公表するよう努めなければならない。

第四章 環境パートナーシップ*による環境の保全、回復及び創造の推進

(環境学習*の推進)

第 23 条 市、事業者及び市民等は、環境の保全、回復及び創造についての理解を深め、適切な取組が推進され、互いに環境の保全、回復及び創造に関する学習の機会の提供及び広報活動の充実が図られるよう努めるものとする。

(自発的活動の推進)

第 24 条 市、事業者及び市民等は、自発的に行う環境の保全、回復及び創造に関する活動を推進するため、互いに支援するよう努めるものとする。

(情報の提供)

第 25 条 市、事業者及び市民等は、環境の状況その他の環境の保全、回復及び創造に関する情報を適切に共有できるよう、情報の提供に努めるものとする。

(広域的協力)

第 26 条 事業者及び市民等は、基本理念にのっとり、環境の保全、回復及び創造を行うに当たっては、他の地域の人々とも協力するよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成 13 年 7 月 1 日から施行する。

6. 参考資料

6.1. 環境基準*

(1) 大気

表 1 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件	対象区域
二酸化硫黄 (SO ₂) *	1時間値の1日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1時間値が 0.1ppm 以下であること。	工業専用地域、 車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所以外の地域
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が 20ppm 以下であること。	
浮遊粒子状物質* (SPM) *	1時間値の1日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。	
二酸化窒素 (NO ₂) *	1時間値の1日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。	
光化学オキシダント* (Ox) *	1時間値が 0.06ppm 以下であること。	
ベンゼン	1年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。	
トリクロロエチレン	1年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。	
テトラクロロエチレン	1年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。	
シクロロメタン	1年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること。	

表 2 光化学オキシダント生成防止のための大気中炭化水素濃度指針

物質	環境上の条件	対象区域
非メタン炭化水素	光化学オキシダントの日最高一時間値 0.06ppm に対応する午前 6 時から 9 時までの 3 時間平均値は 0.2ppmC から 0.31ppmC の範囲にある	

(2) 水質

表3 人の健康の保護に関する環境基準*一覧

項目	基準値	対象水域
カドミウム	0.003 mg/ℓ以下	全 公 共 用 水 域
全シアン	検出されないこと	
鉛	0.01 mg/ℓ以下	
六価クロム	0.05 mg/ℓ以下	
砒素	0.01 mg/ℓ以下	
総水銀	0.0005 mg/ℓ以下	
アルキル水銀	検出されないこと	
PCB*	検出されないこと	
ジクロロメタン	0.02 mg/ℓ以下	
四塩化炭素	0.002 mg/ℓ以下	
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/ℓ以下	
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/ℓ以下	
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ以下	
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/ℓ以下	
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/ℓ以下	
トリクロロエチレン	0.01 mg/ℓ以下	
テトラクロロエチレン	0.01 mg/ℓ以下	
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/ℓ以下	
チウラム	0.006 mg/ℓ以下	
シマジン	0.003 mg/ℓ以下	
チオベンカルブ	0.02 mg/ℓ以下	
ベンゼン	0.01 mg/ℓ以下	
セレン	0.01 mg/ℓ以下	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/ℓ以下	
ふっ素	0.8 mg/ℓ以下	
ほう素	1 mg/ℓ以下	
1,4-ジオキサン	0.05 mg/ℓ以下	

備考1：基準値は、年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2：「検出されないこと」とは、定量限界を下回ることをいう。

表4 生活環境の保全に関する環境基準*

ア

類型	市内該当水域	利用目的の適応性	基準値				
			pH*	BOD*	SS*	DO	大腸菌群数
AA		水道1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	50MPN/ 100mℓ以下
A	恩田川	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	1,000MPN/ 100mℓ以下
B		水道3級 水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	5,000MPN/ 100mℓ以下
C		水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/ℓ 以下	50mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	
D	境川 鶴見川	工業用水2級 農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/ℓ 以下	100mg/ℓ 以下	2mg/ℓ 以上	
E		工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/ℓ 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/ℓ 以上	

備考1：基準値は、日間平均値とする。

2：ただし農業用利水点については、水素イオン濃度指数*6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/ℓ以上とする。

3：自然環境保全：自然探勝等の環境保全

水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの

環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸 及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/ℓ以下	0.001 mg/ℓ以下	0.03 mg/ℓ以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/ℓ以下	0.0006 mg/ℓ以下	0.02 mg/ℓ以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/ℓ以下	0.002 mg/ℓ以下	0.05 mg/ℓ以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/ℓ以下	0.002 mg/ℓ以下	0.04 mg/ℓ以下

備考1：基準値は年間平均値とする。

(3) 地下水

表5 地下水の環境基準*値一覧

単位：mg/ℓ

項目名	環境基準値	項目名	環境基準値
カドミウム	0.003 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1 以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下
鉛	0.01 以下	トリクロロエチレン	0.01 以下
六価クロム	0.05 以下	テトラクロロエチレン	0.01 以下
砒素	0.01 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下
総水銀	0.0005 以下	チウラム	0.006 以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003 以下
PCB*	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 以下
ジクロロメタン	0.02 以下	ベンゼン	0.01 以下
四塩化炭素	0.002 以下	セレン	0.01 以下
クロロエチレン※	0.002 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	ふっ素	0.8 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	ほう素	1 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	1,4-ジオキサン	0.05 以下

※別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー

(4) ダイオキシン類*

表6 ダイオキシン類による大気・水質の汚濁および土壌の汚染に係る環境基準

媒体	基準値
大気	0.6 pg-TEQ/m ³ 以下
水質	1 pg-TEQ/ℓ 以下
水底の底質	150 pg-TEQ/g 以下
土壌	1,000 pg-TEQ/g 以下

備考

1：pg はピコグラムを表し、1pg は1兆分の1g

2：基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値（TEQ）とする。

3：大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。

4：土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

(5) 騒音

表 7-1 騒音に係る環境基準*値一覧

単位：デシベル

地域の 類型	当てはめ地域	地域の区分	時間の区分	
			昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～6時)
A	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 これらに面する地先、水面	一般地域	55以下	45以下
		2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60以下	55以下
B	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域に定めのない地域 これらに面する地先、水面	一般地域	55以下	45以下
		2車線以上の車線を有する道路に面する地域	65以下	60以下
C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 これらに面する地先、水面	一般地域	60以下	50以下
		車線を有する道路に面する地域	65以下	60以下

備考

1：車線とは、一縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

注) 地域の類型

- A：専ら住居の用に供される地域
- B：主として住居の用に供される地域
- C：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

この基準は航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しない。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、表 7-1 に関わらず特例として表 7-2 のとおりとする。

表 7-2 幹線交通を担う道路に近接する空間における基準

昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～6時)
70 デシベル以下	65 デシベル以下

備考

1：「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道および市町村道（市町村道にあっては4車線以上の区間に限る）等を表す。「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、以下のように車線数の区分に応じて道路端からの距離によりその範囲内を特定する。

- ・2車線以下の車線を有する道路 15メートル
- ・2車線を超える車線を有する道路 20メートル

2：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。

表8 騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度*

単位：デシベル

区域の区分		車線等	時間の区分	
			昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～6時)
a 区域	第1種低層住居専用地域	1車線	65	55
	第2種低層住居専用地域	2車線以上	70	65
	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	近接区域	75	70
b 区域	第1種住居地域	1車線	65	55
	第2種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域	2車線以上 近接区域	75	70
c 区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	1車線 2車線以上 近接区域	75	70

備考

- 1：車道とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。
- 2：近接区域とは、幹線交通を担う道路に近接する区域をいい、幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び4車線以上の区市町村道をいう。近接する区域とは、車線の区分に応じた道路端からの距離が2車線以下の車線を有する道路は15メートル、2車線を越える車線を有する道路は20メートルの範囲とする。

表9 光化学スモッグ*緊急時基準および措置

段階	地域	発令路の基準	措置		
			協力工場等	自動車等	一般
予報	区 東部 北部 西部 南部	気象条件からみて高濃度汚染が予想されるとき	燃料使用量の削減協力要請	不用不急の目的により、自動車を使用しないことについて協力を求める。	ばい煙を排出するものに対し、ばい煙の排出量の減少について協力を求める。
注意報		オキシダント濃度が0.12ppm以上	通常の燃料使用量20%程度の削減勧告	当該地域を通過しないように協力を求める。	注) 屋外になるべく出ないよう周知する。
警報	多摩 北部 中部 西部 南部	オキシダント濃度が0.24ppm以上	通常の燃料使用量40%程度の削減勧告		
重大緊急報		オキシダント濃度が0.40ppm以上	通常の燃料使用量40%程度の削減命令	東京公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置を要請する。	注) 光化学スモッグの被害を受けた人は、もよりの保健所に連絡する。
学校情報	の8地域	オキシダント濃度が0.10ppm以上			

6.2. 主な関係法等とその解説

関係法令名	解 説
環 境 基 本 法	多様化・複雑化した国の環境問題や、地球環境問題への取り組みの必要性の高まりなどに対処するため、環境の保全についての基本理念、国や事業者、国民等の各主体の責務、基本的施策等、環境の保全に関する施策の基本的な枠組みを定めた法律で、公害対策基本法に代わり、1993年11月に施行された。
循環型社会*形成推進 基本法	「廃棄物処理法」、「再生資源の利用促進に関する法律」、「容器包装リサイクル*法」、「家電リサイクル法」などの上位に位置付けられる、循環型社会を形成するための基本法。2000年6月に施行された。
地球温暖化*対策の推進 に関する法律	通常「地球温暖化対策推進法」と呼ばれる。同法により、地方公共団体には、事務・事業に関する温暖化防止に向けた実行計画（「地球温暖化防止実行計画」）の策定が義務付けられている。また、地域の実情に応じた温暖化防止実行計画（「地球温暖化防止地域推進計画」）の策定も努力義務として定められている。 2015年にCOP21で採択されたパリ協定、第203回臨時国会の首相所信表明演説において「2050年までにカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」と宣言されたことを踏まえ、2050年までの脱炭素社会の実現等の基本理念が新設され、地域の再生可能エネルギー*を活用した脱炭素化を促進する事業（地域脱炭素化促進事業）の実施に関する認定制度の創設、温室効果ガス算定排出量の報告制度の見直し等が行われた。
フロン類の使用の合理化 及び管理の適正化に関する 法律	通常「フロン排出抑制法」と呼ばれる。2002年に制定された「フロン回収・破壊法」で進められてきた業務用冷凍空調機器の整備時・廃棄時のフロン類の回収・破壊に加え、フロン類の製造から廃棄までのライフサイクル全体にわたる包括的な漏えい対策が取られるよう改正し、名称を改めた法律。2015年4月に施行された。また、フロン回収率向上の仕組みを取り入れた改正が、2020年4月に施行された。
エネルギー政策 基本法	エネルギー需給に関する基本的な方針を定め、国や地方公共団体の責務を明らかにしたもの。①エネルギーの安定供給の確保、②環境への適合、③市場原理の活用といった基本理念を掲げている。2002年6月に施行された。
国等による環境配慮物品等 の調達の推進等に関する 法律	通常「グリーン購入*法」と呼ばれる。国や地方公共団体などの大口需要者である公的機関が率先して低環境負荷*型の製品等を調達することによって、環境物品等の流通を促進し、価格を下げ、民間のグリーン購入を促進させることを狙いとしている。
容器包装に係る分別収集 及び再商品化の促進等 に関する法律	通常「容器包装リサイクル法」と呼ばれる。容器・包装ごみについて、消費者、自治体、事業者がそれぞれの立場で、ビン・缶・飲料用紙パック、ペットボトルなどのリサイクルを推進し、ごみの減量化とリサイクルの実現を図るために1997年4月に施行された。2000年4月からは、ダンボールなどの紙容器とプラスチック容器などにも対象が拡大された。また、一定量以上の容器包装を利用する事業者に対し、レジ袋対策等の取組状況の報告が義務化された。
特定家庭用機器 再商品化法	通常「家電リサイクル法」と呼ばれる。テレビ、冷蔵庫、洗濯機、ルームエアコンの4品目を対象に、メーカーが有料で回収し、リサイクルすることを義務づける法律。1998年6月公布、2001年4月より施行された。
食品循環資源の再生利用 等の促進に関する法律	通常「食品リサイクル法」と呼ばれる。食品製造業などから排出される食品廃棄物の発生抑制と減量化を行い、飼肥料などの原材料として利用を進めることを目的としている。
使用済自動車の再資源化 等に関する法律	通常「自動車リサイクル法」と呼ばれる。使用済自動車のシュレッダー・ダスト、フロン類、エアバッグ類のリサイクルの促進を進めることによって、最終処分量の減少と、不法投棄・不適正処理の抑制を図るもの。2002年7月に公布され、段階的に施行された。
資源の有効な利用の促進 に関する法律	通常「リサイクル法」「資源有効利用促進法」と呼ばれる。廃棄物の発生抑制（リデュース*）、部品等の再使用（リユース*）、原材料としての再利用（リサイクル）の「3R」を新たに導入し、資源の有効利用を総合的に体系づけた。
自然再生推進法	自然再生を総合的に進め、生物多様性*の確保を通じて自然と共生する社会の実現を図ることを目的とし、自然再生事業を専門家やNPOなど地域主導で進めていくことを狙いとしている。2003年1月より施行された。

関係法令名	解 説
自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法	通常「自動車NO _x ・PM法」と呼ばれる。自動車から排出される窒素酸化物と粒子状物質について、その汚染が著しい特定地域（町田市も含まれる）での大気汚染の改善を図ることを目的としている。2001年12月より施行された。
ダイオキシン類*対策特別措置法	1999年7月公布。ダイオキシン類による環境汚染の防止や汚染の除去を図り、国民の健康を保護することを目的とし、耐容一日摂取量、大気・水質・土壌の環境基準*、廃棄物焼却炉等の特定施設の排出基準、土壌汚染に係る措置などが定められている。
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律	通常「PRTR法」と呼ばれる。PRTR（Pollutant Release and Transfer Register）とは、「環境汚染のおそれのある化学物質の、環境中への排出量又は廃棄物としての移動量を、登録し公表する仕組み」で、事業者は、同法により、化学物質の排出量又は廃棄物としての移動量の把握・報告が義務づけられており、行政はデータの整理・公表することとなっている。
土壌汚染対策法	企業の工場跡地等の再開発等に伴う、重金属、揮発性有機化合物*等による土壌汚染の顕在化などを背景に、同法では、土壌汚染の状況を把握する調査の実施、汚染による人の健康被害の防止に向けた措置（汚染の除去等）について定められている。
水質汚濁防止法	工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制し、工場及び事業場から排出される汚水及び廃液によって健康被害が生じた場合、事業者が損害賠償を行うことについて定められている。
環境教育*等による環境保全の取組の促進に関する法律	通常「環境教育等促進法」と呼ばれる。環境を軸とした成長を進める上で、環境保全活動や行政・企業・民間団体等の協働の重要性が増していることや、環境教育をなお一層充実させる必要が高まったことから、旧法環境教育推進法を改正し、2012年10月に施行された。
食育基本法	国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができるよう、食育（様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること）を総合的かつ計画的に推進することを目的とし、2005年7月に施行された。 同法第18条において、地方公共団体は、内閣府に設置された食育推進会議が作成する食育推進基本計画を基本として、その地域における食育推進計画を作成することが求められる。
エネルギーの使用の合理化等に関する法律	通常「省エネ法」と呼ばれる。1979年より施行された。エネルギーをめぐる内外の経済的、社会的環境に応じた燃料資源の有効な活用の確保を目的に、工場や建築物、機械器具についてエネルギー使用の合理化に関する措置などを定めている。改正により、電気の需要の平準化の推進及びトップランナー制度の建築材料等への拡大に関する措置が追加された。
生物多様性基本法	生物多様性の保全と持続可能な利用を推進することで、生物多様性の恵みを将来にわたり享受できる自然と共生する社会を実現することを目的としている。保全や利用に関する基本原則、国が講ずべき13の基本的施策等、生物多様性施策を進める上での基本的な考え方が示されている。2008年6月より施行された。
ポリ塩化ビフェニル*廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法	通常「PCB特別措置法」と呼ばれる。人の健康及び生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質として、PCB廃棄物の適正な処理を推進し、特に高濃度PCB使用製品の確実な使用廃止と高濃度PCB廃棄物の処理促進について定める法律。2016年に「PCB措置法」から改正された。
都民の健康と安全を確保する環境に関する条例	東京都公害防止条例を全面的に改正し、2001年4月より段階的に施行された。現在及び将来の都民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要な環境の確保を目的に、化学物質の適正管理、建築物の環境負荷*低減、自動車公害対策等を強化した。

6.3. 用語解説（五十音順）

い ESG経営

ESGとは、環境（Environment）、社会（Social）、ガバナンス（Governance）の頭文字を取った言葉であり、これらを意識した経営のことをいう。

え エコセメント

私たちの生活から出るごみを清掃工場で焼却した際に発生する、焼却灰を主原料としてつくる新しいタイプのセメント。土木建築資材として、日本工業規格（JIS）に定められている。

多摩地域 25 市 1 町では、日の出町の二ツ塚処分場にエコセメント化施設を建設し、各清掃工場から排出される焼却灰を搬入しており、全量エコセメントにリサイクルしている。

エコファーマー

「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき、たい肥などを使った土づくりと化学肥料・農薬の低減を一体的に行う、農業者の愛称。東京都が審査し、認定を行う。

SS →浮遊物質量

SPM →浮遊粒子状物質

LED（LED照明器具）

発光ダイオード（Light Emitting Diode）を使用した照明機器。蛍光灯や発熱電球に比べ発光効率が良いため消費電力が少ないことや、長寿命であることから頻繁な保守交換のコストや購入コストが削減できる。

NLP

Night Landing Practice の略。夜間の航空母艦への着艦のための訓練で、基地の滑走路を航空母艦に見立て行う。着陸、接地、離陸（タッチアンドゴー）を何度も繰り返すため、非常に大きい騒音を伴う。

お 屋上緑化

建築物の屋上を、芝生や庭園として植栽すること。屋上緑化は、ヒートアイランド現象の緩和、大気汚染の低減など、都市環境問題の緩和などの効果が期待されており、東京都では自然保護条例に基づき、屋上を含めた緑化の指導を行っている。

温室効果ガス

太陽放射により温められた地表からの熱（赤外線）が、宇宙空間へと放射されるのを抑え、地表面の温度を一定に保つ役割を果たしているガス。いずれも大気中で微

量な成分であるが、人間活動により急激に増加しており、温暖化を引き起こしている。京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄が削減対象とされている。

Ox →光化学オキシダント

か 外来生物

人間の活動によって意図的・非意図的に関わらずそれまでその生物が生息していなかった場所に持ち込まれた生物種。

環境学習

自然の仕組みや環境問題に関心・知識を持ち、自分の暮らしや活動と環境との関わりについて理解と認識を深めるための学習を指し、生活環境の保全や自然保護に配慮した、良好な環境を将来世代へ引き継ぐための責任ある行動の実現を目指すもの。環境教育等促進法では、「環境教育」は、環境保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習と定義されている。

環境教育 →環境学習

環境基準

健康保護と生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準として、物質の濃度や音の大きさというような数値で定められるもの。公害対策を進めていく上で行政上の目標として定められるもので、ここまでは汚染してもよいとか、これを超えると直ちに被害が生じるといった意味で定められるものではない。環境基準を達成するため、事業所などから出る排水・排ガスには「排出基準」が設けられている。

環境基本条例

地方公共団体において、その地域の特性に応じた環境施策を推進・展開するための基本理念、各主体の役割、環境施策の方針を定めた条例。町田市では、環境基本条例検討委員会による答申を受け、2000 年 12 月に制定した。

環境権

町田市環境基本条例前文において、「健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする、良好な環境を享受する権利」と定義している。また同条例では、良好な環境は、すべての者による保全、回復及び創造の努力によってはじめて享受されるものであって、将来の世代も享受する権利があるとしている。

環境パートナーシップ

市民、事業者、行政など、町田市に関わるすべての人々が、それぞれの立場に基づいた役割分担のもと、環境の保全に向けた取り組み・行動を相互に促し、励まし、支えあって進めることをいう。

環境配慮

環境問題の原因が、私たちの生活により生じている環境への負荷にあることをふまえて、一人ひとりの生活や事業活動等によって環境に与える影響を低減するように行動することをいう。

環境白書

環境の現状、環境基本計画に基づく施策の進捗状況及び目標達成状況などを、毎年、点検し、広く市民へ公表する年次報告書。町田市環境基本条例第 16 条に「施策等の報告」として規定されており、2002 年 12 月に創刊号「町田市環境白書 2002」を発行した。

環境負荷（環境への負荷）

人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう（環境基本法第 2 条第 1 項）。

き

揮発性有機化合物

大気中で気体状となる有機化合物の総称で、トルエン、テトラクロロエチレン、イソプロピルアルコールなど多種多様。塗料や印刷インキの溶剤などさまざまな分野で使用され、その多くは大気中に排出されている。自動車、ボイラーや一般家庭のほか、植物などからも排出される。

窒素酸化物の光化学反応を促進し、光化学オキシダントを生成するだけでなく、光化学反応などにより大気中で粒子化し、浮遊粒子状物質（SPM）を生成する原因物質でもある。また、トルエンなど人体に有害な物質も含まれることから、環境リスク低減のためにも、使用量の適正化が必要。Volatile Organic Compounds を略して VOC とも表記される。

吸収源

大気中の二酸化炭素などの温室効果ガスを吸収する森林や海洋などのこと。

く

グリーン購入

商品やサービスを購入する際に必要性をよく考え、価格や品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ小さいものを優先的に購入することをいう。

1996 年 2 月に、わが国におけるグリーン購入の取り組みを促進するために設立したグリーン購入ネットワーク（GPN）には、企業・行政・消費者が加入している。

GPN では、環境負荷の少ない商品やサービスの市場形成を促し、持続可能な社会

経済の構築に寄与することを目的として、グリーン購入にあたっての基本原則、ガイドラインの策定、シンポジウムや研究会の開催などの活動を通じてグリーン購入に関する啓発及び情報の収集、発信を行っている。

こ

こどもエコクラブ

環境省が地方公共団体との連携の下進めている、小・中学生を対象にした環境活動クラブのこと。1995 年に発足し、生き物調査やリサイクルなど自主的な取り組みを進め、全国のクラブ員との交流を図るなど、環境教育の面でも効果を上げている。

光化学オキシダント

窒素酸化物と炭化水素とが太陽光線を受けて光化学反応を起こし生じる、オゾンやパーオキシアシルナイトレートなどの酸化性物質（オキシダント）の総称。Ox と略す。

光化学スモッグ

大気中に光化学オキシダントが発生し、白くモヤがかかって見通しが悪くなる状態。4 月から 10 月にかけて、気温が高く、風が弱く、日差しの強い日に発生しやすい。

さ

再生可能エネルギー

石油、石炭などの化石燃料や核エネルギーに対し、新しいエネルギー源や供給形態の総称。太陽光発電、風力発電などの自然エネルギーや廃棄物発電などのリサイクル型エネルギー（「再生可能エネルギー」）と、燃料電池、クリーンエネルギー自動車など「従来型エネルギーの新利用形態」の 2 種類がある。

里山

雑木林、農地、湧水等が一体となって多様な動植物が生息し、又は生育する良好な自然を形成することができると思われる丘陵斜面地及びその周辺の平坦地からなる地域で、その自然を回復し、保護することが必要な土地の区域をいう（東京における自然の保護と回復に関する条例第 17 条）。

し

資源化（リサイクル）率

排出されたごみの総量に対するリサイクル（再生使用）された量の割合をいう。

市民農園

一般に、農家など農地の所有者などが、近隣の住民のために農作業の目的で使用させる農園。「市民農園整備促進法」によって、主として都市の住民のレクリエーション等の用に供するための市民農園の整備を適正かつ円滑に推進が図られている。

Ｊ（ジュール）

ジュールは、仕事量を表す単位でエネルギー量は、この単位で統一して示すことが決められている。GJ（ギガ・ジュール）＝ 10^9 J

循環型社会

町田市では、すべての活動において、資源及びエネルギーの一層の循環、効率化並びに廃棄物の発生抑制、適正な処理等を図るなど、経済社会システムにおける物質の循環を確保することにより、最終的な排出物を低減し、自然環境の物質循環に戻すことができる社会をいう（町田市環境基本条例第2条）。

なお、2000年4月に成立した「循環型社会形成推進基本法」においては、廃棄物等の発生抑制、循環資源（廃棄物等のうち有用なもの）の循環的な利用及び適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会、と定義されている。

浚渫（しゅんせつ）

調整池（ため池）等の堆積した土砂を撤去して貯水容量（洪水調節容量）を確保する土木工事のこと。

食品ロス

本来食べられたにもかかわらず捨てられている食品。

す 水素イオン濃度指数

物質の酸性、アルカリ性を示す指数。pH＝7の場合は中性と呼ばれる。pHが小さくなればなるほど酸性が強く、逆にpHが大きくなればなるほどアルカリ性が強い。

水素ステーション

燃料電池自動車に水素を供給するための施設。

せ 生物化学的酸素要求量 →BOD

生物多様性

地球上の生物の多様さとその生息環境の多様さをいい、生態系を健全に保全していくための基本的要素である。「生物の多様性に関する条約」に基づき、わが国でも「生物多様性国家戦略」を策定し、遺伝子の多様性、種の多様性及び生態系（生物生息環境）の多様性の保全を進めている。2007年11月に「第三次生物多様性国家戦略」が閣議決定された。

た ダイオキシン（ダイオキシン類）

ポリ塩化ジベンゾ・パラ・ジオキシン（PCDD）のことで、極めて強い毒性をもつ有機塩素化合物。ベトナム戦争中アメリカ軍が「枯れ葉作戦」で散布した除草剤に含まれており、胎児の奇形などの原因にな

ったと考えられた。ほかにも、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）とコプラナーPCBについても似た構造と毒性をもつことから、併せてダイオキシン類と定義され、200種類以上の化合物が確認されています。

太陽光発電

太陽光発電とは太陽電池を使った発電のことで、太陽光発電システムは、太陽の光を電気（直流）に変える太陽電池と、その電気を直流から交流に変えるインバータなどで構成されている。

これまでの技術開発により、変換効率（光から電気にかえる効率：現在14%～20%程度）が向上し、コストも年々下がってきている。

ダンボールコンポスト

ダンボールを利用した生ごみ処理容器。ダンボール箱に竹チップ等の基材を入れ、生ごみを微生物により分解し、たい肥化する。

ち 地球温暖化

現代の産業化社会における二酸化炭素をはじめとする温室効果ガス排出量の急激な増加により、地表の平均気温が上昇すること。海面の膨張や世界的な異常気象、生態系等への影響などが懸念されている。

て DO →溶存酸素量

低公害車

従来のガソリン車やディーゼル車と比べ、排出ガス中の汚染物質の量や騒音が大幅に少ない、ハイブリッド自動車、天然ガス自動車、燃料電池自動車、電気自動車、低燃費ガス認定車などをいう。大気汚染だけでなく、温暖化の防止にも寄与する。

電波障害

中高層建築物の建設に伴って、周辺地域においてテレビの映りが悪くなるなど、電波受信機に障害をきたすことをいう。町田市では、中高層建築物の建設に当たり、電波障害の発生についての事前調査と障害発生時の対策について指導を行っている。

と 透水性舗装

雨水が浸透しやすいようアスファルトに隙間ができるように舗装する方法。水分の蒸発によるヒートアイランドの防止、雨水の地下浸透による地下水涵養などの効果がある。

トップランナー基準

製造事業者等に、省エネ型の製品を製造するよう基準値を設けクリアするように課した「エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）」の中の、機械器具に係る措置のこと。

に 二酸化硫黄(SO₂)

工場や火力発電所で硫黄を含んだ石炭や重油を燃焼する際に発生する。呼吸器への悪影響があるほか、酸性雨の原因物質である。

二酸化炭素(CO₂)

石油、石炭などの炭化水素含有物質を燃焼すると発生する温室効果ガスの一つである。わが国の温室効果ガス排出量のほとんどが二酸化炭素である。

産業革命以前の大気中の平均二酸化炭素濃度は280ppm程度であったが、その後の人間活動の活発化・拡大に伴い、2020年には410.5ppmに増加している。

二酸化窒素(NO₂)

窒素酸化物(NO_x)は、物が燃えると必ず発生する。燃焼により発生する一酸化窒素は大気中で酸化されて二酸化窒素となる。人間の呼吸器に悪影響を与える。

ね 熱帯夜

最低気温が25℃以上の夜。

燃料電池

水素と酸素の化学反応(水の電気分解の逆反応)により、電力と熱を発生させる技術である。発電の際、二酸化炭素は発生せず、騒音・振動もないという特長がある。

は 発生抑制

「排出抑制」は、廃棄の段階で有用資源のリサイクルなどにより、廃棄物としての排出をできるだけ抑制すること。一方「発生抑制」は、原材料の効率的な利用、製品の長期間使用などにより、廃棄の段階だけでなく製造、消費、使用等の各段階で廃棄物等となることをできるだけ抑制すること。

バイオガス

再生可能エネルギーであるバイオマスの一つで、有機性廃棄物(生ごみ等)や家畜の糞尿などを発酵させて得られる可燃性ガス。非枯渇性の再生可能資源であり、下水処理場などから発生する未利用ガス等も利用が期待されている。

ひ pH →水素イオン濃度指数

BOD

正式には、生物化学的酸素要求量[Biochemical Oxygen Demand]という。水中の有機物が微生物のはたらきによって分解されるときに消費される酸素の量で、河川の水質汚濁を測定する際の指標の一つ。河川の利用目的に応じた環境基準値と、事業所等からの排水の排水基準値が定められている。数値が大きいほど、有

機物の量が多く、汚れが大きいことを示す。

ビオトープ

ドイツ語で生物を意味する「ビオ」と場所を示す「トープ」の合成語。一つの生物種にとって必要な空間のまとまりを、その種のビオトープという。また、一定の区域に、元来そこにあった自然風景、生態系を回復・保全することも指す。

光害(ひかり害)

ネオンや街灯の光によって、夜間星がよく見えなくなるなどの影響が出ること。生態系に対する影響も懸念されている。

PCB →ポリ塩化ビフェニル

い フットパス

イギリスを発祥とする“森林や田園地帯、古い街並みなど地域に昔からあるありのままの風景を楽しみながら歩くこと【Foot】ができる小径(こみち)【Path】”のこと。

浮遊物質量

水中に浮遊または懸濁している直径2mm以下の粒子状物質の量。粘土鉱物、動植物プランクトンやその死骸、工場排水等に由来する有機物や金属の沈殿物等である。数値(mg/l)が大きい程、水が濁っていることを示す。

Suspended Solidsを省略してSSともいう。

浮遊粒子状物質

SPM(Suspended Particulate Matter)ともいう。大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が10μm(1μmは100万分の1m)以下のもので、大気中に長時間滞留し、喘息など呼吸器への影響が懸念されている。NO_x(窒素酸化物)等が大気中で粒子状物質に変化するなど、発生源が多様であり、ディーゼル車からの黒煙によるものが2~4割を占めている。また、特に粒径2.5μm以下のものを微小粒子状物質(PM2.5)といい、健康への影響が強く懸念されている。

VOC →揮発性有機化合物

ほ ポリ塩化ビフェニル(PCB)

炭素、水素、塩素からなる、工業的に合成された油状(白色の結晶状のものもある)の物質。Polychlorinated Biphenylを略し、PCBと記載される。化学的に安定などの性質を有しているため、電気機器の絶縁油や熱媒体などに使用されてきた。しかし、PCBは難分解性で、生体に蓄積する。現在、PCBの製造・輸入は原則的に禁止されており、事業者が保管・所有するPCB

は毎年届出が必要である。

ま マスタープラン (master plan)

特定の分野に関する市域全体の基本的な方針を定めた計画。行政計画では、都市計画、緑、住宅、景観、環境、福祉などの分野のマスタープランがある。これらに基づき、特定の地域や施設の計画がつけられる。

み 緑 (みどり) のカーテン

ヘチマやゴーヤなどのつる性の植物を窓の外にはわせることで、日差しをやわらげ、室温の上昇を抑える自然のカーテンのこと。省エネルギー効果、二酸化炭素吸収効果、ヒートアイランドの緩和効果等が期待される。

め 面的評価

幹線道路に面する地域での騒音を、幹線道路から50mの範囲にある全ての住居等を対象に、実測値や推計によって騒音レベルの状況を把握し、環境基準に適合している戸数の割合を算出して評価する手法。

も 猛暑日

日最高気温が35℃以上の日。

や 谷戸

丘陵地において、河川等の浸食によってできた谷状の地形。谷津、谷地とも呼ばれ、地形を利用した農業や、生態系を含めて指す場合もある。

ゆ 有害化学物質

人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれのある物質の総称で、大気汚染防止法、水質汚濁防止法等の法律により物質を指定し、取り扱い、排出濃度、製造・輸入などを規制している。

よ 溶存酸素量

DO (Dissolved Oxygen) ともいう。水中に溶解している酸素の量。魚介類が生存するためには3mg/ℓ以上、好気性微生物が活発に活動するためには2mg/ℓ以上が必要であるといわれている。数値(mg/ℓ)が大きいほど良好な水質であることを示す。

要請限度

環境省令が定めた自動車騒音又は道路交通振動の指定地域内における限度のこと。区市町村長は、自動車騒音等がその限度を超えていることにより道路の周辺的生活環境が著しく損なわれると認めるときは、騒音については東京都公安委員会に対し道路交通法の規定による措置を執ることを要請することができ、道路管理者又は関係行政機関の長に意見を述べることができる。

り リサイクル (Recycle)

資源の有効利用や環境汚染の防止のために、廃棄物を原料として再生し、利用すること。

リデュース (Reduce) →発生抑制

リユース (Reuse)

使用を終えた製品を、基本的に形を変えずに他の利用法で用いること。使用済みの容器を回収・洗浄・再充填して繰り返し利用する「リターナブルびん」などのほか、家電製品や家具等の廃棄製品から消耗度の少ない部品を選び出し、新たな製品に組み込む手法等もある。

緑地

狭義には、都市公園など都市計画において計画された緑地を意味する。広義には、社寺境内地などの空地の多い施設、農耕地、山林、河川、水面などのオープンスペースまで含める。計画目標値は、広義の緑地をさす。

れ 歴史的文化的環境

歴史的文化的遺産を含む環境のうち、地域の自然環境を構成する要素となっているものをいう。

町田市
環境白書 2021
—データ集—

編集・発行	町田市環境資源部 環境政策課
所在地	〒194-8520 町田市森野2丁目2番22号
電話	042-724-4386
発行日	2021年11月30日
編集協力	アオイ環境株式会社
刊行物番号	21-44

リサイクル適性 **(B)**

この印刷物は、板紙へ
リサイクルできます。